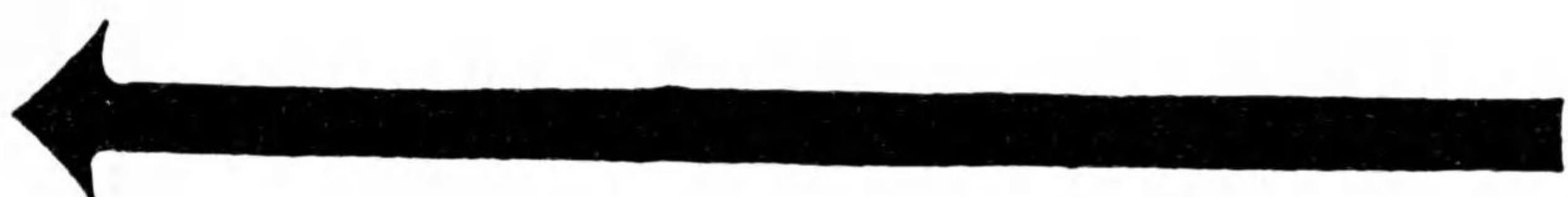


316
41

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4

始



本稿は獨伊兩國國情に關する調査の一部として當課囑託齋藤祐藏をして執筆せしめたるものなるが稿中述ぶる處には多分に編者の私見を包含し居るに付右爲念附言す。

昭和十四年五月

調査部 第二課

a 316
41



15393

擔當者の言葉

更生躍進の途上にある伊太利國に對する再認識と研究とを必要とする現下の我國に於て寡聞未だ伊國の外交政策を一巻の書に纏めたもの有るを聞かない。本篇は素より一巻の書と稱すべく餘りに貧弱且不完全なものであるが、若し之を以て伊國の外交政策を一篇の調書として編んだ最初のものであるとするならば、其の意義と價值とは擔當者をして調査に従事せしめたる當事者の機宜に適した處置に歸するものであり、其の内容の不備不當或は私見に關する一切は擔當者が其の責を負ふべきものである。ただ擔當者としては此の一年間を資料の不完全其他の難條件の下に調査作業としての「机上の闘ひ」を懸命に闘つて來た積りである。憾むらくは非才其の努力を良く活かし得なかつたが、他日時を得て其の完備を期し度い。

尙本調査の方針として

- 一、伊國の外交上の國家的要求に關してはムッソリーニの言説或は伊國側の文獻に據つた。
- 一、伊國外交政策の批判は英米獨等第三國側のものに能ふ限り輯録して、その出所を明記し、參考に資した。

一、伊國統一以來外交上の事實を説述する事は短日月の調査を以てしては不可能であり、又本旨ではないので巻尾に附屬として伊太利を中心とする外交年表中に列記しておいた。それも一九三一年頃までの分は殊に不十分であるが、單なる外交史實の引拔をする暇はなかつた。

目次

第一章 日伊兩國の外交に關する一考察……………一頁

第二章 地中海と伊太利……………三

一、經濟的見地……………四

二、國防的見地……………四

(イ) アドリア海……………四

(ロ) 東部地中海……………五

(ハ) 西部地中海……………六

三、國際政治的見地……………一〇

(イ) 地中海の政治的意義……………一〇

(ロ) 地中海を中心としたる伊太利と諸國との關係……………一一

對、獨、逸……………一二

對、英、國……………一二

對佛國	一五
對スペイン	一八
對ユーゴスラヴィア	一八
對ギリシア	一九
對トルコ	二〇
對ブルガリア、ルーマニア、ハンガリ	二二

第三章	ファシスト政権以前の伊太利外交	二五
第四章	ファシスト政権以後の伊太利外交	三〇
第五章	伊太利外交政策の解剖分析の試み	三九
第六章	日伊兩國の過去に於ける英國に對する立場と態度に關する一考察	四六
第七章	近東及びアラビア政策(中東、極東政策に言及す)	五〇

第八章	アフリカ經綸	五七
第九章	特種問題として	六四
	○三國同盟と伊太利が聯合國側に參加した一原因	六四
	○ロンドン密約	六七
	○チュニス問題と佛國の對伊植民地割讓問題	七一
	○英伊協定	七七
	○獨伊樞軸の必然性と持續性	七七

附 屬

伊太利を中心とする外交年表	八七
參考文獻	一六三

伊太利外交政策

第一章 日伊兩國の外交に關する一考察

一國の外交政策は其の地理的地位、經濟上の利害、歴史的傳統及び國民性等を根本的要素として是に基いて行はれ、同時に其の内政、國力、軍備の反映であることは一般に認める處である。

皇道を宇内に宣布發揚する事を以て國是と爲す我國独自の外交政策と雖も大體に於て此の事實を度外視し得ぬであらうが、本論の伊太利國の外交政策の如きは正に此處に根據を有する。就中其の地理的地位は伊太利の外交政策を決定する最大の要素である。實に伊國の外交は全ての端を此處に發してゐるのであつて、先づ此の點を銘記せねば彼の國の外交は之を正當に理解し難いと惟はれる。從來我國に於て一般に伊太利の外交を正當に理解せられなかつたのは此の根本義を無視した爲である。又從來一般日本人の心理又は觀念を以てしては伊太利の外交を理解し得なかつたのは無理ない事と惟ふ。何故なれば我々日本人は數千年來、此の世界に無比なる天險を成す神洲に生を享け、外寇に侵されたことなく、又外交に據つて國を護らねばならぬ程の必要に迫られた苦い經驗が無いので、伊太利の如

く統一以來歐洲の大國間に介在して外交を以て保身の楯と爲し、遂に今日の大を築き上げた其の辛苦、手練を理解することが出来なかつたからである。そののみか原因を極めずして唯表面の事象に依つてのみ判断し、伊國の外交を目して「娼婦外交」なりと簡単に片附けてゐた向が多かつたやうである。

觀方を換へて言へば曩に擧げた外交政策の一大要素である「地理的地位」は我國の場合にあつてはそれが我國人をして外交なるものに對して無關心ならしめ、反對に伊國にあつては其の外交を發達せしめたのである。つまり日伊兩國の自然的地位が各自の外交に對して全く異なる意味に於ける影響を及ぼしたのである。而してそれが自然的理由に基く限り、存続の理由なり價值があつた。然し其の我國と雖も滿洲事變の突發に依り支那は勿論、歐洲諸國或は米國と切實深刻なる交渉を生ずるに至つて其の外交は從來の如き單調さを以ては收まらなくなつて來た。要するに必要が我國の外交に異變を生んだのである。然るに實際の外交戦線は此の急變に應じ兼ねて舊體依然たる有様であつた。ここに我國の上下を擧げて外交の不備を痛感するに至つた。それが近年喧しい「外交不振」の聲と成つて叫ばれるに至つたのである。大陸經營に乗り出した爲に生じた我國の地理的地位の變化が日本をして從來の外交方策では賄ひ切れなくなつたのである。これは自然的要求であり、現實が生んだ必要である。これが今後の日本の外交を決定するであらう。即ち今後の日本の外交は此の新たなる地理的地位に順應

して然るべく發達するに違ひない。從來は其の能力が無かつたのではない。其の必要が無かつたのである。あらゆる方面に行くとして可ならざるなき大和民族が外交方面にのみ拙劣であるとは考へられない。今や其の發達と伸展の道と機會とに遭遇してゐるのである。然るにそれを若し或種の人爲的素因が其の成長を阻碍してゐるとしたならば斯かる障礙は取り除くべきである。若しそれが出来なければ革新日本の面目は何處にあるか。——原因を極めずして徒らに我國の外交不振を難するは早計である。原因を知つて尙之に對處せざれば其の罪は人にある。

第二章 地中海と伊太利

敘上の如く地理的地位の變化は我國の外交に異常なる影響を及ぼしたのであるが、之を伊太利の例にも見る事が出来る。抑々スエズ運河が開鑿されたといふことは地中海の形勢に著しい變轉を來し地中海國である伊太利の外交に大いなる影響を及ぼしたのであるが、之は上述の變化とは少しく性質を異にし且餘りに古い事であり、それよりも「エチオピア」併合を以て茲に言ふ地理的變化に當てるべきである。之に依つて本國と東「アフリカ」帝國との連絡を確保する爲にも伊太利は東地中海及び紅海の制海權を増々必要とするに至つたのである。要するに如何なる場合にあつても伊太利と地中海とは不可分の關係に在り、地中海なき伊太利は水なき魚に譬へ得よう。以上屢々伊太利の外交を決定す

る最大の要素は其の地理的地位なりと強調したのも畢竟地中海が伊太利の外交を支配するものであることを言はんが爲であつた。くごい様だが伊太利が純然たる地中海國であることは何人と雖も一度歐洲の地圖を抜き見てしばし伊太利の地位に思ひを走せてみれば自ら判然する處であるが、伊太利の外交を語る前に先づ伊太利と地中海との關係を検討せねばならないと惟ふ。

地中海の略々中央にアトラスの長靴の如くに横たはる此の半島國は大陸との國境は一千九百五十軒なるに反し、其の海岸線は八千五百軒に及び古來屢々半島と云はんより寧ろ島國と見做され勝であつた。此の地勢のみにも既に伊太利が如何に地中海に負ふ處大なるかが肯ける譯であるが、之を左の見地から觀れば

一、經濟的見地

『伊太利の輸入の八割六分が海上を経て行はれ、其の中の一割三分がダーゲネルス海峽を、一割七分がスエズ運河を、七割がジブラルタ海峽を通るのである。』(一九三六年十月伊國外交政策國民評議會にて伊國提督ラニエーラ・ピシア)

二、國防的見地

(イ) アドリア海

伊太利は地中海の一部であるアドリア海を隔ててユーゴスラヴィアと對峙してゐるが、此の海の通

路に位するサセノ島を領有してゐることはアルバニア國を事實上の保護國としてゐた事と共に伊太利をしてオトラント海峽に對する壓倒的な支配權を掌握せしめてをり、それはヴェネツィア、トリエステ、フィウメ或はポーラが海上より受くべき攻撃に對する安全保障を意味してゐた。それが從來の情勢であつたが、去る四月アルバニア國を併合したことに依つてアドリア海に對する伊太利の制海權は決定的なものとなつたと言へよう。假令ユーゴスラヴィア側の同海沿岸は海軍基地として伊太利側のそれよりも遙かに有利な地勢にあるとも海軍そのものが伊國にとつて問題とするに足らないものである。

(ロ) 東部地中海

此處に於ては戰略的に英國と對峙してゐる。即ち英國がサイプラス島とアレキサンドリア軍港を作戰基地と爲すに對し伊太利はドデカネーズ群島及び其の主島たるローディ島を以て爲してゐる。又極めて小ではあるがカステルロッソなる孤島をトルコのアダリア地方の沿岸近く領有してゐる事も茲に附記すべきであらう。

上記の英領サイプラス島は其の廣さに於て佛のコルシカ島より稍大であり、此處よりトルコ、シリア、パレスタイン、エジプトの各沿岸に到達するに空路を以てすれば三十分乃至一時間半の地位に在り、最近此處を一大戰略基點と爲す事は英國の既定方針と爲つた。島内のファマガスタ港は之を改造

すれば立派な要港に爲る外、空軍基地は島内隨所に建設し得ると云ふ。此の基地と相呼應し得るアレキサンドリア軍港は五大戦艦を基幹とする大艦隊を收容する大軍港である。

之等に對する伊領のローディ島には既に永久的基地工事が完成し、超爆撃機を飛ばし得る有力なる空軍基地であり、又潜水艦根據地として西部地中海の基地と呼應して對英奇襲戦の先驅を承つてゐる。更に附記すべき事は彼のシリアのトリポリ及びバレスチナのハイファに到る佛英の石油輸送管はローディ島を根據地とする伊空軍爆撃の好目標となる危険に曝されてをり、對英のみならずギリシア、トルコに對する重要な攻撃地點であり、尙ホスホラス海峡への途上に在る監視所でもある。

(ハ) 西部地中海

此處に於ては英佛兩國に對峙してゐる。即ち英領マルタ島並びに佛領チュニスに對して伊のシチリア島並びにパンテリア島があり、佛のコルシカ島に對する伊のサルディニア島が有り、彼のジブラルタに對しては今やスペインを平定せるフランコ政權と諒解済みのものあるのみならずバレアリック諸島は事實上伊の勢力範圍に屬し、共に同時に佛本國及び佛植民地たるアルジェリア、モロッコに大脅威を與へる事となるのである。

海軍及び空軍の基地としてのマルタ島は伊のエチオピア戦争以來、空軍の發達に依つて其の地位が根本的に變化し、其の價值が輕視され始めた。以前は長所であつた伊の海岸に近いといふ事が今や極

めて危険なものとなつた。以前は狭い地中海が英國の優秀な艦隊に依る支配を容易にしてゐた丈、それだけ今度は母國から遠く離れた英國の據點に對する優秀な伊空軍に依る脅威を容易にした。シチリアに集中してゐる爆撃機は二十分で、リビアのそれは高々一時間半でマルタを襲ふ事が出来る。尙マルタ島に對する伊太利側の戰略的基地としてのパンテリア島はマルタより二百軒を隔ててシチリア島と佛領チュニスの間に介在し此處を基地とする伊空軍と潛航艇は此の狭い海峡——パンテリア島とシチリア島とは百二十軒、チュニスは七十軒の近距離に在る——を封鎖し、地中海に於ける敵の艦隊を東と西とに分斷し得る可能性は大いにある。事實魚雷網を以て決死の擁塞戦を行へば主力艦隊が通過することは相當の困難事に違ひない。

之等に對して英國はマルタ島の改装を行ひつつあるが、果して幾許の効果があるか大いに疑問視されてゐる。

パンテリア島はマルタ島に脅威を與へるのみならずリビアの根據地と共に有事の際佛領アフリカ植民地から佛本國に送らねばならぬ佛の土民軍を地中海上に討ち得る絶好の地位に在る。之に加ふるに上述の如く西領バレアリック諸島（優秀なる空軍並びに潛航艇基地）が伊太利の根據地と成るに於ては佛國の地中海戰略に根本的な打撃を與へることとなる。その事は又英のジブラルタにも大いなる影響を及ぼさすにはおかぬ。殊に今や伊太利とスペインとが殆んど同盟に等しい間柄と成るに於ては

ジブラルタは背後から攻撃を受ける危険も生じた譯である。次に戦時に於てのみならず、既に平時に於て英佛がフランコ政権と伊獨との離反を策し同時に新しきスペインに割込みを行はんとして標榜した『スペイン人のスペイン』は今日にあつては反對に自縄自縛の結果を來し、スペイン側に擧げられたジブラルタ奪還の聲に怯えねばならなくなつた。

以上可成簡略に地中海に於ける伊太利の經濟的並びに國防的地位を眺めてみたが、地中海に於ける伊太利對英佛の戰略上の優劣を詳論するのは本旨ではないので避けることとする。只地中海が伊太利の外交を支配するものである以上、兩者の關係を仔細に検討する要があり、國防的には單に同海に於ける伊の軍事基地のみならず更に進んで地中海に配備し得る伊の陸、海、空を通じての兵力量其他近代戦に必要なあらゆる要素を考慮せねばならず、これは軍事専門家の調査検討に俟つより外ないので茲では單に參考の爲に簡單に總括的に敘述してみることにする。それも概して伊太利の地中海に於ける戰略的地位に止め、其他近代戦に要する要素に關しては言及せぬことにする。

要するに伊太利の飛行機と潛航艇の發達と艦艇の速力化は地中海の狭い水道に於ける戰略上の革命を齎し、伊の地理的地位を有利に導いたことは事實である。と云つて之を以て直ちに對英戰略上に伊のみに有利であると斷定することは出来ない。あらゆる角度から觀なければならぬが、先づ愈々地中海に於て伊英が決戦するとなれば、伊太利は其の貿易の七割五分乃至八割五、六分を負つてゐる地中海

海を戰場とすることは大いなる危険率が伴ふに反し、英國が地中海を通さねばならぬ貿易は僅かに八分七厘に過ぎないので、之を放棄して同海上に純然たる海軍攻勢を執ることが出来るといふ道理である。其の場合トルコの軍港インブロス及びテネドス或はギリシアの要港レムノス及びサモスは之を英國の利用に供せしむることは恐らく間違ひない處とすれば伊太利の立場も仲々樂觀出來ないであらう。

一方英國の地位を顧ればジブラルタルからポルトセッドに至る一千九百哩の海上はリビアと伊太利國及びローデ島根據地の爲に一千三百哩まで兩側面を脅威される。而して紅海に入れば西岸に伊領エリトリアあり、其の對岸には既に伊の勢力圏と化したイエーメン國があり、(尙詳しくは調第一五一號伊太利陸海空軍の調査一四八一—一五〇頁參照) 英船の安全を保障し得ない。アデンを出て印度洋に入れば西岸には伊領ソマリランドが長い海岸線を曳いてゐる。だから英國が地中海から印度洋に出る航路三千數百哩の中、純然たる英國領を通る地方は僅かに「エヂプト、スーダン」と英領ソマリランドあるのみである。尙一朝地中海に有事の際、英國はシリア、イラク、イラン、パレスタインに於ける勢力圏を失ふか、さもなくば、著しい打撃を被るであらうし、アラブ民族の反英活動も正に勢ひを得るであらうし、其のアラブ民族に對しては伊が回教徒擁護者を以て任じ盛んに働きかけてゐることは周知の事實であり最近又イエーメンを中心にアラビア一帯即ちヘジャース、パレスタイン、シリ

ア、トランスジョルダン、イラク等に情報局を設置したのも各地の在外公館と連絡してアラブ宣傳を目的とするものと傳へられ、要するにアラブ民族が伊國側に加擔する可能性は多分にある。又英國の近東に於ける失墜が忽ち印度に轉火することを思へば英の立場は容易ならぬであらう。

三、國際政治的見地

(イ) 地中海の政治的意義

地中海を政治的に如何なる程度に解すべきやに就いては諸説が有るかも知れぬが、エシユマンは其の著 *Die Aussenpolitik des Faschismus* の中で次の意味を述べてゐる。

『地中海を單に地理的に限定して餘り狹義に解すべきではない。それは伊太利の發展の中心地帯と解すべきである。地中海沿岸の土地を支配するには奧地が無くては益する處少いであらう。斯かる見地からすればブルガリア、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ギリシア等のバルカン國や又オースタリ或はハンガリさへも地中海及び同海に於ける伊太利の發展にとつての奧地の一部を爲すものと見做すべきであらう。斯如き廣義の意味に於て南東歐より佛國の政治的文化的勢力を驅逐せんとする伊太利の努力や、又此の方面に獨逸或はスラヴ族の勢力の侵透を阻止せんとする伊太利の苦闘やリビア其他伊領アフリカに自國民を移植せんとする伊の新たな決意や東部地中海沿岸のみならず亦紅海及び印度洋沿岸に於ける伊の地位の確立要望等々は之れ悉く地中海に於て他國と少くとも對等の條件を以

て生きんとする伊國の決意を示す諸相である云々。』

以上のエシユマンの地中海に關する見解は今日の實狀に沿はない點が少くなく、殊にバルカン或は中歐に關聯して斯如く地中海を廣義に解すべきや否やは疑問であると思はれるが、さりとて地中海に濱する國のみが地中海に關係があると観るのは餘りに皮相な見解でありユーゴスラヴィア、ギリシア、トルコのみならず地中海に面しないルーマニア、ブルガリア或はハンガリ等の動向も地中海問題に影響する處大なりと観るべきであらう。其他地中海を東部地中海沿岸諸國、紅海或は印度洋方面に對する伊太利の發展の中心地と解するエシユマンの見解は正鵠を得たものと云へよう。

(ロ) 地中海を中心としたる伊太利と諸國との關係

地中海を中心としたる伊太利と諸國との關係を観ることは大體に於て直接又は間接に伊太利外交の現勢を観ることである。如何となれば伊太利外交の殆んど全てが地中海政策に其の端を發し、アフリカ經綸と雖も地中海政策が有つて初めて存立するのであり、近東、中東方面に對しても同様であることは上述の通りだからである。と言つて伊太利の外交が勿論此の方面のみに限られてゐる譯ではない。否其の反對に伊太利は其の傳統的外交政策に依り歐洲のみならず、嘗ては南米や太平洋問題や其他種々の世界問題に發言權を得る爲外交上に少しの割込みをも行つて自國の地位を有利に導かんとし、又現在に於ても其の政策の基調に變りないことは後節に詳述することとするが、要するに伊太利

にとつては歐洲其他の世界問題は地中海問題に比すれば實際的に第二次的な重要性があるのみである。此の意味に於て地中海を中心とする伊太利と諸國との關係を検討することは伊太利外交に觸れる近道である筈である。以下簡潔に専ら現在の情勢のみを論ずることとする。

對獨逸

獨逸のオースタリア併合に依つて獨伊は境を接するに至つたが、兩國の同盟關係は今や搖ぎ難い結合として、北はバルチック海から南は地中海に貫いて、歐洲を東西に分斷し、一大偉力を形成するに至つた。伊太利の地中海政策と雖も此の獨伊樞軸の背景が有つて初めて偉力を發揮するのである。此の故にこそ伊は獨のアンシユルスも黙認すれば又チエッコの併合をも支援した次第である。之を皮肉な觀方をする者に依れば伊は獨伊樞軸に依つて獨の虜と成つたと謂ふのであるが、伊としてはよしんば假に獨伊樞軸の虜と成らうとも、それに依つて地中海の囚人たることを脱し、地中海の主たることを得れば其の外交政策の大成功として謳歌するであらう。地中海の主たらんことはファシストの機會ある毎に内外に標榜する處であつて茲に附言する迄もない。然し伊太利が地中海の主と成るには同海に於ける英國との關係に結末を附けねばならず、此處に伊太利外交の伸縮性がある。

對英國

兩雄並び立たずとすれば地中海を舞臺として伊太利と英國との間柄も其の一であらう。「地中海は伊太利の生命線であり、英國にとつては東洋への通路である」とはムッソリニの言葉であるが、英國としても地中海の制海權を失つて東洋への通路としてアフリカの南端を迂回せねばならぬとしたならば大打撃であるから飽迄其の地中海政策を押し進めて行くに違ひない。畢竟伊英兩國は此の海に於て何れか一國が主と成り従と成るまで抗争せねばならぬ運命にあるが、伊太利としてもエチオピア遠征當時の如く常に事を構へるの態度を持してをられぬ國情（エチオピア攻略に依る國力の費消、經濟自給自足計畫の未完成其他）に在るので、英國と外交的に妥協した。それが昨年四月十六日に調印された英伊協定である。（調二特第一七號參照）之に依つて地中海の現状維持を協約した譯であるが、スペイン内亂に於けるフランコ軍の決定的勝利は之を支援してゐた伊太利にとつて有利に展開し、遂にフランコ政府をして防共協定に参加せしめ、又それより先伊は要對佛求の目標がチユニス其他にあることを表示して佛國を脅威し、或は去る四月アルバニアを合體してバルカンに對する進出に新たなる地歩を確保する等其他、之を要約すれば廣義の地中海政策に歸するものであり、斯如く伊の地中海を地盤とする活動を英國は英伊協定に依つて抑制し得べくもないのである。否、其の反對に今日にあつては英が伊に引廻はされてゐる觀がある。伊のアルバニア合體は英伊協定に違反するものなりと英が抗議を行つてみても、ア國在住の伊國人が不法の待遇を受ける等其他伊國の權益を侵犯される故合體は止むを得ずと反駁され、泣寝入りするのみならず、進んでア國合體を承認せんとする態度に出てゐる。

伊の機嫌を取つて獨伊を離間せん一策である。然し勿論これしきの事を以て獨伊樞軸を英佛樞軸に乗り換へる程、伊が獨伊樞軸に依つて受けるべき利益は稀薄なるものではない。恐らく英が伊を同樞軸から切離すべき外交方策は今日皆無であらう。地中海に於て伊が英と妥協することはあつてもそれは一時的現象であつて、その時は伊が英を相手に實力に訴へては不利な時である。未だ伊に準備が完成してゐない時である。例へば伊の阿國合體に引續いてコルフ島の占領が懸念されたが、伊は英の抗議的警告に對して同島の安全を保障した。然しコルフ島に對する伊の意圖は第三者と雖も想像に難くないものであり、曾ては伊國軍を以て一時的に占領せる同島の事ではあるが、阿國合體に續いて直ちに同島に手を伸すことは戦争を欲せざる英をもして立たざるを得ざるに至らしめるであらうし、それは未だ伊にとつても都合が悪いので安全保障の回答を英に與へたまでである。即ち伊にとつて未だ時機と準備が到らないから一時其の驥足を休めた迄である。臨機應變、進むべき時に進み、退くべき時に退き、好く情勢を見極め算定し、而も駸々と國歩を進めつつある様はムッソリニの外交政策のあらゆる處に見る事が出来る。スペイン問題にせよ、英伊協定發效の條件としての伊國義勇軍撤退も確かに行ふには行つたが、それは一小部分の軍隊であり、而も傷病兵が主であると傳へられ、更に第二次的撤退を英國に約定したが、その期限をフランコ將軍のマドリッド入城式後に限り、尙其の入城式を五月十九日に延引して其の間、何事か策謀しており、一説にはフランコ政府と軍事密約を行ひジブラル

タに對抗して其の近く（アルヘシラス又はセウタとも云ふ）に要塞を構築すべしと傳へられ、一方獨逸との軍事的提携を具體化する爲に兩國の軍事最高官の接觸を頻繁に行ひ、就中リビアに於ける獨伊軍事共同動作を確實にする爲か、それ等獨逸最高軍事官は必ずリビア視察旅行を行つてゐるのは注目に値ひする。又他方バルカンに對しては外交的に活躍してゐるのはこれ悉く近き將來、新たな驥足を伸ばさんが爲の準備工作と觀測せられる。それは對英のみならず對佛的に關係がある事であらうが、今日英佛は一國と見做して差支ないであらう。ムッソリニが英國に對してスペインの伊國義勇軍の撤退を約束してゐるのは英伊協定の發效條件なるが故であらうが、其の奥の手には祕密條件として英國から借款を引出すと云ふ手段があると噂せられ、先づ前後の情勢から判斷して事實と觀るべきである。伊は英から引出した金でエチオピア開發其他に資するであらうが、之れ亦結局對英抗爭の實力を強化するに役立つのみであらう。従つて英國としても勿論伊の求めるが儘の額を貸與することはあるまい。

對佛國

大戰後の歐洲に於て伊太利とフランス位犬猿も只ならぬ間柄を續けて來た國は他に見當らぬ。それが現在に於ては一方は獨伊同盟の締約國として、又他方は英國との結合を背景として兩者の對立抗爭は歐洲戰誘發の一導因たるべき可能性を有するものと觀られるに至つた。地中海に於て兩國が對峙す

る様は既に前項に述べたが、伊佛亦地中海に於ては兩立し難い國柄である。其の一例はチュニス問題を繞る兩國の間にも觀られるが、佛國としては假令オースタリヤチッコが獨逸に併合されるのは我慢し得るとしても、チュニスを伊太利の領有に委ねることは政策上にも、面目にかけても爲し得ない處である。昨年十一月伊外相チャノが議會演説に依りチュニス其他に關し對佛要求を仄かし、本年三月ムッソリニ亦演説を以て同要求を明白にしたが、之に對し佛國は方寸の領土たりとも譲らぬ態度を示した。然し之に關し兩國間に正式の交渉が開始された譯ではない。現在は唯右の様な伊國側のジエヌチュアが示されたに過ぎぬ。伊太利としては先づ斯如きジエヌチュアを以て佛國側の反響を打診したものであらうが、斯かる點にも伊太利外交の遣口を窺ふことが出来る。何故伊太利がチュニス問題に關し斯く慎重な態度を持するかと云へば、恐らく前述の如く佛國はチュニスを守る爲には好まぬながら干才に訴へ兼ねまじき事を知るが故であらう。ここに伊太利外交の困難と運命の辛さがある。而もそれに加ふるに佛國民の異常な對伊心理作用がある。獨逸には種々の點で對抗し得ぬと半ば諦めてゐる佛國民も伊太利に對しては從來の輕侮の念を改め切れず、伊太利何者ぞとの反撥心を掻き立てて向はんとする。然し其の背後に英國の援助を頼みとする事は言ふ迄もない。元々今日の如き歐洲情勢にあつては伊佛兩國間のみの戦争が行はれる事は殆んど有り得ないと斷言してよいであらう。伊亦獨逸の支援を得て對佛要求を貫徹せんとして策動中である。其の表面に現はれたものとしては本年四月

から五月にかけてリビアに於ける伊獨軍事最高官の會談である。之はリビアのトリポリを中心とする伊獨共同作戰を打合せたもので、リビアとチュニスとの國境を視察してゐるのも意味深い。一方リビア總督バルボがエジプトに赴き同國王或は首相等と會談を行ったのは(五月)萬一伊太利がリビアで對佛的に事を起した場合、エジプトの態度如何を打診する爲とも、或は何等かの諒解を求めるとも傳へられるが、何れにするも之等伊の活動が近き將來の或る目的に向つての準備工作である事は過去に於けるファシスト外交の遣口からして推察し得る處である。而して愈々準備成つた時、伊は佛國に對し正式に其の要求を提示するであらう。それに依り伊は強ちチュニスの併合を固執せぬかも知れぬが、彼のロンドン密約の第十三條を楯に取つて佛に迫るに違ひない。佛としても此の點伊に對し借分が殊つてゐるので、伊のスエズ運河經營參加やジブチ港或はジブチ、アデイス、アベバ鐵道に對する要求の如きには大體應ずる意向を仄かしてゐる。伊の要求が此の程度のものならば戦争突發の懸念はないと思はれる。伊としても兵火に訴へて對佛要求を貫徹せんとするのが眞意ではなく、攻撃態勢を擬して外交的に首尾を收めんとするのが其の狙處であるらしい。それに地中海沿岸に於ては伊は戦争以外に、外交的に、民族的に平時工作を以て其の勢力を擴大し得る手段を藏してゐるので資源自足の計畫が成就してゐない今日、直ちに、戦争に訴へるとは考へられない。上述のリビアに於ける伊獨共同作戰の協議の如き萬一戦争が突發した場合に備へる爲であり、又將來アフリカも歐洲戦争の舞臺

たるべき可能性を帯びるに至つた爲であらうし、一方獨逸としては今次締結した伊との軍事同盟の爲にもリビアの軍事施設を視察する必要があつたであらう。(チュニス問題に關して詳しくは第九章「特種問題として」を参照)

對スペイン

今やスペインは伊國と事實上の同盟關係に在り、此の事が伊の地中海政策をして一大躍進を遂げしめた事は既述せる處である。而して此の關係が將來永續する時はスペインを通じて大西洋沿岸に出口を求め得る事も不可能事ではあるまい。既にジブラルタの價値が云々され佛本國とアフリカ植民地との連絡が絶望視されてゐる事は西部地中海制海權がスペインを通して伊太利の手に移る事を暗示し、その事は取りも直さず伊艦隊の大西洋進出を意味する事である。(第二章地中海と伊太利二、國防的見地(ハ)「西部地中海」参照)

對ユーゴスラヴィア

嘗ては佛國の衛星國たりしユーゴスラヴィアが今日に於ては獨伊樞軸のそれと化した。これは獨伊結合の一所産である。ユーゴスラヴィアとしては樞軸に参加するより外に仕方が無かつたのである。樞軸の威力がさうさせたのである。而して獨伊兩國の此の小國に對する態度は一見奇妙に見える事が保たれんとしてゐる。即ちユ國に對する經濟的勢力は之を獨逸が、政治的勢力は之を伊太利が保

持せんとする諒解が獨伊間に行はれてゐると觀られる。之を實際の政策上に窺ふに獨逸は經濟關係を強化しつつありて、本年五月通商使節團をベルグラードに派遣せる如き其の一例であり、伊太利はユ國のクロアチア及びダルマチア地方(一説にはスラヴォニアをも含む)を自治州たらしめること事實は伊の保護領と化すことに依り同國內に於ける政治勢力を確保せんとしてゐる。なんとなれば右二地方殊にダルマチアには伊國系住民が多いからである。(ユ國とアドリア海と伊太利との關係は第二章地中海と伊太利参照)

對ギリシア

從來ギリシアは傳統的に親英派と見做され、之に對し英國亦増々其の勢力を扶植せんとして汲々たる有様である。英國は伊國がアルバニアを合體するやギリシアのコルフ島に對する安全保障を伊に向つて要求し、英自身亦ギリシアに對する獨立保障を宣言し(四月十三日)、其後五月に入つて例のリース、ロスをギリシアに派して借款其他の經濟上の交渉を行ひ、或種の代償をギリシア側から獲得せんとした。其の代償に關し伊國側の報道する處に依れば、英はアドリア海のコルフ島及びエーゲ海のシクラデス群島のサモス島其他の一島を海軍根據地として使用し得る權利を獲得し、目下根據地を建設中との事である。其の眞偽は未だ判然せざるも英がギリシアを其の地中海政策の一大據點と成さんと畫策してゐる事に間違はない。幾多天然の良港と戰略的島嶼を有するギリシアの地中海に於ける地理

的地位は重要である。之に對して伊太利亦其の地中海政策の見地よりギリシアに對する工作を進めつつある。即ち伊はギリシア國內の親伊派に呼びかけて内部的に勢力を扶植せんとしてゐる。それには現メタクサ内閣成立（一九三六年八月）以來、獨裁政治の行はれてゐるギリシアには思想的に獨伊に近いものがあり、其の外交政策としても小國の恒として英佛依存主義に立ちながら同時に獨伊、殊に伊との友好關係を保つ事に腐慮してゐるので、伊太利としても相當程度迄ギリシアの内部に喰入る事が出来るであらうと觀られる。要するにギリシアの如き地位に在る小國は英或は伊獨の如き大國間の爭覇舞臺と化す運命に在り、而して英國が飽迄武力を以て之を擁護せんと思はば格別、然らざる限り四圍の事情と云ひ又ギリシア國自體の地理的地位、國情或は國力から云つても將來は結局獨伊樞軸、殊に伊の衛星國と成るのではあるまいか。獨伊兩國間に關する限りギリシアは伊の勢力圏たるべき事は兩國間に諒解済みであると云はれる。

對トルコ

地中海の制覇如何を死活問題とする伊太利と東地中海に於て重要な戰略的地位を占める地中海國トルコとは殆んど常に對立關係に在る。之に加ふるに過去の或る特種事情が兩國の融和を阻碍してゐるが（後述）特に最近に於てトルコの示す反伊感情は甚だ露骨なものがある。其の主なる原因は伊のアルバニア合體に在ると觀なければならぬが、此の對伊反感と危惧の念とがトルコを驅つて從來の反

伊態度を一層明確且つ具體的なものにならしめた。即ち是を左の如き政策に見る事が出来る。

- (一) 英土協定（五月十二日成立）
- (二) 佛土協定（近く成立の見込）
- (三) ソ聯との提携

右に云ふ英土協定は地中海に關する暫定的相互援助を取極めたものであると發表されてゐるが、勿論應て正式の同盟關係に入る前提と觀られてゐる。

佛土協定に關しても從來佛土關係調整上の癌とされてゐた例のサンジャック問題が佛國側の讓歩的態度により原則的に解決を見た爲に何れ近く成立する形勢にある。

ソ聯との提携に至りては一九三五年に結ばれた兩國間の友好條約は姑く措くとするも元來ソ土兩國は地理的に歴史的に因縁深く、最近の國際情勢が兩國を驅つて共同戰線を結成せしむるに至つたものである。トルコのダーダネルス海峽再武裝の要求が列國に容認されたのも（一九三六年七月モントル會議）ソ聯の後援に依る事は過去の事に屬するとしても現在トルコが地中海、黒海及びバルカンに關してソ聯或は英國と軍事事項につき種々折衝を行ひつつあり、殊にルーマニアの領土保護に對してはソ聯と共に之に當るべく密接なる聯絡を執りつつある事は私に傳へらるる處である。之を表面上の事實に見るもソ聯外務人民委員部長ボチヨムキンのアンカラ訪問（四月下旬）によりソ土兩國の

見解が完全に一致した事はトルコ首相ザイダムが國民議會に於て聲明した處であり(五月十三日)次に同國大統領イノニューはアンカラのトルコ人民黨大會に於ける演說中ソ土兩國の親善が今日程強化されたことは未だ曾てなかつたと明言してゐる(五月二十九日)事に據つて窺ふ事が出来よう。

要するに以上敘述する處に依りて明かなる如くトルコは今や年來の中立政策を放棄して完全に民主主義戦線に参加したが、それは前述の如く反伊政策を追ふものであるのみならず、獨伊樞軸に對抗するものである事は言ふ迄もない。

元來トルコが伊太利の侵入を恐怖するのはファシスト伊太利が内外に標榜する地中海帝國建設の政策に對してであり、之に加ふるに伊太利が其の履行を叫んでゐる例のロンドン密約にはトルコのアダリア地方に關するものがあり、伊太利が之に對する支配權の要求を暗示してゐる爲である。(第九章ロンドン密約の項參照)伊太利が其の沿岸近くのドデカネーズ群島に海空軍基地を築いてゐる事もトルコにとつて大いなる脅威である。

對ブルガリア、ルーマニア及びハンガリ

ブルガリア及びルーマニア兩國に對する關係はユーゴスラヴィア或はギリシヤとの關係と共に伊太利のバルカン政策を示すものであるが、今日にありては伊のバルカン政策は其の地中海政策の一部と見做すべきであり、便宜上茲に記述することにした。

ブルガリア

バルカン諸國中、ブルガリアが最も親伊的である。それにはブルガリア自體の國情に伊太利に接近すべかりし要因が有つたと云へよう。即ちブルガリアは第二次バルカン戦争(一九一三年)と歐洲大戦に敗戦して多大の領土を失つてから現状打破を目論むに至つたからである。(ドブルジャ地方をルーマニアに、スレーヌ地方をギリシヤに割讓)

國王ボリスが現伊國王の第二王女を王妃として迎へた事は兩國間の親密を物語るものである。而してブルガリアと獨伊兩國との三國間の關係を見れば獨逸は經濟的に優勢で、殊に一九三四、五年以來の進出には目醒しいものがあるが、政治的には伊太利の勢力が勝り斯如くブルガリアに對する獨伊兩國間の勢力分野は自ら劃定せられ、此所にもヒトラードムッソリニとの間に默契があるので、此點が獨伊樞軸崩壞の素因とは爲らぬと觀るべきである。否、寧ろブルガリアのルーマニア、ギリシヤ或はトルコに對する絃上の如き事情と自國の經濟事情よりするも進んで終始獨伊樞軸に従屬して失地回復と自國の發展を志すべきものと觀るのが正鵠を得たものであらう。

ルーマニア

獨伊樞軸に關する限りルーマニアは獨逸の勢力圏に屬する。獨逸がスロヴァキアを保護國とし、ハンガリを與國とした今日其の東漸政策の目的地であるウクライナに達する前に未だルーマニアとの諒

解を得なければならぬであらう。又獨逸にとつてルーマニアは東方進出の捷徑である許りでなく、同國の石油（歐洲第一）と小麥（世界有數）とは獨逸の狙ふ處である。而して本年三月獨がルーマニアに對して要求した新經濟協定が成立した事は獨逸外交の成功であり、ル國に對する獨の勢力を新たにした事を物語るものである。此の協定に依り獨逸が此等ル國資源産物を掌中に收めたのを見て驚いた英國は例のリースロスを首班とする經濟節團をルーマニアに派し（五月）借款投資の交渉を行はせたが、此處にもル國を對象とする獨英の爭覇が見られる。然し近來、獨逸の勢力は右の經濟協定以前より既にル國に對し經濟的に優勢であり、政治的にもル國內に親獨傾向が著しく、向後相當の紆餘曲折は免れざるべきも結局ルーマニアも獨伊樞軸に傾くよりないであらうとの觀察が有力である。其の場合、獨伊樞軸にとつて殘された難問題はルーマニアがブルガリアとハンガリとの間に直面して居る領土問題である。即ちル國はブルガリアよりはドブルジャ地方を、ハンガリ國よりはトランシルヴァニア地方をバルカン戰爭或は歐洲大戰に依り獲得したが此等二個國の失地回復運動に惱まされてをり、又右二個國は既に獨伊樞軸の衛星國である以上、ル國が樞軸に参加する場合ルーマニアとブルガリア及びハンガリとの間の此の問題を如何に調整すべきかと云ふ事である。然しながらルーマニアとしては英佛或はソ聯到底頼むに足らずと見極めを附ければドブルジャやトランシルヴァニアをブルガリアとハンガリとに返還し樞軸に参加する事に依り自國の獨立を購ひ得れば高價とはしないであらう。

次に反對にルーマニアが英佛或はソ聯側に加擔すれば、上述のル國が當面する領土問題は獨伊がル國を壓迫する外交手段として利用するであらう。即ち獨逸はハンガリを、伊太利はブルガリアを使喚してル國に對する失地回復運動を行はしめるであらう。現にブルガリアに於ては其の失地回復の民衆運動が行はれてゐる事は新聞紙の報道する處であり（五月七日附ニューヨーク・タイムス紙）、之は既にルーマニア及びギリシアに對する伊太利の壓迫の手が伸びてゐると想像されぬ事もない。

ハンガリ、

今日となつてはハンガリ國は完全なる獨逸の與國であることは既に再三述べた。ハンガリと伊太利との現在の關係は防共協定盟約國であること云ふ事と共に樞軸を固める友邦であること云ふ事にある。ハンガリの念願たる失地回復問題は前述のルーマニアの項に於て記述した處である。

第二章 ファシスト政權以前の伊太利外交

ファシスト政權以前とそれ以後との伊太利では國情萬端を異にするが、外交に於ても亦同様である。而して現代ファシスト伊太利の外交を云々するに當つて一應同政權以前の伊太利外交を瞥見する要があらう。但し之を外交史的に詳述するのは本旨ではないので、其の特徴を敘述する事とする。

一八七〇年統一以來の伊太利外交を顧てみれば其の政策を決定してゐたものは屢述の如く主として

其の地理的地位であつた。而も其の頃の伊太利には勿論地中海を制覇する勢力は無く、反對に地中海に閉じ込められてゐた。伊太利の地理的地位は實に同國の最大弱點であつた。今日でこそ其の弱點を種々の施策方法に依つて補強し、其の地中海制覇を目指して邁進してゐる事は既に述べたが、往時の地理的地位と云ふものは實に哀れとも謂ふべきものであつた。従つて其の外交政策も一本調子の單純なものでは國を保持してゆけなかつた。其の實例を一、二擧げてみれば「三國同盟への義務を知りながら、英國の參加する戰爭には英を敵に廻して立つ事が出来ない」と云ふ事を獨逸に告げる事を餘儀なくし（一八九六年）、又あらゆる同盟に弟分として加はり、或は自國の一擧手一投足を諸國に氣兼ねせねばならなかつた」（エリザベス・モンロー著 *Mediterranean in politics*）。それには勿論統一後日尙淺く且つ國力の不充實も原因しようが、其の地理的地位が自然的條件として他國の場合より著しく影響してゐた事は従前敘述する處に依つても明かな處と思ふ。斯かる劣勢なる自然的な條件（其他の自然的條件と共に）の下に伊太利政府が統一以來、國際場裡に一獨立國としての主權を行使しようと思つた事はさる米國の評論家の言ふ如く正しく悲壯なる試みであつたと謂へるかも知れぬ。

「國際關係に於ける獨立獨歩なる事は伊太利政治家の希つた主な野望であつたが、それは空しい野望であつた。列強の勢力均衡上の僅かな變化に乗るといふ苛立たしい過程に依つて政治的統一を遂げ、又列強より辛ふじて或種の讓歩を獲得したが、それが偶々外交上の困難を來たしたので、それ以

來伊太利は國際上の乞食となるを餘儀なくされた。貧弱な資源と僅かな資本とを以て立遅れた事とにより、伊太利は英佛獨の支配下にあつた。唯之等の列強が伊太利の助力を必要とした場合に於てのみ稍異なるものがあつたが、其の伊太利の助力は全く一時的なものであつた。其の原因は伊太利が大國を永久的に友邦とする丈の國力がなかつたからである。

若しも伊太利が實際よりより小國であつたならば事態は伊にとつてそれ程絶望的ではなかつたであらう。伊は自國を其の近隣の小國と同列に置くには國力が大き過ぎ、さりとて一大強國と稱するには小さ過ぎた。此の故に伊太利は通常心理的國家 (*A psychological state*) と稱せらるるに至つた。それは潜在意識となつてゐる病的劣性感ではなくして寧ろ自國が偉大であると感じてゐる程に偉大と成れない窮地にあつたのである。それは單に過去に於ける誇りでもなければ又單に歴史上の權利乃至は發展の權利其他これ等に類する權利に關する問題でもない。それは譬へてみれば學校の兒童が自分より小さい兒童を懲らしめ度いが其の兒童の父兄が自分を懲らしめることを懼れてやり得ない處の道徳上の苦悶である。強者に服従するのに何時か反對の立場に立ち得るといふ期待なくして之に耐へ得るのは唯奴隸のみであらう。之を要するに伊太利には好敵手が居なかつたと云ふ事が伊太利に種々の困難を齎した一つの根本的な原因であつた」（シュナイダ著 *The Fascist Government of Italy* 第六章 外交及び植民政策）

右掲のシュナイダの観方は稍々皮肉な論旨を帯びてゐるが、眞實に觸れた處が多いと惟はれる。唯伊太利の統一と建國との情況が我國の維新の大業に稍々似てゐることを想へば我國人としては彼の賢相カールが英邁なるヴィットリオ、エマヌエーレ二世を輔弼してよく其の外交を以て國際場裡に地歩を占めて行つた事に對しても斯く皮肉な觀方をするよりも寧ろ其の健闘振りに共鳴を感ぜざるを得ない。

伊太利の弱點であつた其の地理的地位が「統一以後、伊太利の發展時代に其の隣國と時計の振子の如くに條約を結んで解き、解いては結んだことを餘儀なくせしめた」(エリザベス、モンロー著 *Mediterranean in politics*) と云ふことも事實であり、變動性と云ふ事は伊太利外交の傳統的特徴であつたが、それは未だ自主外交を行ひ得ざりし小國時代の自己保存術として止むを得なかつたのである。此の伊國外交の變動性はファシスタ政權以後も幾分異なる姿を執つたが、此の傳統的な分子が存してゐる事は後述に委ねるとしてファシスト政權以前と以後とに於ける外交政策上の相異を明確に指摘したものに左の如き説がある。

『ファシスト政權以前の伊國政府は物質的、道徳的に伊國の能力を超へたる種々の試みを行ひ舉句の果には眞に爲さねばならぬ必要な事まで放棄するに到つた事が多かつた。ファシスト政府になつてからは全勢力は組織的に準備せられ、若し前進が餘りに危険であつた場合には退き、若し必要とあらば國の全力を擧げて之に當るようになった』(ボヴェリ著 *Mediterranean Cross Currents*)

『大戰以前の伊太利の國際的地位が比較的重要でなかつたのは伊國の政治家が國際場裡に於て重せられる爲には國內的に強力ならざるべからざる事を悟らなかつた故である。此の點ムツソリーニはよく心得てゐる。彼は首相としての最初の演説中に一國の世界に於ける國威の宣揚は其の國內に於ける鍛鍊の如何に比例すると云ひ彼は伊國民に外交と内政とは密接なる關係に在ることを知らしむるに努力して成功した』(チャールス・ベトリ著 *Lords of the Inland Sea*)

ファシスト政權以前と以後との外交に於ける相異は以上の如き一、二の例にも觀られるが、勿論兩者の間に關連性はある。例へば

『伊太利國民の爲に新しい秩序を立てつつ對外的な主張と戰爭の爲の國民の團結を強調して來たファシズムの外交方法は既に十九世紀に準備されてゐた。即ち國民主義や未來主義がさうである。斯如く前代伊太利の外交とファシスト外交との間に横たはれる變化は退嬰的な態度が計畫的な力強い進取的な體系に依つて取つて代へられたことにある』(エヒムヤン著 *Die Aussenpolitik des Faschismus*)

『ファシスト政權以前には伊國政治家は全然地中海の重要性に盲目的であつたと解すべきではない。例へばリビア戰爭(一九一一年—一九一二年トルコとの戰爭)、ロンドン密約(一九一五年)或はサンジャン、ド、モリーエンヌ條約(一九一七年)等は伊國が此の狹隘な國土に躡躑してをられぬと云ふ強い國民的意識を反映してゐるものである。然し此の國民的意識は永い間麻痺してゐたが、其の原因

は次の様な事を顧慮してゐたからである。

- (一) 伊國軍が比較的弱かつたこと。
- (二) 英國に對し傳統的な友情を保つてゐたこと。

であつたがファシスト政權確立後の今日は以前程それ等を考慮しなくなつたところか、伊國の英國に對する挑戦はエチオピア問題を繞つて伊太利と聯盟との争ひを通じて烽火を擧げられ、其の結果は伊國民をして恰も英國は伊國よりも虚弱なること、又英國は伊國を畏怖するものなるかの如き感を與へることとなつた。』(マカートネ、クレモーナ共著 *Italy's Foreign and Colonial Policy*)

第四章 ファシスト政權以後ノ伊太利外交

ナツイス獨逸の外交政策の基調を知るにはヒトラーのマイン、カンフに據るのが最善の道であるやうに、ファシスト伊太利の外交政策を観るにはムッソリーニの言説に求めるのが至當であり、又それ以外には其の規準となるものは殆んど無い。然し一九二二年政權獲得以來、ムッソリーニの演説だけでも十數卷に上り、到底ここに記載すべくもないが、外交に關する或部分を別冊(調二第三十一號)に『外交に關するムッソリーニの言説』として輯録しておいた。唯ここでは其のムッソリーニの言説及其の外交方針等から結論してみれば、既に世界の識者が認めてゐるやうに伊太利はローマ帝國の再建を翹望

してゐることが明かであること、従つてファシスト伊太利の外交の根本政策が其のローマ帝國の再建なる國是に重點を置くものと斷定しておき度い。但し古ローマ帝國の再建とは云へ、勿論それは昔ながらのローマ帝國の版圖をその儘回復することを意味すべきものでないことは現狀に照し合せて見る迄もない事である。

今便宜上左に古ローマ帝國の版圖を記載してみれば

ローマ帝國は其の北境をブリテン海峡、ゲルマン海(後世の北海)、ライン、ドナウの兩河及び黒海を以てし、東境はユーフラテス河、シリア、アラビアの沙漠に及び、南はアフリカの大沙漠に限られ、西は大西洋に面して居り、換言すれば地中海を中央として其の四圍の沿海、西南歐羅巴、西亞細亞、北アフリカを掩有せるもので大抵の太古以來の西洋史上の諸邦國と民族とを併合したものであつた。之を今日の地理的區分で言へばスペイン、ポルトガル、フランス、ベルギー、アイルランドの西部、獨逸のライン州、バーデン、ヴュルテンベルグの一部、バイエルンの大部分スイス、イタリア、チロル、オーストリ本部、ブルガリアの西部、クロアチア、スラヴォニア、セルビア、歐羅巴トルコ、ギリシア、小亞細亞、シリア、パレスチナ、イズメア、エジプト、チレナイカ、トリポリ、チュニス、アルジェリア、モロッコの大部分と地中海の諸島嶼等であり、之を一元首の權下に包括してゐたものである。

右に見る古ローマ帝國の版圖は地中海を隈なく圍繞して此の海を文字通り自家の庭湖と成してゐたが、現代ファシスト伊太利が望む處は領土的に全地中海沿岸を領有することは兎も角、之に絶對の勢力を扶植して地中海をして再びマーレ、ノストルムたらしめんとするにある事はこれ即ち屢述する處の伊の地中海政策に外ならない。而して古代ローマと異りて現代は地中海を完全に制覇するには西部の出入口は勿論なれども、東部の出入口たるスエズ及び紅海より印度洋に及ぶ制海權を確保せねばならぬので、古代より以上に東に進んで勢力圏を擴大する必要がある。されば西部には伊太利の伸展すべき餘地は無いとして（唯之に對する支配權の確保を期し）東南方に於てのみ伊太利の發展すべき餘地があると言ふムッソリニ自身の言葉と此の政策と符合してゐる。それがエチオピアを征服して以來、伊太利の欲望は一段と具體化せられ、愈々熾烈になつた譯である。斯如く地中海制覇と共に東南方に發展せんとする事が伊太利の意味する新ローマ帝國であり、此の意味に於て古ローマ帝國を復興せんとするものと解せられる。現在ローマ市のイムペロ街の建築物の壁には古ローマ時代の版圖が一目瞭然と描かれてをり、其他學校、集會所等に同様の圖が掲げられてゐるのはムッソリニが伊國民をして祖先の偉業を回顧せしめ奮起を促す爲の一手段に過ぎない。

叙上の事因に由り冒頭に掲げた斷定——ファシスト伊太利外交の重點はローマ帝國の再建に在り——は妥當であると觀られるとすれば、次に其の外交政策そのものを検討すべきであらう。

先づ「ファシズムの外交政策」の著者エシュマンの説に依ればファシズムそのものが既に外交政策であると云ふ。何故なればファシズムの國內秩序が特に效果的で、而も目的を自覺した外交政策を爲すに適してゐると云ふ理由からしてのみでなく、ファシズム運動の發生が尠からず外交上の原因に基いてゐると云ふ事からしてファシズムは既に外交政策であると云ふのである。此の説は多分に獨斷的であると思はれるが、批判を避けるとして唯茲に紹介するに止めておき、更に検討の歩を進めれば、ファシスト外交の目的としてエシュマンがファシスト外交政策の方向は伊太利の生存の必然性に依つて決定されるのであつて、體系としてのファシズムでふ特殊な理念に依つて決定されるのではないと云ふのは卷頭に伊太利の外交政策を決定する最大の要素は其の地理的地位であると強調したのと理論的に一致すると惟ふ。更にエシュマンがファシスト外交の最も内的な目標は地中海制覇にあると爲すのも最早説明の要なき定説と稱し得よう。之に關連して聊か蛇足の嫌ひがあるかも知れぬが、伊國の大戦前からの國家主義者であるフランチェスコ、コッポラが一九二三年（ファシスト政府樹立後）に發表した伊太利外交政策論を引用してみるのも特にムッソリニ以外の伊國人の言説を聴くといふ點で何等かの参考となるかも知れぬ。但し其の論ずる處、一、三現狀に沿はない點があるのは年代的に觀て當然であらう。さてコッポラは伊太利の外交上の態度を左の如く分析して論じてゐる。

(一) 自由といふ事の見地より。

英國は地中海に面する國ではないが、其の根據地に據り伊太利と地中海の外部との交通を蹙斷し得る可能性を與へられてゐる。

(二) 安全の見地より。

伊太利は東、西、南の三方に於て他國の海軍根據地に圍繞されてゐる。即ち佛國のツーロン、コルシカ及びビゼルト、ギリシアのコルフ島がそれである。(英國の軍事根據地に關しては前節に言及してあるのでこゝでは省略する——編者註)

(三) 國家的見地より。

全地中海沿岸にローマ帝國或はヴェネツィア、ジェノア、ビザ、アマルフィ、ラグーザ及びナポリ王國等の遺跡や傳統が存してをり、多數の伊太利人が在住してゐる。然しそれ等の中ダルマチアに於てはユーゴスラヴィア國籍を課せられてをり、コンスタンチノブル並びにスミルナに於てはトルコの主權の下に商業を行つて居り、シリアに於ては佛國の委任統治の下にパレスチナ及びエヂプトに於ては英國の保護權の下にアルジェリアとモロッコに於ては十五萬以上が伊國籍を剝奪されてをり、同じくチュニスに在りては十萬以上が伊國籍を脅かされてゐる。

(四) 植民の見地より。

伊太利は正に地中海の地理的中心に位しチュニスはシチリア島より僅かに數時間の航海距離に在り、

又廣大にして土地肥沃なるアナトリア——小麥、棉花、木材、礦物豊かなり——は一平方呎につき三人を越へざる人口分布状態で文化の度低く、伊太利よりの距離は航海僅か三日にして達するものである。その伊太利は領土の不足と貧弱なる爲に困難してゐるのである。而して地中海國なる伊太利にとつてタンヂールからアレクサンドリアに及ぶ北アフリカ沿岸はリビア沙漠を除いては英佛兩國の領有する處である云々。

茲に斷る迄もなくコツボラは右掲の論說に依り伊太利外交は其の中に擧げた四つの見地に基點を置くものであると論じてゐるものであるが、未回収伊太利領 (Italia irredenta) に言及してゐるので之を機會に伊太利には此のイレデンティズムなる民族的要求がある事を改めて茲に記すべであらう。此の民族的要求が伊太利外交政策の一大要素を爲してゐることは勿論である。そして夫れが飛躍して最も偉大な發展の形式として執つたものがファシスト伊太利の帝國主義であるとすれば、是とファシスト外交との關係を觀なければならぬであらう。

シュナイダに依れば『伊太利の外交政策は其の基本を行動の獨立に對する希求に置くのみならず、亦膨脹主義に置いてゐる。ファシスト國家は單に國家主義的であるのみでなく、帝國主義的である。』

右に云ふ帝國とは何ぞやとの定義に關し伊國人レナト・マルツォロが忌憚なく唱へたものがある。即ち「一帝國とはそれに依りて一民族——一定の文化と勢力とに到達せる——が確立せる支配の形式に

於てか或は商工業のみに對する覇權を振ふことに依り或は更に自國の文化及び哲學に同化せしむることに依りて他民族の上に立つが如き國家を謂ふ」

右の如き定義に據れば伊太利の帝國主義は少くとも四様の形態を備へてゐる。

其の第一は植民地經營であり、これは最も明白であり、而して最も政治的である。

其の第二は商業帝國主義であり、これは通常地中海制覇を目的とするものと解せられる。

(地中海を軍事的政治的のみならず經濟的に伊太利の勢力下に置くといふ意味である。——編者註)

其の第三は所謂プロレタリア帝國主義であり、これは全世界の文明に寄與した伊太利人の勞働力に存する。

其の第四は精神的帝國主義であり、これはローマ舊教或は其の他のローマ文化を他民族に同化せしむることである。(シ・ナイダ著 The Fascist Government of Italy)

右の中、特に説明を要すべきものは第三項のプロレタリア帝國主義なるものであらう。

『プロレタリアと云ふ言葉と帝國主義と云ふ一見相反する概念を結合せしめたのはムッソリニである。

伊太利は年々約四十萬の人口増加があり、大戰前には約五十萬であつた。大戰前には伊太利は毎年五十萬から八十萬の移民を送り出してゐた。その中、米國に行き歸國しなかつた者は伊國籍を喪失し

たが、其の他は伊本國にとり今や有力の要素となつてゐる。

伊太利にとり非常なる利益となつてゐることは其の移民が政治的指導の下に行はれてゐた事ではなくて、貧困の結果であり、國內に居ては餓死するよりないので國外に生活を求めた結果だからである。斯如く伊太利移民は全然固定的な意圖なくして發生したものである。殊に地中海沿岸到る所に伊國人が斯かる自然的な條件の下に移住した事は伊國にとり大なる利益である。然らば先づ地中海を中心とする一帯に移住した伊國人の數如何と見るに本國の人口四千二百萬餘に對し

ス	イ	ス	一三五、〇〇〇
フ	ラ	ン	九六二、六〇〇
ス	ペ	イ	四、四〇〇
モ	ロ	ッ	一二、三〇〇
アル	ジ	エ	三七、〇〇〇
チ	ユ	ニ	一〇〇、〇〇〇
		ス	一五〇、〇〇〇
(伊太利側の發表に據れば)			
リ	ビ	ア	三五、〇〇〇
エ	ザ	ブ	六〇、〇〇〇
パ	レ	ス	六二四
シ	リ	ア	一、一五六
ト	ル	コ	一四、八〇六
ギ	リ	シ	九、二八八
アル	バ	ニ	五一二
ア			

右の外ユーゴスラヴィアのダルマチア地方に居住する伊太利人は相當の數に上るが、伊國籍を喪失してゐるので判明せず、又コルシカ島住民三十數萬の大部分は伊太利人の系統である。

伊太利移民の世界中に提供する勞働力は農、工、漁業上の一大勢力を爲すものと稱すべく、殊に道路工事、トンネル工事等には伊太利人獨特の勞働技術を有する。又伊國に最も近い所に例を採つてみれば伊佛國境近く佛國內に在住する伊國人は建築及び農業關係勞働者の七割五分、ドック勞働者の六割二分、家庭勞働者の五割を占め、佛國人に對し優勢を保つてゐる。而して之等の伊國人は大工業家でもなければ銀行家でも鑛山業者でもなく、所謂プロレタリアであるから經濟的に重要性を有しないであらうが、伊佛兩國に於て國民總動員を實施する必要に迫られた秋は、それ等伊國人團は一偉力と化すであらう。

次に伊太利人は地中海人として成り切れるが、他國人は成り切れない。伊太利人は生活程度が低く、簡素な生活に甘んじる事が出来る。又在住地方の地方民と同化し得る。地中海沿岸の氣候に慣れてをり、伊太利人の子供は地中海沿岸で生育するが、英國人などは子弟を本國に送らねばならぬ。

大衆の爲に建設し、而して大衆の爲に大衆に依つて支配される國家に於て大衆を勢力の要素として

用ひたのは歐羅巴に於てレニンやトロツキを除いてはムッソリニが初めてである。又ムッソリニは大衆に依つて一帝國を建設せんと試みた最初の人である。ムッソリニは嘗に伊本國の全箇人を結合したるのみならず、亦海外在住の伊國人を糾合して勢力單位と爲した。——ローマへと全世界の伊國人は眼を向けた。『地中海沿岸在住の伊國人はプロレタリア帝國を創造するであらう』とはムッソリニの言である。

伊太利の政策やイデオロギーは變動し易いとしても一つの固定的なものが其の中に嚴として殘存してゐる。新ローマ帝國の建設といふ事がそれであり、而してそれはプロレタリアニズムの旗幟の下に起り、歴史の關せざる限り、地中海制覇に對する要求は全地中海沿岸に在住する勞働者階級及び下級中産階級の伊國人を基礎としてゐる。

伊太利は既に其の地位と潛勢力とに依り、北と南との仲介勢力と成つた。而して今や東と西との仲介勢力たらんと試みつつある。』(ボヅェリ著 (Mediterranean Cross-Currents))

第五章 伊太利外交政策の解剖分析の試み

『伊太利外交の傳統的政策は急激なる變化と云ふ事にあり、又舊き友を失ふことなくして新しき友を作ると云ふ伸縮性にある。伊太利はあらゆる逃道をいざといふ場合役立たせる爲に常に開いておか

うとする試みを頼りとしてゐる。其の政策の變動性と曖昧性とは目的の多様性を條件としてゐるが、それは過去の多様性の上に樹てられてをり、政策に携はらせる人員の選擇と云ふ事に迄及んでゐる。例へばデーノ、グランディは幾年か外務大臣を勤めたが、彼の國際聯盟親善主義により突然ロンドンへ駐英大使として轉任させられた事である。此の事は其の當時多くの人々はこれもグランディの名聲に對するムッソリニの嫉妬心の現れと觀てゐた。然しそれも後日考察してみると、それは伊太利外交政策上の一轉機だつたのである。即ち伊太利が獨力を以て其の勢力範圍を擴張せんとする抗爭に對し集團保障を以て當らんとする聯盟の理想から逸脱したのである。又佛國と協定を結んだスーヴィクは佛國の使嗾によりユーゴスラヴィアとの了解を得んとしたがそのスーヴィクがチャノに地位を譲つたのは無駄ではなかつたのである。そのチャノはエチオピア戰爭に依つて才幹を現し、此の戰爭は佛國と險惡なる情勢を醸し、獨逸とのより密接なる提携を生せしめたからである。

此の弾力性ある政策と伸びんが爲の後退政策とはムッソリニが別の異つた方法を試み得る程に勢力を確立する時まで續けられた。それが一九三五年以來、新しい且大膽な政策に取つて代へられた。その政策はあらゆる國の軍事的、經濟的、精神的、智的力を評價し且つ精確に算定することを習しとしたので、それぞれの國のはつきりした輪廓と明瞭な動靜とが將棋盤上の駒の如くに分るようになった。成功するか失敗するかはあらかじめ大體算定せらるる筈で、其の場合、唯手練の卓越せることと、

事を行ふ迅速さと、突發的事態に善處する能力如何に懸かつてゐる。若しも一國が強大に過ぎる時は二、三のより、小さき國が提携して之に對抗することとする。此の場合、執るべき手段は外交的壓迫である。若しもA國が紛議を起す虞ある行爲に出でたる場合、B國は其の差遣大使を通じA國がそれ以上の行動に出る場合には「最も重大なる危惧」を生すべき旨を通達する。それはB國の軍隊及び艦隊がA國の意圖を粉碎すべく準備してゐる事を意味する。A國政府は今や援助を必要とする場合、G國H國或はY國は味方たるべきもC國、D國或はZ國はB國に加擔するであらうと云ふ風に算定する。而して其の結果は通常A國が讓歩するか或はB國に當該事件に關係なき方面に於て何物かを讓渡する。戰爭は各國間の勢力均衡が亂れて何れの國もが算定の上に精確を期することを得ず、且外交折衝を以ては圓滑に行かなくなつた場合に止むを得ざるものとなる。戰爭は各國の國力の新たなる仕譯と再評價を意味し、斯してゲームはやり直しとなる。

ムッソリニが世界に示した事は——これは從來彼のみが爲した譯ではないが——或る一國の力を評價すると云ふ事は單にタンクや大砲や軍艦や飛行機や軍隊や準備や資源やを算入するのみの事ではなくて、それ以外の何ものか、例へば其の國民の精神力、決意或は行動に對する迅速さと云つたやうなものに附け加へるべきであると云ふ事を世界に示した。ムッソリニは是をエチオピア戰爭に依つて實際に行つた。序でながらエチオピア戰爭を繞つて一つの挿話がある。

ムッソリニは危機に面した時、歎息して言つたといふ。「英國さへ強硬であつて呉れれば！」と。而して英國はその通りであつた。英國は伊國に對して軍事的デモンストレーションもやれば經濟制裁も行つた。英國の此の反對に對して伊太利人は蹶起した。空しく英國の軍門に降るより玉碎せんとした。伊太利人は初めエチオピア戰爭にすら熱意を示してはゐなかつたのである。

ムッソリニは其の権力と權威とを増大してより、外交政策上に新しき方法を探り始めた。それは現場に携はらないといふ政策(The policy of not being on the spot)である。然しこれは僅かな場合にしか用ひられてゐない。例へばダーネルス海峡問題に對するモントルー會議或はロンドンに於けるロカルノ協商に對して用ひられたに過ぎぬ。而してモントルー會議に對しては不成功に終つた。それは伊太利の代表が出席しなくとも會議の進行に支障を來さずにモントルー條約が結ばれた。此の事は伊太利の參加不参加が問題にならなかつた事を證するものである。ロンドンに於けるロカルノ協商には成功した。然し此の一九三六年の夏ロンドンに生じた事は單に形式の問題であつたが、獨伊兩國の協力なくしては何事も決定し得ぬことを示した。

窮局に於て伊國政治家は遍在政策(Method of omnipresence)を執るに至るであらう。然らざれば多くの問題は小さくとも數量に於て夥しきものが伊國政府の參與なくして解決されるかも知れぬ。將來伊國の振ふ勢力は一層の重要性を加へるであらう。ムッソリニが又新たな戰爭を起すべき準備をして

ゐるかゝるいかを何人も測知する事は出來ないであらう。』(ボヴェリ著 Mediterranean cross-currents)

右に言ふ伊太利の遍在政策なるものに就いてはエシュマンも説いてゐる。即ち

『伊國が成功を遂げた主たる原因は其の對外政策の極度なる伸縮性にあつた。國際政局の到る處に關係すること、つまり國際政治上の遍在といふ事がファシスト政府の外交政策の特徴である。凡そある程度の重要性を有する問題の解決には必ず伊太利も一役買つて出るといふ事が其の主義である。それは千年に亙る貴族的共和都市ヴェネツィアの政治的方法であつたが、今や又ファシスト外交の基本原則の一つとなつた。而して又若しも伊太利が直接關係しない時は仲介者の地位に立たうとする。次に又若しも此の意味に於ける干渉が不可能な場合には伊太利の政策は少くとも「觸媒」、即ち其の存在は國際要素の融合を爲す素因たらしめんとする。此の遍在主義を其の論理的な結論にまで到達せしめて伊太利は希望と期待とを懸ける。而して其の眞の意圖する處を越へはせぬかを虞れるが、それが伊の重要性を高め、他の場合に必要に應じて利用されることとなる。』

道具としてのイデオロギーの利用は伊太利と他國民との間の關係を構成せる場合に見られる。歴史的哲學的基礎づけはファシズムにとつて政策の手段である。従つて指導原理ではないのである。こゝにファシスト外交の現實主義が表現されなければならぬ。ファシズムはヴェネツィアの方法とマキアヴェルリの理論を以てする國策の現實主義に外ならぬ。イデオロギーを道具として使用する此の現實

主義の本性は伸縮性であり、これは伊太利獨得のものである。自國の四圍にあるものを友と敵とに明確に判別することはファシスト心理に適はしくない。然し伸縮性は友と敵を取り代へることにあるのではない。寧ろ同じ國民が友として又敵として取扱はれる處にある。一方で第三國に對する同盟國としての好みを通じつゝ、他方其の盟邦の發展と勢力の伸張を牽制するのである。此の伸縮性を一層可能ならしめるものこそファシスト伊太利の指導者ムッソリニの地位である。』(Die Aussen-politik des Faschismus)

伊太利が多くの問題に關與し、其の場に居合はせるといふ政策に就いて一つの實例を擧げてみれば左の如きものがある。

一九二三年一月フランスとベルギーの聯合軍がルールに侵入したときムッソリニは伊太利の既得權であるルール地方の石炭輸送(伊太利向)を確保する爲に幾人かの技師を派遣した。此の態度は英國の如く超然たるものではなく、謂はゞ中間に位するものであるが、佛國に對しても對獨的に妥協の餘地を残すようにと勸告し、調停者とはならなかつたが、獨佛兩國に友好的警告を發した。ムッソリニが何故技師を派遣したかといふのに彼の言葉に曰く。

「常に其の場に居合はす方がより好いのである。なんとなれば複雑な問題は往々にして豫想外の解決を見るものであり、佛獨間に石炭、鐵に關し如何なる經濟的協調が起るかも知れないから、吾人は

漫然として之を見守つてゐる譯にはゆかない」

最後に伊太利外交に關する他の一説を紹介して此の項を終ることとする。

『ムッソリニが機會主義者だといふのは誤りである。機會主義者は確定した主義や計畫を持たぬ者であり、瞬時必要に應じて行動する者である。伊國の政策は計畫し算定した上で行はれるものである。唯それは機會主義の一要素を備へてゐるといふ事は事實である。即ち計畫を實行する爲に適當な時機を掴み同盟を得るといふ事である。之を大國に對して行ふ外交政策としては自國の地位を改善する爲の妥當なる時機と適當なる同盟を選択する。例へば一九三四年には獨逸を選び、翌一九三五年には其の誤りを悟つてラヴァールを引寄せて伊佛協定を結び、一九三六年末には英國と折衝した。一九三七年には再び獨逸に戻り、一九三八年の春には獨逸に依つて幻滅の感を與へられ(獨逸合邦)、大戰前の國實際上の地位に還り、中歐及び西歐諸國の間を彷徨してゐる。(此の觀方が誤つてゐる事は現狀に照合しても明かであるが、此の著者の説を參考の爲、其の儘を記述しておく。——編者註)

次に小國に對して行ふ場合に伊國は小國の間に同盟國を必要とし、殊に自國の取引上の勢力を加大する爲に地中海に於ける同盟國を要する。西方に於てフランコ將軍を援助し東方に於ては近東方面に色氣を見せてゐる。然しこゝに伊國にとつて困難が昂りつゝある事は小國が大國との提携を求め合、欲するものは不動性である。伊國に隣接する小國は伊の大國との間に於ける氣まぐれに困惑して

伊の差し伸ばす手を受けることを躊躇する。それ等の小國は町重ではあるが、打解けない。そのみならず、小國は伊國の歴史的使命や發展云々の言説を聞いて將來への不安に怯へる。それは同盟を結成せんとする障礙となる。伊國が之等を圓滑なる状態にする爲にはファシズムが古ローマに倣ふ莊重なやり方よりは中世紀のフロレンスの行へる巧妙さ（マキアヴェリズム）を喚起した方が好からう』（エリザベス、モンロー著 *Mediterranean in Politics*）

第六章 日伊兩國の過去に於ける英國に對する立場

態度に關する一考察

過去に於ける伊國民の地中海政策遂行の意欲が麻痺してゐた原因の一つとして「伊國民が英國に對し傳統的に友情を保つて來たこと」が挙げられてゐるが（第三章ファシスト政權以前の伊太利外交第三〇頁參照）之を更に具體的に説明してゐるものに左の如き文献がある。

『……一八七〇年頃の伊國の知識階級は瞞著されてゐた。彼等は熱心な自由主義者であつたが、而も尙ほ古代ローマを没落に導いた彼のカルタゴ精神を崇拜してゐた。熱烈な愛國主義者たる伊太利の青年は英國の盲信者であつた。彼等は血を流した伊太利の農民（當時少數の勇敢な知識階級と共に眞の伊太利國民を成してゐた）の事を考へないで、華かな英國の議會主義に思ひを馳せてゐた。彼等は

英國自由貿易派の一切の經濟學説を模倣した。自由戰爭の間マツイニ、バレッチ、ジュゼツベ等はロンドンに居た。英國は彼等にとつて最大の模範であつた。而も伊太利には自由貿易の爲に奉仕する艦隊もなければ植民地もなく工業もなかつた。……斯くて新しい伊太利は英國の精神を基調として打ち建てられた。それは英國の金を以て爲された。此の金は高い金であつた。そして其の利子は懸て端々の農民までが負擔せねばならなかつた。何故か、伊太利は既に一八六七年には英國に依つてルクセンブルグ問題調整の爲のロンドン會議に招請され正式に「六大強國」の中に數へられたではないか。然し其の様な輝かしい大國としての威嚴を保つにはそれ相當の犠牲を拂はねばならなかつた。英國のクレディットは農業の救済、工業の建設等生産的事業に向けられたのではなくて、其の大部分は艦隊と外交機關を整備する爲に使はれたのであつた。新外交官等はあらゆる會議に誇らかに出席した。（アントン、チシユカ原著白谷忠三譯イタリア政治經濟大觀）

以上に據つて見るに伊太利が統一當時から一種の拜英主義を奉じてゐた事が窺はれるし、又伊太利が國際關係に悉く英國の意向を尊重してゐた事は外交史の物語る處である。それが今日にありては地中海に、北アフリカに、近東に英國と輸贏を争ひ、外交上には堂々對等の陣を張りつゝあることは伊國人ならずとも轉た今昔の感に堪へざるを得ないが、以上伊英の關係は大體我國と英國との關係に當嵌まるではないか。明治維新——外國文化の吸收——日英同盟——拜英主義と我國も嘗ての伊太利が

執つたやうな道程を進んで来た。そして今や世界の到る所に於て對英抗争を爲さねばならなくなつた民族が發展する上には曾ての友邦との衝突も避け難いのは多言を要せぬであらう。未だ日本人の中には此の民族的對英抗争を意識せずして對英協調或は提携すら云々する如き時代遅れの觀念に捉はれてゐる者が有るが、それ等は民族意識と民族の運命を裏切る者である。我國の過去に於ける上下の拜英主義には未だ恕すべき理由があつた。如何となれば維新創業以來日尙ほ淺く、國力充實せざるとき當時世界第一の大國、英國より手を差し伸べられて、之と同盟を結んだといふ事は（英國側に於てはロシア牽制策として日本を利用する爲であつたにせよ）當時の日本の知識階級や政治家には嬉しかつた事に違ひない。其の時の歡喜や感銘が深く胸に沁み込んでゐるので、後日と成つても親英、拜英の想念から解放されなかつたのは、蓋し日本人の特性として當然な事であつたらう。さればこそ歐洲大戰に於ては我國は東洋の安全を一手に引受け、本國と飛び離れた英領を擁護してやり、地中海の警備にさへ當つてやつたのだ。若しも百歩を譲つて日本的考へ方を以て過去に於て我國が英國に負ふ處ありと認めるとするも、歐洲大戰に當つて我は十分、否それ以上の好意と熱誠とを以て彼に酬いてゐるではないか。道義に立脚すると云ふ我が外交は既に過去に於て英國に對しても不言實行してゐたではないか。而も日英同盟は何れの側が進んで之を廢棄し、弊履の如くに顧なかつたのはどの國であつたかを思へば國際道徳から見ても我國は彼が謂ふ所の紳士だつたのである。況んや國と國との關係は個

人間のその如きではあり得ない。時代は移り渝り日本は生長した。事情は夙に一變してゐるにも拘らず、未だ舊時代の亡靈にとりつかれてゐるとは何たる事か。その昔日英同盟の締結に感激した知識階級や政治家と雖も英國が自ら之を破棄した時に英國の根性と魂膽とを見抜いて、親英主義をかなかり捨ててこそ遲蒔ながら未だしも眞の憂國の指導者であり得た。然るを斯如く日英の關係が彼自らの手に依つて改變されたにも拘らず、依然として今日親英、恐英主義の腐敗醉素と毒素とを社會に振り撒き新しき時代を過去の因縁に纏れさせんとするのは時代錯誤とも民族冒瀆とも稱へようがないではないか。而も今日にありては彼れ英國からは宣戰布告にも等しい敵對行爲を受けてゐながら尙ほ對英提携を云々せんとする臍拔様である。

今日の伊太利國內にも尙獨逸提携派に對して英佛親善派が存立してゐると英國側の論者で唱へる者があるが、それは爲にする宣傳であり、信賴すべき説では莫い事は現在の獨伊と英佛との對立を觀れば明白な處である。英佛に對し明確毅然たる態度を執り得ないのは寧ろ我國のことである。それには敍上の外にも種々の原因が存しようが、一には我國に英佛の持つ物を借りようといふ下心があるからである。今や本格的な大陸經營に乗出した我國の直面すべき物質上の困苦と缺乏とを嫌ひ怖れる偷安の徒輩が英佛の誇示する金に縋らんとするからである。然し今日、英佛が尋常の條件で日本に金を貸すと思つてゐる事が既に時代を世界の動きを解さぬ證據である。笑止の限りである。そして英佛或は

米國より我が肚の裡を見透かされて何時も國際舞臺に跛を曳いてゐるのである。それよりも速かに不動の根本策を樹立して、我國独自の立場より自力本願の歩を一步步力強く踏み出すべきである。大陸經營にしても唯徒らに金や物にのみ頼らうとする物質萬能主義に立脚せず、も少し何とか日本古來の精神主義を活かし得る物的組織と方法とを編み出せないものであらうか。東亞新秩序の建設者を以て任ずる我々日本人自身が既に歐米を破壊と衰亡とに追ひ込みつつある彼等白人の唯物主義に溺れてゐるのではないか。

第七章 近東及びアラビア政策

(中東極東政策に言及す)

ローマ帝國の再建を目指して營々として地中海の制覇に進む伊太利が東部地中海に臨む近東及び紅海——地中海の延長と謂ふべし——を形成するアラビア方面に對する宣傳、謀略、懷柔、政治工作等が伊太利の近東及びアラビア政策である。而して之は概して地理的區域に従つて分類したものであるが實際は伊國の回教政策の一端と觀るべきであらう。

先づファシストは東部地中海が古ローマ帝國の版圖であつたといふ處に彼等の要求の歴史的根據を置いたのみならず、中世紀に榮えたヴェネツィア或はビザ等の都市國家が同じく東地中海に發展した

歴史を意義づけんとしてゐる。近代的には彼のロンドン密約(一九一五年)及びサン、ジャン、ド、モーリエンヌ協定(一九一七年)に依り伊太利はスミルナ、アダリア、コーニア等を含む小アジアの南方一帯に對する支配權を獲得すべきであると爲し(ロンドン密約の項參照)シリア、パレスタインが委任統治地として佛、英の掌中に收められたことはロンドン密約の不履行に關連して伊の含む處である。さて過去の事實の穿鑿は此の位にしておいて現在伊太利が執りつつある近東或はアラビア方面に對する政策如何と云ふに(トルコと伊太利との關係は第二章三の(ロ)に於て既述)之を大別すれば(一)回教徒の懷柔(二)伊太利の宣傳(三)青年層への呼びかけ(四)反英運動等として觀ることが出來よう

回教徒の懷柔は回教政策として同時に英佛の弱點に乗じて行ひつつあるものである。即ち回教徒たるアラビア人は自治を欲すると同時に英佛に對して種々の事情よりして怨恨を懷いてをり、且つアラビア人と相容れざるユダヤ人を英國が掩護せざるべからざる立場にあるのを利用して、伊太利はアラビア人を使喚し之に後援を與へ、伊太利側に引き寄せつつある。(英國がパレスタイン問題にて、佛國がシリア問題にてそれぞれ手を焼いてゐることは最近新聞紙が頻々と報道する處である)其の具體的方法としては回教徒の寺院、學校、自治裁判所等を設立する外、施療院、慈善事業、新聞社等へ對して補助金を附與し、ラディオ、新聞、映畫等を用ひて宣傳を行つてゐる。ラディオは主として伊本國のバリから毎日アラビア語で放送を行ひ、伊太利の宣傳(軍備の強大を誇る等)を爲し、一面反英思想

を鼓吹する。尤も英伊協定以後はエチオピア戦争當時程目立つ反英放送は行はれないこの事である。此のラディオ放送は従来ニュースなど見聞する機会や機關に恵まれなかつた民衆の耳に直接入つてゆくので其の効果は異常なるものがあると云ふ。之に對して英佛側は施す術も無かつたので何時しか親伊反英思想が回教徒の間に醸成されたのは否み難いと英國人自身が歎じてゐる。(英國も昨年一月よりロンドンよりアラビア語放送を開始したこの事である)新聞に關してはカイロに Agence Egyptienne Orientale なる一種の通信社を設け、表面上は個人經營を装はせ、近東、中東の新聞社にニュースを廉價で提供させる。殊に經濟的に貧弱で新聞種に難窮してゐる地方紙には更に廉價で與へてやる。其のニュースの内容は勿論伊太利に有利なものとか或は伊國の偉大さを盛つたものである。之が回教徒に與へる影響は小さくない。次に映畫宣傳の方法も大體似たり寄つたりでフィルムを映畫關係者に殆んど無料同様に供與する。其の内容が新聞紙で宣傳したものを寫眞に依つて見せると云つた具合であることは言ふ迄もない。

序でながら伊太利が近東方面に設立してゐる領事館、學校、病院等は實に堂々たるもので如何にも伊太利の國力が偉大なるかのやうに土民に誇示するものであり、その印象が上述の金錢的補助或は宣傳に依つて深められると云ふ。知識階級に對しては書籍、パンフレット類、時には回章を用ひてローマ思想の鼓吹を行ふ。即ち古ローマ帝國と東洋との交流が今日謂ふ處の西歐文明を生んだのであるから

今日のローマと東洋との交流、殊に青年層に依る夫れは他の新たなる而して等しく偉大なる文化を生むことが出来るのだと説いてゐる。そして此の言葉の實行として伊國の大學の門戸を近東の學生に開放し、留學條件なども甚だしく容易にしてやる。學生はムッソリーニ自らの招待を受ける榮譽に浴する。ムッソリーニはそれ等の學生に告げるのである。『二十世紀前にはローマは地中海の沿海に東西融合の實を成就したものだ。今日いま一度ファシスト・ルネッサンス即ち精神的再生に依りローマと地中海とは此の融合の實を擧げるべく、再び此の營みに著手する。その故にこそ新伊太利は諸君をローマへ遊學の爲に招くのだ』と。斯くして毎年約二千五百名の學生がローマに來る。而も此等の學生は知識階級及有力階級の子弟であるから他日又有力なる親伊派たり得る譯である。(青年層への呼びかけ)。

以上の外、政治的工作としてはアラビア人自治運動者と秘密連絡を執り之を指導保護する等、又最近はイエーメンを中心にヘジャース、パレスタイン、シリア、トランスジョルダン、イラク等に情報局を設置し、各地の在外公館と連絡を執つてアラブ運動を行つてゐる模様である。伊太利のアラビア政策として最も顯著なのはイエーメン王國に對する工作であらう。これはイエーメンが占める地理的地位と其の國情とが伊太利の食指を促すのである。伊國がイエーメンに對し或る種の勢力を扶植してゐるとは一般に信せられてゐる處であるが、事實は如何なる程度に及んでゐるかは判然しない。一説には伊

國は既にイエーメン國內政に對する干渉權を有してゐることも傳へられるが、表面に存する處を見れば兩國間に結ばれた通商條約（一九三七年十一月四日）の第一條には伊國はイエーメン國の完全なる獨立を無條件に承認且つ保障し、同國內政に干渉せずと言明してゐる。爾餘は九ヶ條より成る簡單なる通商協定であるが、之が調印に際しては兩國間の緊密な親善と提携とが兩代表により謳歌されてゐる。之に次いで伊國はイエーメン國の西北部に於てサウード・アラビア國領土アシル地方に接近する土地に對する租借權を獲得し、對岸の伊領エリトリアと呼應してアラビア工作の前進根據地を得たと傳へられるが、流説のみで確乎たる調査事項と云ひ難い。此の種の祕密事項を確める事は机上の調査作業の埒外に存する。更に過去に遡つた事實から推せば一九三三年頃のイエーメンとサウード・アラビア兩王國間の衝突に關しては前者は伊國が、後者は英國が援助したのであるから、伊國とイエーメンとの關係は増々明瞭に理解し得る譯である。而して此所にも兩アラビア王國を舞臺としての伊英兩國の勢力争ひが展開した。現在は兩アラビア王國間に成立した友好同盟條約（一九三七年秋）に依り、沙漠に起つた干戈の暴風は鎮まつたが、アラビア半島を繞る伊英兩國の無血の勢力抗争は愈々熾烈になつてゆく。伊は前述の如き宣傳謀略を行ふ爲、軍事的には英領アデンの對岸に位するアッサブ港及びドウメイラ島の強力なる軍事根據地を構築し、エリトリアの軍事的地位を増々強めつつある。一般には英國の勢力範圍と目せられてゐるサウード・アラビア國に對してすら伊太利は親善工作を行ひ、自國製の飛

行機を賣込み、之に伴つて自國の操縦士及び教官を入れており、又サウード・アラビア國よりの飛行練習生を伊太利に留學させてゐるとの説もある。

之を要するに以上敘述せる處の伊國の近東及びアラビア政策とは主として地理的區分に從つて名稱を附したものであるが、實際的には伊國が近年積極的に着手し始めた同國の回教政策の一部と觀るべきである。伊國がし強く回教徒を重視する所以は（一）伊太利植民地が悉く回教徒を以て蔽はれたること、（二）伊太利の對岸北アフリカが東はソマリランド、エリトリアより西はモロッコに至る迄悉く回教徒の居住地域なること、（三）歐洲に於ける隣接國が少からぬ回教徒を擁すること、（四）アラビアが回教國として第一に位すること、（五）トルコ以東アフガニスタン、印度、新疆に至る迄悉く回教徒の居住地域なること。

之を要するに伊國の對外政策たる地中海政策、バルカン政策、アフリカ經綸、アラビア政策、近東中東政策等悉くが大なり小なりに回教徒と其の居住地域とに關連せざるは莫き故に當然伊國が回教政策を重大視する所以である。右掲の諸政策中、中東政策に關しては未だ言及してないが、伊國の外交政策を論ずる以上、其の中東政策をも取り擧げるべきであるとしても、特に一項を設けて敘述する程の事實は存しないと惟ふ。強ひて擧げればアフガニスタン政府内に自國人の財政顧問、農業顧問、軍事顧問を入れ込ませてゐることか、航空路の開設とかがあつたであらうし、又これと同時に伊國は印度に

對しても關心を抱いてゐる事は明かであるが、之とて未だ特に擧げるに足る事實もない。更に伊國の極東政策に關して言へば現外相チャノが駐支總領事或は公使として在任中は國民政府に政治、經濟、軍事上の顧問を遣るとか、飛行機を多量に賣込む等其他相當の活動をしてゐたが、それも現在に於ては日本と提携するをより有利なりと觀じた爲か、極東に於ける日本の行動を全的に支持して、先づ從來の極東政策は放棄したと云へよう。唯其の代償として經濟上の割込みを要求してゐる程度に止まる。斯様の次第にて目下の伊太利對外政策を瞥見してみれば實際に同國が主力を注いでゐるのは前述の如く地中海政策、バルカン政策、近東及びアラビア政策、アフリカ經綸であり、他の方面には端的に言へば十分手が届かぬと謂ふべきであらう。然しファシスト伊太利否ムッソリニが世界政策を抱懷してゐる事は忘却してはならぬ事である。此の意味からして全世界に亘り其の數三億七千萬を算する回教民族に働きかける伊國の回教政策は重大なる意義を有する譯である。伊國の對外政策を云々する者は須くムッソリニの世界政策まで論ぜねばならぬ次第であるが、それは論ずべく餘りに大いなる問題にてはあり、又稍々本編の埒外にある問題なれば他の機會に譲るとして茲に於てはムッソリニの回教政策なるものが如何に伊國の對外政策として重且つ大なるものなるかを強調するに止めたい。そして現在ファシスト外交政策がベルリン—ローマ樞軸を第一原則とすれば、第二原則はローマ—イスラム樞軸であると謂はなければなるまい。但しそれは伊國の立場のみを考慮した場合に限る事であり、

ローマと回教國との樞軸は餘りに廣範圍に亘る問題であり、是に交錯してソ聯邦の回教政策或は獨逸の回教徒政策との關係在り、のみならず我が國の回教政策(若し有るとすれば)は東亞の指導者として重大なる關心を寄せざるべからざる立場にあり、之は論ずべく別問題に屬する。(回教民族の分布状態は前述の如き回教國の外、滿洲國に約四百五十萬、支那全土四千萬乃至七千萬、英領印度七千萬、ソ聯邦約二千五百萬、馬來及び蘭領印度六千三百萬、比律賓三百萬といふ有様である)

第八章 アフリカ經綸

伊太利のアフリカ經綸は之を第一段階と第二段階とに區分して考察した方が便宜のやうに惟はれる。即ち第一階段とは伊太利の地中海政策を完成せしむるものであり、(同時に地中海制覇が伊のアフリカ經綸を完からしめる點で此の兩者は不可分の關係に在る)第二段階とは伊の大アフリカ主義の實現に資するものと假定することとする。

先づ第一階段を論ずるに當つては現在伊國がアフリカに領有する植民地を見なければならぬ。即ち伊國はアフリカに於て北部のリビアと東南部のエリトリア、エチオピア及びソマリランドを領有してゐるが、右の中リビアは地中海に沿ひ、エリトリアは紅海に臨み、ソマリランドは紅海に到るアデン灣と印度洋との境を爲す要所を占め、斯くしてエリトリアとソマリランドとはエチオピアに依りて陸

路連接し、英領及び佛領の兩ソマリランドを完全に包圍してゐる。此の地勢からも判断し得る如く、伊國の傳統的意圖は明かに地中海に制覇せんが爲に先づこれ丈の足場をアフリカに求めたのだと斷じ得よう。エチオピアを征服したのはリビア併合に亞ぐか、或はそれ以上に位する偉業であつた。これがあるが故にリビアとエチオピアとを以てエジプト及び英領スダンを挾撃するの態勢を執り得るに至り、又紅海と印度洋との相接する要衝の地をエリトリアと伊領ソマリランドとを連絡することに依つて壓迫し、それと同時に對岸のアラビア方面に對する工作の地盤を強化したのである。又その事は伊のアラビア政策或は近東政策と共に紅海及び東地中海の制海權を確立せんとする伊國の當面の狙所である。それが爲のアラビア半島或は近東方面に對する政略は既に前項に記述したが地理的にアフリカ大陸の一部にして東地中海と紅海とに臨むエジプトに關して言へば、此の國は伊國が最も關心を注ぐものの一である。(その關心はスエズ運河に對して焦點を成してゐる)それのみか、伊國はエジプト併合の意圖を藏してゐるものであるとは主として英國側の宣傳する處であるが、(英國は其の實證としてムッソリニは一九二五年リビア視察の際其の意圖を明言したと言ひ、更に一兩年前リビアに飛行中の伊太利飛行士がエジプトに墜落せる際、其の懷中よりエジプト攻略の祕密文書が現はれたと言ふのである)それを茲で詮議立てるには及ぶまい。それよりかは伊國が現在エジプトに對して行つてゐる策謀に言及すべきであらう。其の第一に擧ぐべきものは回教國たるエジプトに對する伊の回教政策で

あらう。但し之は勿論エジプトに對してのみ特に回教政策を積極的に行つてゐる譯ではなく、伊の回教政策に就いては既に近東及びアラビア政策の項に於て述べたので、これより寧ろ伊國のエジプト國內政に對する潛行運動を特筆すべきかも知れぬ。元來エジプトの宮廷方面には親伊感情が存すると云はれるが、一九三七年末ワフド黨内閣瓦解の原因が宮廷方面との意見の疎隔に依り辭職するに至つた裏面には伊太利の策動があつたと觀られ、其後成立したマームド、バシヤ内閣には親伊的人物若干の参加を見た由である。斯くしてエジプトを内政土より親伊的に導かんとするは言ふ迄もないが、伊國は常に一度反伊傾向の強き政權現はれるや、其の反對黨を祕密裡に支援して之を打倒せんとする方策に出てる様である。

次に政界のみならず、言論界或は一般に對する宣傳を行ふものに第七章第五二頁に於て述べた如く Agence Egyptienne Orientale がある。之は伊國國營の通信社ステファニの近東支社としてカイロに在るが實際は情報局とも稱すべきものであらう。此の A・E・O はエチオピア問題當時、近東中東に對する反英宣傳を行ふ爲に設置され、アラビア、イラク、パレスタイン、シリア、レバノンを含む近東、中東に宣傳を行ふものである。ホデイダ(イーメン王國)、バグダッド、ジェルサレム、ベイルート、ダマスカス其他の中心地に通信員を派遣してをり、それ等通信員が各地からカイロ宛通信なり報告を送ると之をアラビア語の新聞に配布するのが A・E・O の仕事である事は大體前述の通りであり、又ロー

マのステファニ本社よりの新聞種をアラビア語新聞社に無料同様で配布する。

六〇

更に新聞種を供與するのみならず、金錢に依り新聞記者及び新聞社を買収するが、之はアラビア語新聞に限らず、佛語新聞にも及ぶ。佛語は東地中海方面では中々廣範圍に使用されてゐるので伊國の著目せる處である。例へばカイロに於けるラ、バトリー及びバルトゥウの如き佛語紙は伊國側に買収されると云ふ。(ジョージ、マルテルリ著 Whose Sea?) 近東に於ては新聞記者を買収するのに多額の費用を要せぬとの事である。

然し英伊協定(昨年四月調印)以來、伊國は表面的な反英宣傳を中止してゐる事も前言の通りであるが、伊國は此の方面にも獨逸との協力を得てゐる。即ち一九三七年ムッソリニの獨逸訪問の際にステファニと獨逸通信社(Deutsche Nachrichten Bureau)との間に協定が成立し、爾來兩者は近東、中東方面に於て協力し、兩社は此の方面に於ける共通の通信員より通信或は報告を入取し、反對に獨伊兩國より送る反英、反佛宣傳は兩方の通信員の協力に依つてアラビア語新聞に配布されるが、更に有利な事は上述の如き政治上の理由に依り伊國の宣傳員が宣傳を中止する場合には、之に代つて獨逸の宣傳員が共通の敵に對する宣傳を行ひ得る事である。

エジプトに境するリビアに伊國は其の地中海沿岸にチュニス境からエチオピア國境に至るまでの軍用道路を建設し、種々の軍事根據地を設けた事は其の地理的地位と共に地中海の戰略上最も重要な地點

の一つとなつた。殊にチュニス境の要塞を強化し、現地に於て伊獨兩國の軍事首腦部會議(本年五月)を行つて伊獨兩國の對英佛共同作戰を仄かした事は佛國あたりにならぬ衝撃を與へた。

チュニスに關しては後節にチュニス問題として詳述するが、當地に對して伊國は昨年十一月及び本年三月其の返還要求を明かにした。此の地の地中海戰略上の重要性は第二章二の(ハ)及び三の(ロ)對佛國の項に既述した通りであるが、伊國の回教政策はチュニスと共にアルジェリア、モロッコ等と同様に行はれ、反佛宣傳が盛んであり、裏面的反佛運動が各地に行はれてゐる。

以上アフリカに於ける領土を足場として、英佛兩國の植民地或はエチオピアに對する工作を伊太利のアフリカ經綸の第一段階と假定したが、同じく此の項の冒頭に假に其の第二段階と見做した伊太利の大アフリカ主義とは何であるか。これは稍遠い將來の問題ではあるが、伊國が抱藏するアフリカ政策として言及する事とする。言ふ迄もなく右に謂ふ第一段階の達成が既に大アフリカ主義の幾部分かを構成するものであるが、伊國の大アフリカ主義とは例を執つて見ると日本の大陸經營に比する事が出來よう。なんとなれば現實政治家たるムッソリニは獨逸の中、東歐或はウクライナ方面に對する發展は阻止し難きものであり、又日本の支那大陸に對する發展も必然の勢ひとすれば、近東、中東方面は獨逸との間に殘された將來の問題としても、之を除いては伊太利の伸展し得る餘地はアフリカ大陸以外に無い事を見て取つてゐるからである。然しムッソリニがアフリカ大陸をどの程度の廣さに於て狙

つてゐるかなど云ふ事を忖度するのは寧ろ愚かしい業であるが、從來伊太利がアフリカ經綸上の計畫として世に傳つてゐるものを擧げてみれば前述の種々の工作の外に(一)リビアと東アフリカ帝國(エチオピア、エリトリア、ソマリア)との陸路連絡(道路建設)(二)リビアより南大西洋への進出がある。右の中(二)に關しては少しく説明の要があらう。即ちリビアから南大西洋に突き抜ける爲には先づリビアの南部から佛領を貫通して佛領と英領ニジェリアとの國境に横たはるチャッド湖向けて自動車道路を開設し、それより更に南大西洋岸に進出しようといふのである。伊國は此の欲求あるが爲にも彼のローマに於けるラヴァールムッソリーニ協定(一九三五年一月)に依りリビアの南部に於て境する佛領土中、四萬四千平方哩を佛をして割讓せしめたが、これより先伊國は既に一九一九年の伊佛協定に依つてリビアの西境に若干の領土擴張を行つた際、チャッド湖に到る道路確保權を獲得してゐる。これは佛國としては彼のロンドン密約の約束に對して斯く伊國に讓歩したのであるが(ロンドン密約の項參照)、それは兎も角として、現在伊の勢力は事實上チャッド湖まで及んでゐると觀られてをり、伊としては同湖より南大西洋岸に到達する爲には佛領土に依るべきか、又は英委任統治地ニジェリアに依るべきかは將來の問題であるとしても、佛領の南大西洋沿岸にスペイン領ギネアが有ることを思へば、今日伊國とスペインとが同盟同様の關係に入つたのであるから、兩國諒解の上で西領ギネアに伊國が港灣其他の施設を加へることに依り、是とチャッド湖とを連絡する權利ありと爲す外交

的手腕を弄するのではないかと想像される。右は調査としては確乎たる資料と情報とを缺く爲、精細にして確實ではあり得ないが、斯かる説が傳はつてゐる事は事實であり、又あり得べからざる事は稱し難い。(チユニス問題の項中、佛國の對伊植民地割讓問題參照)殊に伊國が何故、南大西洋岸に進出したがつてゐるか、其の理由を考察して見れば首肯し得るものがあらう。即ち伊國は南大西洋岸から南米への航路と航空路とを開設し度いのであつて、又其の原因は南米に在住する多數の伊國人とそれが保有する勢力と緊密な連繫を執り、之を更に國家的に活用し度いからである。これこそ伊太利の帝國主義が要求する民族的結合の現はれである。實に伊國の大アフリカ主義の重點は此所にあるのである。(地中海から南大西洋にかけてアフリカ大陸を縦斷する有利性を觀るべし)更に詳しく言へば伊國が何故南米大陸に在住する伊國人を重視するかと云へば其の數(アルゼンチン、ブラジルを主として南米全體に亘り三百五十萬)と經濟的勢力に絶大と稱して可なるものがあるからである。これが亦南米大陸への全體主義國家の進出として世界の注目を惹き特に米國の神經を刺戟してゐるものである。ここにも伊國の世界政策の一端が窺はれる次第であり、殊に近年伊國政府による在外伊國人の國籍保留と之がファシヨ化の企圖が關係國の神經を昂めてゐるのである。例へば伊國とブラジル政府との間に於ける在ブラジル伊國人子弟の教育問題等に就いて紛争を來し、遂に伊國政府はブラジルへの移民を禁止してしまつた等の事がある。現在尙此の教育問題でブラジル内の伊國人子弟に關し伊國

政府とブラジル政府との間に意見の對立が存してゐる事が傳へられる。

六四

第九章 特殊問題として

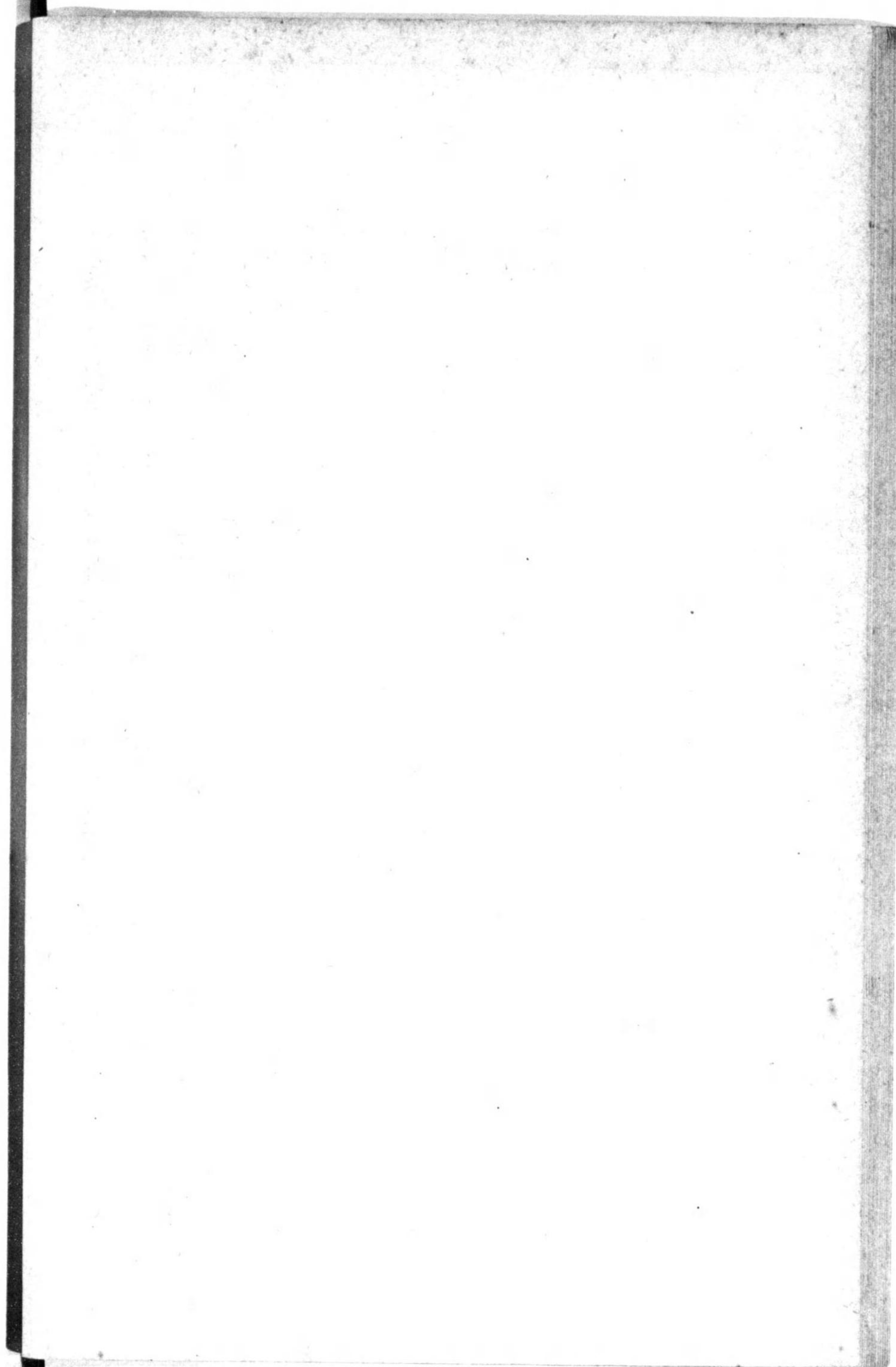
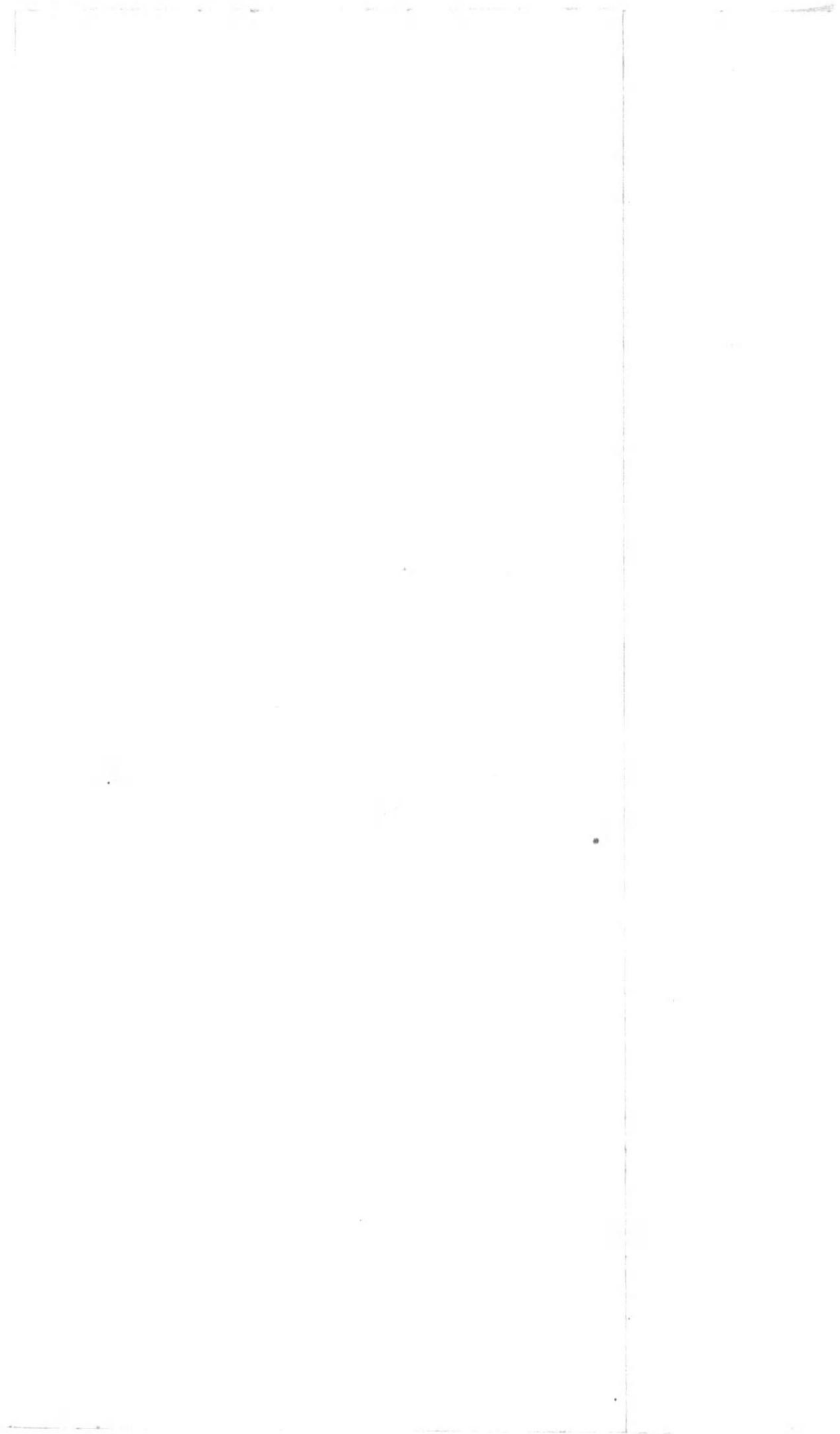
○三國同盟と伊太利が聯合國側に參加した一原因

一八八二年獨逸伊三國間に締結せられた三國同盟の條文に依れば加盟國は同盟國の利益に影響を及ぼすべき如何なる行爲に關しても互ひに協議すべき義務を有してゐた。然るに奥國はボスニアとヘルツェゴヴィナを併合する以前に右に云ふ義務の履行を爲さず、又同様に一九一四年セルビアに最後通牒を發するに當つて伊國に通告しなかつた。之に關して當時の伊國外相ツンニイノの言ふ處は次の如くであつた。

「此の奥國の行爲は三國同盟の條文と精神とに對する恐るべき違反であつて、それは伊國に對して豫告無くして開始せられたる戰爭に伊國が其の同盟國側に加擔して參戰するを拒絶した事を正當化したのみならず、亦同時に該同盟の本然性と存在の理由とを奪つたものである。」

兎に角歐洲大戰前の奥伊兩國間の關係は同盟こそ締結してゐたが、複雑な間柄に在つた事は外交史の物語る通りであり、伊太利は三國同盟に對し、加盟國が挑戰的戰爭を敢へて爲した場合、之を援助すべき義務を有せざりしのみならず、更に同國は一八八七年英國との間に調印した條約に依つて、英




國を敵とする如何なる戰爭にも參加せずとの規定の下に三國同盟に對する義務は甚だしく狭められてゐた。斯の如く統一當時の伊太利が數多の國と同盟を結ばなければならなかつた理由は第一章「日伊兩國の外交に對する一考察」其他の項に敘述したが、以上概略ながら伊國が獨逸側に參加しなかつた理由が明白であらうと惟ふ。然るに我國に於ては識者と目せらるる人々の中にすら、右の如き原因理由を極めずして、唯一概に伊太利が三國同盟を裏切つた背信者であるとの言説を爲す者が多いのは知識を尙ぶ一等國民たる我國民らしからぬ事である。それも伊太利が我國と左程關係の無かつた時代ならば未だしも、今日の如く日伊兩國が緊密な關係に入つたにも拘らず、尙ほ斯如き認識不足を續けるに於ては日伊間の將來を毒するものである。己れの味方たる者に對して誤れる觀念を是正し得ず、且それに對する正當の認識を深め得ざることに取りも直さず、己れの頭上に痛棒を加へることである。況んや新伊太利は押しも押されぬ世界の大大國であり、殊にムッソリニの健在なる限り味方として力強き友邦たり得る事は銘記すべきである。

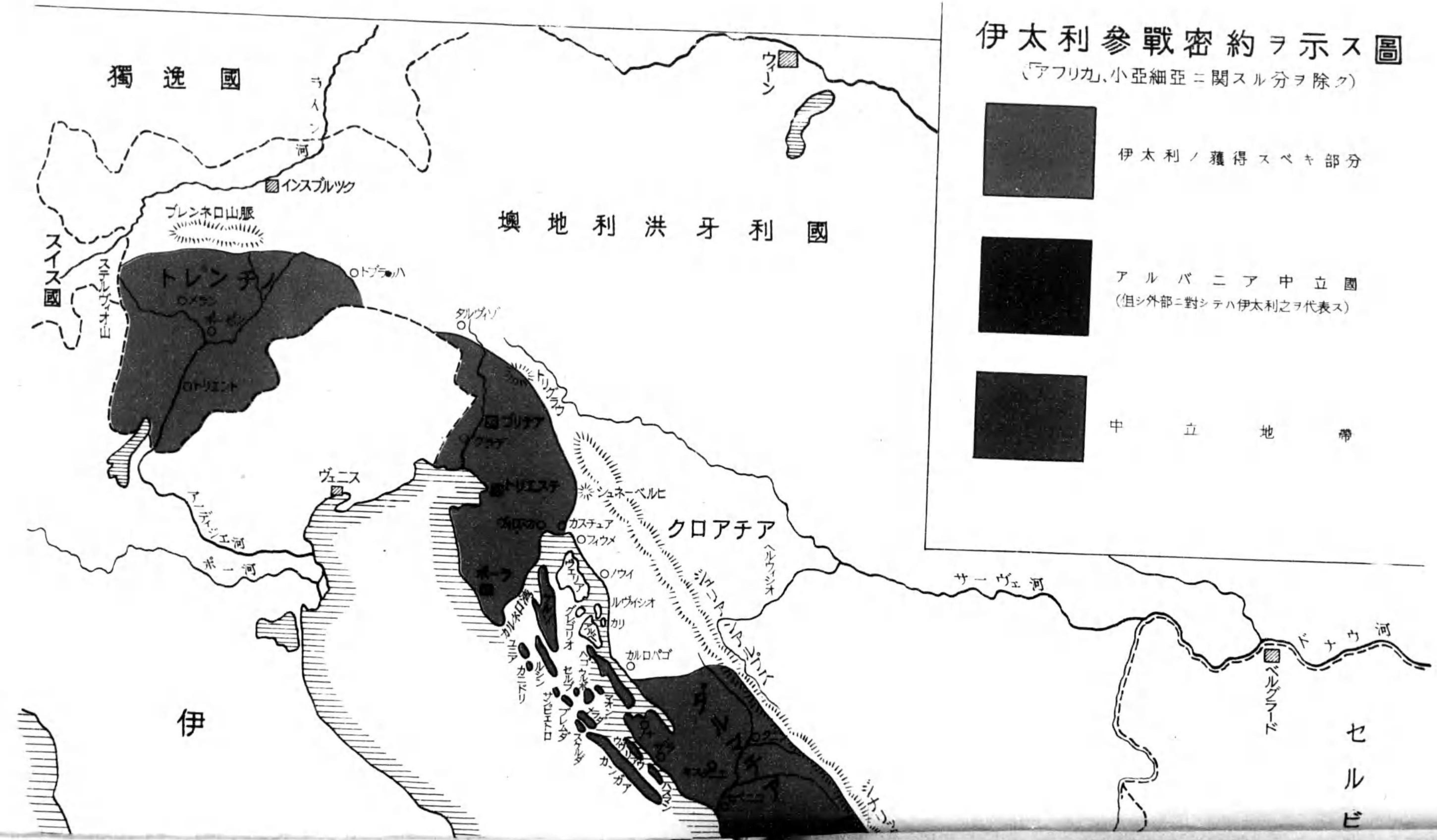


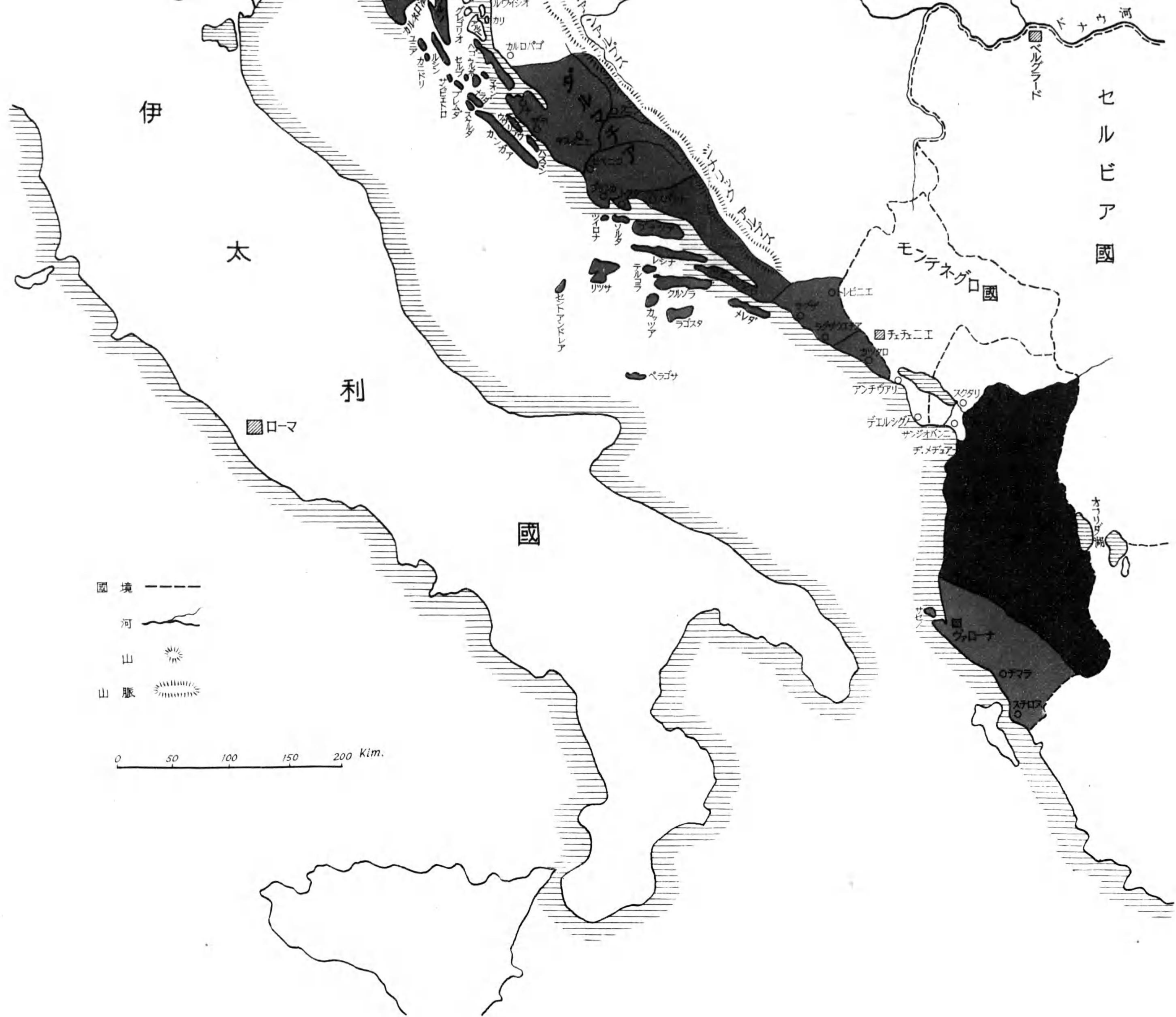
カラー資料

伊太利參戰密約ヲ示ス圖

(「アフリカ、小亞細亞ニ関スル分ヲ除ク」)

-  伊太利ノ獲得スベキ部分
-  アルバニア中立國
(但シ外部ニ對シテハ伊太利之ヲ代表ス)
-  中立地帯







○ロンドン密約

ロンドン密約に依り伊太利に附與せられたる參戰條件及其の後の經過に就いて。

一九一四年七月二十八日に勃發せる歐洲大戰（先づ奥匈國とセルビアとの開戦）に對し伊太利は同年八月三日中立を宣言して以來獨塊側と聯合國側との間に交渉を重ねてゐたが遂に後者の申入れたる參戰條件を受け納れて翌一九一五年五月二十四日奥國に對し宣戰布告を行つた。

右に云ふ伊國の參戰條件とは一九一五年四月二十六日ロンドンに於て伊國駐英大使イムペリアリと英佛露三國代表との間に結び結ばれた所謂ロンドン密約を意味し是に依り講和成立の際伊太利の受領すべき主要なる土地は次の如くであつた。

- (イ) トレンティノ (Trentino) 及其の自然的地理的境域たるブレネロ山脈に至る迄。
南部チロールの全部トリエステ市及其の四周ゴリツツィア (Gorizia) 及グラデイスカ (Gradisca) 郡クアルネロ (Quarnero) 灣に至るイストリア (Istria) の全部ヴオロスカ及ケルソ、ルツシノ等のイストリア諸島竝にブラヅニツク、ユニア、カニドリ、バラツツオラ、サン・ビエトロ・ネロヅイオ、アシネロ、グレイカ等の一層小なる諸島及其の附近の小島を包含す（第四條）
- (ロ) ダルマチア州はセベニコ市（同市を含む）に至る迄伊國が受領す其の他ダルマチア海岸の北部及西部の小諸島を包含す（第五條）

- (ハ) ヱアラナ (Valona) 港及サセノ諸島並に軍事上の安固を保持するに足る地域 (第六條)
- (ニ) ドデカネーズ諸島 (第八條)
- (ホ) 小亞細亞アダリア地方割讓に對する伊太利の權利 (第九條)
- (ヘ) アフリカに於ける伊領エリトリア、ソマリランド及リビアの擴大 (第十三條)

而して伊太利は一九一九年一月より開かれたる同盟及聯合國間の講和豫備會議に於て平和條約に依り舊埃洪國版圖内の伊太利人居住地域の大部分を自國版圖内に回收することを得たが唯東方セルブ・クロアト・スロヴエーヌ國との國境方面に關しては伊太利人及ユーゴ・スラヴ人が混淆居住してゐるので之が爲に關係兩國間に激烈なる紛議を醸し遂に本平和條約に依つては何等決定を見るに至らず包括的に埃地利國をして其の國境外の地域に對する主權を拋棄せしむるに止め伊太利及セルブ・クロアト・スロヴエーヌ兩國間の葛藤は後日の條約に依つて之を解決することとなつた。茲に言ふ地域は曩に掲げたロンドン密約の第四、第五及第六條に當り講和會議の結果伊太利が實際に獲得した部分は別紙附圖 (伊太利參戰密約附圖) と一般地圖とを比較すれば判然する所である。

次に (ニ) ドデカネーズ島は參戰以前既に伊太利が占領してゐたもので之は伊太利領として收められたことは之亦地圖の示す通りである。

(ホ) のアダリア地方に對しては一九一五年のロンドン密約に依つて伊太利の權利が認められたるのみならず一九一七年四月伊英佛代表がサン・ジャン・デ・モリーリエンヌに會してスミルナ、アダリア及コーニアを含む南アナトリア地方に對する伊太利の領有權を承認したが其の後間もなく露西亞との關係からして英佛はサン・ジャン・デ・モリーリエンヌ條約の廢棄を宣言し講和會議に於てもアダリアのみに對する伊太利の權利をも認めず今日に至つた。右の如き事情が存するので今日伊太利がアナトリアの支配權並に植民權を主張してゐるのであつて伊太利は其のアナトリアの對岸に位するドデカネーズ諸島 (主島ローデイ島) に空海軍根據地を設けてトルコを威嚇してゐるのである。尙是等の諸島より更にアダリア灣に近く極めて小さい島ではあるがカステルロッツなる島を伊太利が領有してゐることは注目すべきであらう。

最後の (ヘ) 項はロンドン密約中伊太利が最も重大視するもので伊國と英佛兩國との間に紛争を重ねたものである。最近伊佛關係が喧傳せらるるに従つて人の口に上るようになったロンドン密約第十三條が之である。

茲で參考の爲該十三條の條文を引用してみれば

「アフリカに於ける獨逸の植民地を獲得し之に依りて佛國及英國の植民地を擴張する場合には佛國及英國は原則として或補償を要求する權利を伊國に承認す。其の形式はアフリカに在るエリトリア、ソマリランド、リビアを擴大し並に佛國及英國の植民地に接壤する伊太利植民地を擴大するこ

とを以てす」

と云ふのであり條文だけに據るときは其の規定範圍が餘り明確ではないがアフリカに於ける獨逸植民地の分割に依り英佛植民地が擴張せらるる場合には伊國も對等の代償を受くべく就中リビア、エリトリア、ソマリランドの國境改訂に關し便宜を與ふべきことを英佛が伊に約束したものであると云はれる。

ヴェルサイユ講和會議に於て伊國代表は右十三條を持出して佛國に對してはリビア西部國境の改訂同南部國境の擴張紅海沿岸のヂブチ (Jibuti) 港の割讓及佛國アビシニア鐵道の讓渡を求め英國に對してはジャラバブ (Jarabub) 綠地 (リビアとエチプトの境に存す) とキシマイオ (Kisimao) 港の讓渡を迫つたが英佛兩國は當時伊の要求を以て過大となした。其後英は一九二四年五月の協定に依り遂にジュバランド (Jubaland) とキシマイオ (Kisimao) 港とを讓渡した。前者は伊領ソマリランドと英領ケンヤとの境を爲す地域であり後者は其の港である。

尙上述のジャラバブ綠地は一九二五年十二月六日伊太利とエチプトとの間に調印された條約に依つて之に對する伊國の主權が承認された。佛國亦若干の植民地を割讓した。(次項チュニス問題と佛國の對伊植民地割讓問題參照)

けれども伊太利は以上の如き英佛側の讓歩を以ては自國が大戦に拂つた犠牲に對して不充分である

と思惟し且亦ロンドン密約が履行されたとは解してゐなかつた。その上エチオピアを征服して自國の立場が強化されてからは一層昔からの要求の念を熾烈にするに至つた。

○チュニス問題と佛國の對伊植民地割讓問題

チュニスは一七〇五年ハッサン・ベン・アリ (Hassain Ben Ali) が領主となつて以來、其の子孫繼承し今日に至つたが、初めトルコのサルタンの宗主權の下にあり、一八八一年佛國が之を保護國となした。最近喧しいチュニス問題とは(一)チュニス在住伊國人問題と(二)佛國の對伊植民地割讓問題に絡まる伊國のチュニス併合の要求を意味する。

(一) チュニス在住伊國人問題

チュニス在住の伊國人の地位に關する伊佛間の係争は其の端を一八六八年の伊國とチュニス領主との間に調印された條約に發する。上述の如く一八八一年四月に至り佛がアルヂェリアとチュニス間の紛争に藉口して兵を入れ同地を占領し五月十二日領主との間にバルド (Bardo) 條約を締結しチュニスを保護領と爲したが、それは伊國の承認する處とならず、同地在住の伊國人は一八六八年の條約に依り獲得せる法律上の特權と保障とを享有してゐた。それは伊國とチュニスとが近接の地位にあり且つ古くから往來して關係深く伊國人の移住は白人中の第一位を占め、一八八一年に於て既に同國人の一萬一千二百六名に對し佛國人は七百八名といふ有様で、伊國はチュニスの領有を將來に期して居た處、

佛國が之を占領したのに憤慨し遂に獨逸と三國同盟を結成して佛に對抗するの態度を執るに至つた。而して佛國側としては上述の如き伊國人の法律上の特權を默認してゐたのは佛自體がチュニス領主との間に調印した規約を尊重せんとする氣構へがあつたからであつたが、然るに一八九六年に到り佛はチュニス領主をして一八六八年の伊國チュニス條約及び英國、チュニス條約（兩者共同性質のもの）を強制的に廢棄せしめた爲に伊佛間の惡感情は高潮に達した。此の際英國は根本的には反對を示さなかつたが、その理由はチュニス在住の英國籍民は殆んど全てマルタ人であり従つて英國はそれ等が英國籍を保持するといふ條件を以て満足し得たからである。之に反し伊國にとつては其の大部分が純粹の自國民であつたので事情を異にしたが、同年ときの伊外相ヴェノスタは佛國との協定を遂げたが、之が後日のチュニス問題を生む本となつた。即ち其の協定に於て伊は佛のチュニス保護權を承認する代償として一八六八年の伊國チュニス條約を佛國が承認の下に更新した事であつた。即ち一八九六年九月二十八日伊國とチュニス領主との間に協定成り、之に依り伊國は同領主に依る保障を得た。斯くして伊國人は其の國籍を保留し、自國語の學校、病院、俱樂部等を維持し、其他の特權を享有した。然るに間もなく伊國人は佛國が伊國人をして強制的に佛國籍に歸化せしむる如き不利なる法令を發布して右の伊チュニス協定の裏を掻かんと策動してゐることを知つた。一例を擧げてみれば一九〇一年の一法令はチュニスに於て辯護士たらんとする者は佛國の法律學免許證を所持する必要を規定せる如き差別的

法令であり、或は一九一三年には佛國藥局の使用を規定し且チュニスに藥局を創設する場合には佛國政府の許可を必要とする旨を規定せる法令を制定せる如き不當を爲した。就中學校教育を通じて伊國人が其の國籍を保留せんとする欲求を弱化せんと試みた。因に佛國が何故斯く伊國人をして佛國籍を取得せしめんと焦慮せるかは上述の如く既に數に於て伊國人が佛國人を壓倒してゐたからであり、又佛國民の移住を奨励したが所期の成績を擧げ得なかつたからである。（現在佛國人が十萬餘に對し伊國系住民は實際には十五萬餘を算へられる）尙佛國法は屬地主義を採用し佛本國は勿論、植民地保護領に出生したる者は佛國民と見做すと爲したが、之は英國も反對する處となり、英佛間には協定が出来たが、伊太利は其の協定に順應する事を肯せず、紛糾のまま一九三五年に至つた。その一月七日例のムツリニールヴァル協定が成りチュニス在住伊國人の地位に關し左の如き規定を設けた。即ち

(イ) チュニス在住伊國人の地位の問題に關してはチュニス問題に關する一八九六年九月二十八日の領事執務條約の國籍の部分の期限を一九六五年まで延長し右期限まで同地に於て伊國人を兩親として出生せる者は伊國國籍を取得するも、一九四五年及一九六五年の間に出生せる者は成年に至れば佛國國籍に對して選擇權をも有す。

(ロ) 伊國學校は一九五五年三月二十八日迄はその儘とするも其後は佛國學生法規の適用を受くべき伊國私立學校となるべし。前記條約に規定する其他の諸問題に關しては條約の期限を一九四五年まで

延長し其後は新に締結すべき條約を以て徐々に普通法に復歸せしむ。

(ハ) 右條約に依る新制度に拘らず一九四五年以前自由職業開業の許可を受けたる伊國人は終身右權利を保有す。

然しながら以上の規定は昨年十二月伊國政府が右ムッソリニラヴァル協定の廢棄を佛政府に通告したので伊國側から言へば既に解消したものであり、之が將來如何様に落著するかは今後の推移に俟つよりない。

(二) 佛國の對伊植民地割讓問題

これは一九一五年四月のロンドン密約第十三條により佛國が伊國に對して借分となつてゐるものの意味する。(ロンドン密約の項參照) 一九一九年五月此の件に關し伊佛會商が開始せられ、ボン、ピジョン協定(一九一九年九月十二日)により一部分的の解決を見た。即ちリビアとチュニス間の國境を修正して El Barkat 及び Fehout の綠地及び Ghat Ghadames と Tunmo との間の通路を含む地域が伊國領に編入された。伊國は之に依つて地中海よりチャッド湖までの通路を確保した。一方佛國としてはこれを以て佛がロンドン密約に依り約定した處を履行したと唱へたが、ファシストは該密約に依る伊國の權利は右の如き利益を以て充たさるべきものに非ずと爲した。

一九二五年に再び此の問題が取り上げられた時、『伊國が爲した要求は英國が伊太利に借りてゐる分

よりはより重要性の少い領土に限つてゐた。即ちリビアの南方をチャッド湖まで擴大し Fezzan-Chad 間と Cufra-Quadai 間の通路確保權をも併せて獲得すべきことを要求した。』(現伊國司法相アリッポ、ンヌニ)

右要求の根據とする處は右の沙漠地方とは元來トルコの宗主様の下に在つたのであるから一九二一年の Uchay 條約に依りリビアの後繼者たる伊國が引繼ぐべきものであるとの點にあつた。然しながらそれは一八九〇年十月三十日或は一八九九年三月三日の佛英協約とさし障りがあつた。殊に Pinetti-Barrère 協定(一九〇二年十一月一日)は Tunmo の南方奥地に對するそれ以上の要求を阻止してゐるものである事を佛は指摘してゐる。之に對し伊は右協定に依つて確定した國境を承認したのではなくて單に勢力範圍の限界を承認したに過ぎないのであると主張した。従つて伊は一九一九年九月八日の英佛協約には殊更反對した。その協約は佛の意欲に應ふるものであつたからである。そこで伊としては非常なる讓歩の積りで前記の如くチャッド湖附近までの領土擴張を要求した。然し此の要求は伊にとつては讓歩の積りでも佛にとつては受諾し難いものであつた。その理由は伊がチャッド湖まで進出して來る事は佛のアフリカに於ける領土を分斷し且つ北部、西部及び赤道下の佛領間の電信を妨害される懼れがあるからである。之に對し伊は佛の言分は大いに誇張したものであつて、假令伊の要求を充してもチャッド湖附近には未だ佛をして其の領土の連絡を十分ならしめる丈の餘地があると唱へ

た。斯かる間にも伊はリビアの治安維持を完全に行ひつゝあつた。伊がフェッザン地方に進んで、其の主邑 Murzuk を占據した時、新たな紛争が起きたが伊は地中海に面するリビアの地方を統治し開發する爲にはフェッザンを支配する必要があると主張した。又そのフェッザンを伊の軍隊が確保するには Tibesti & Borku の緑地を所有せねばならぬと爲した。然るに一九三五年一月のムッソリニ、ラヴァル協定は以上の如き伊の要求を縮減したものであつた。それはムッソリニがエチオピアに事を起す必要上、佛國と妥協せねばならなかつたからであり、又同時にムッソリニがラヴァルからエチオピアに對する伊の自由行動を默認せしめた事は事實であるらしい。それは兎も角として右協定に依り伊國が獲得した領土は左の如きものであつた。即ち

- (一) リビアと佛領アフリカの國境に於て Tunno よりグリーンチ子午線東徑二四度及び北緯一八度四五の交叉點に於て英國、エチプト領スダンの西部國境に至る境界を以て決定せられ、右に依り伊國は約十一萬四千平方呎の領土を獲得した。
- (二) ドウメイラ島(バベル、マンデブ海峡)に對する伊國の宗主權を認めさせた。
- (三) 伊領エリトリアと佛領ソマリランドとの境に於て紅海に沿つた約八十平方呎(紅海沿岸の Der Eloua 及び Wema 河畔の Daddato)とを連結した線を以て新たな國境と爲す)の佛領が伊に割讓された。

以上を以て伊佛間の植民地割讓問題は結末を見たかに見たのは束の間、右協定が批准を見るに至らざる内に伊のエチオピア遠征となり、佛の對伊經濟封鎖參加に依り再び伊佛關係が逆轉するに至つた。其の後チユニス問題を繞つて伊佛關係が愈々悪化した事は第二章三の(ロ)の項に記述したが、伊國は上述のムッソリニ、ラヴァル協定が未だ兩國に依り批准されてをらぬことを口實として之を廢棄し之に代へるにロンドン密約第十三條を以てすべき旨を佛國に通告した事(昨年十二月)は前述の通りであり、今や伊のチユニス併合要求を繞つて伊佛間に戦争の發生すら喧傳されてゐる。

○英伊協定

昨年四月十六日調印を了へ、同年十一月十六日效力發生を見た英伊協定に關しては同協定内容の検討及び同協定内に引用せられたる諸條約全條文を収録して「英伊協定の解説」として別冊(調二特第一七號)作製済みにつき本編に再録するの重複を避けた。

○獨伊樞軸の必然性と持続性

(調二特第三十九號「獨伊結合の強弱を検討す」参照)

一、獨伊樞軸の必然性

(イ) ヴェルサイユ條約に對する獨伊兩國の不平不満

伊太利側に就いて言へば今日伊國をして獨伊樞軸を結成せしむるに至つた遠因は既にパリ平和條約

成立當時に胚胎したと観るべきではあるまいか。即ち伊國をして聯合國側に加擔せしめたるロンドン密約の不履行は戰勝國伊太利をして恰も戰敗國の如き地位に陥れ、パリ媾和會議に於ける伊國代表は席を蹴立てて歸國し伊國內に對英佛開戰論が湧いたが、大戰に疲弊し切つた伊太利に其の力は無く泣寢入となつた。是に依つて觀ればヴェルサイユ條約に對する伊太利の痛憤は或意味に於ては獨逸より痛切なるものがあると謂へるかも知れぬ。何れにするも同條約に對しては獨伊兩國は一脈相通するものがあり、共鳴し得る立場に在る。

獨逸側のヴェルサイユ條約に對する氣持は敘述する迄もあるまい。此の制約と壓迫より逃れんとする獨逸の必死の努力が伊國と結び附くに至つた事は上述の如くである。

(ロ) 資源並びに領土の不足なる點に於ける兩國の共通性

獨伊兩國ともに人口増加率高き新興國にして物心兩様の文化に貢獻する處大なるにも拘らず、其の人口を養ふに足る資源と之を容るるに十分なる領土とに不足することは所謂「持たざる」國同志として資源領土の再分割要求等の如き現状打破を目論まねばならぬ處に共通性がある。

(伊太利は今日領土に關しては相當廣大なるものを有するも、沙漠地帯多く、且つ移植民地として劣等にして資源貧弱なり)

(ハ) 防共なる點に於ける兩國の一致

獨逸の國民的社會主義と伊のファシズムとは共產主義を排撃すると云ふ點で共同防衛を行はねばならぬ。

(ニ) 國家としての主義、理想或は政治組織上に於ける類似性と調和性

獨伊兩國は所謂全體主義國家として國柄を同じくし、又歐羅巴に新體制と新興文化を建設せんとする理想に於て歩調を一にし、尙其の政治組織上に類似性があり、其他精神的思想的要素に共有性と調和性を備へたることは兩國の結合を容易ならしめたものである。

唯此處で一應考慮せねばならぬ事は以上の如き兩國間の類似性とは或る時期まで(後節記述)は兩國の結合、和合を助長する要因であるが、其の時期を過ぎる頃は却て互ひに競争し反撥し合ふ要因と爲り得る事である。殊に兩國が其の世界政策に於て實際的に接觸する場合に於て、然りとす。然しこれは兩國提携の必然性を論ずる本項に於ては埒外の問題であるので次の獨伊樞軸の持續性なる項に譲ることとする。

(ホ) 兩國の實際政策上に見る必然性

例へば伊國をして中、東歐に對する發展を斷念せしめたる代償として獨の支援の下に地中海政策の遂行に向はしめたことは政策上に於ける必然性とも謂ひ得るが、之は理論的には結局上述の(イ)(ロ)或は更に(ハ)項にすら歸屬すべきものであり、尙斯く論ずる時は伊太利のエチオピア遠征に次いで之

に對する國際聯盟の對伊制裁と之に前後する獨の對佛及び對ソ關係とが獨伊兩國を接近せしめたことも必然性と稱すべきであるかも知れぬが、それ等は「持續性」にも關連があり、之等政策上の實際は次項に於て論ずることとする。

二、獨伊樞軸の持續性

獨伊樞軸は大體前項に敘述せる如き必然性を以て結成せられたるものとすれば、之を持續する要因即ち持續性如何と云ふに、之は殆んど一に兩國間に存する利害關係の上に立つものと觀て危險はないものと惟ふ。而して兩國間の利害關係は兩國が抱持し且つ現に遂行しつつある兩國の對外政策を檢討することと現在の情勢及び將來を考察することに依つて略々判然しよう。左に兩國の對外政策を列記してみる。

(イ) 獨逸の對外政策

- | | |
|--------------|--------------|
| (一) 北海政策 | (二) 中、東歐政策 |
| (三) バルカン政策 | (四) ウクライナ進出 |
| (五) 近、中東政策 | (六) 舊植民地返還要求 |
| (ロ) 伊太利の對外政策 | |
| (一) バルカン政策 | (二) 地中海政策 |

(三) 紅海、アラビア方面への進出

(四) 近、中東政策

(五) アフリカ政策

以上獨伊兩國の對外政策を閲するに、先づ獨の北海政策に關しては兩國間に利害關係の錯綜するものはない。即ち兩國間に關する限り獨逸の自由手腕を發揮すべき獨壇場である。獨の中、東歐政策は既にオースタリを併合しチエツコ亦然り、スロヴァキアは之を獨の保護國と成し、ハンガリ國は防共協定に参加して完全なる獨伊樞軸と成り了せた。中、東歐に對する獨伊間の過去に見たる如き角逐は全然消滅し、唯最近までハンガリを繞つて獨伊關係の推移如何、換言せばハンガリの動向如何に兩國結合上の弱點たるの可能性が潜在すると觀られてゐたが、それも「ハ」國が本年二月二十四日前述の如く防共陣に加はるに及んで、同國を通じて獨伊兩國にも完全な諒解が成立し、剩へスロヴァキアを分割した場合には獨洪間に其の一部分又は大部分をハンガリ國の保護領或は領土とすべしとの内約が成立したとの説さへある。ハンガリに對しては獨逸の勢力が優れてゐるとしても最早獨伊樞軸の弱點とは成り得ない。要するに中東歐に於ては政治的にも經濟的にも獨伊樞軸の持續性を阻得すべき要因は無い。次に兩國のバルカン政策に關してもヒットラーとムッソリニとの間に内密にバルカンに於ける兩國の勢力圏が協定されたとの説は事實を傳へるものと觀なければならぬ。如何となれば其の説が流布された昨年の三月頃から現在に至る兩國のバルカンに對する態度と同地方小國の動向と情勢と

は如實に是を物語つてゐるからである。而して此の場合、伊太利にとつて其のバルカン政策は地中海政策に關連が有るのだが、本年四月伊はアルバニアを合體し、ユーゴスラヴィアに對しては獨伊樞軸の壓力を以て同國を防共協定に参加せしめんとし、同國に對する政治的勢力を確立する爲に伊太利系住民に滿つる同國のダルマチア及びクロアチア地方を伊の保護領たらしめんとの説が有力である（一説にはスロヴェニア地方をも事實上の伊保護領とする由）。以上は何れも獨との諒解の下に行はれた事は周知の通りである。斯くしてユーゴスラヴィアに對しては政治的には伊が優勢を保持し、經濟的には獨の優勢を認めることとならう。伊としてはアドリア海なる同一の海を隔てて對峙する「ユ」國を己れの勢力下に置かんとするのは當然である。「ユ」國としても獨伊に讓渡すべきものはして自國の獨立を保全するより外に手段はあるまい。現在（五月十二日）同國のバウル攝政はローマ訪問中であり、旬日ならずして同國の動向は更に明白とならう。

次にルーマニアに對しては獨逸が本年三月新經濟協定の締結を要求して、之を成就した事は同國に對する獨逸の勢力を新たにした事を物語るものである。英國あたりは獨逸に對抗して同じく「ル」國を操縦せんとして策動してゐるが、獨伊間に關する限り「ル」國は獨の勢力圏として諒解が見られることは以上の事實が示す處である。

ブルガリアは元來親伊國であり、同國內に於ける伊の政治的勢力は或種の地盤があり、一方獨逸は經濟的に壓倒的に優勢であることは統計の示す處である。ブルガリアに對しては未だ兩國の活躍は具體的には見られないが、何れ近い將來同國が防共協定にも参加することとならうし、同國に對しては獨伊兩國は「ユ」國に對する程の工作の勞を要しないであらう。

ギリシアは獨伊の間では伊の勢力範圍に屬するものと云はれ、伊がアルバニア攻略後、伊の侵入（先づコルフ島侵略）が懸念された。之に對し伊は英國にギリシアの安全保障を約したが、勿論之を以て伊がギリシアへの野望を斷念したと観るべきではない。今は其の時機でないので前進を見合せたまでである。ギリシアを英國の傀儡國としておいたのでは伊の地中海政策は完璧を期し難いであらう。伊の地中海政策を支援する獨が之を理解しない筈はない。斯くしてバルカンに於ける獨伊は各々相互の立場と利益とを尊重し合ひ、歩調を一にしてゐるので、此の方面で獨伊樞軸が崩壊する原因は見られないのである。それ處か獨伊は愈々結束を堅くして英佛勢力の排撃に邁進してゐる次第である。

伊の地中海政策は伊が獨の中、東歐に於ける覇權を認め代償として獨の積極的支援を約束されてゐるものである。伊太利即ち地中海政策とも謂ひ得る程、伊太利にとつては重大な政策である。廣義の意味では今日の伊のバルカン政策は寧ろ地中海政策の一部であり其他の政策悉くが之に關連せざるはない。而して今日にありては伊の地中海政策は獨逸の支援なくしては遂行し難く、獨伊樞軸の背景ありて初めて實現の可能性が窺はれる。ここに該樞軸の持続性と粘着性がある。従つて其の持続性は

伊が地中海政策を實現する迄存続するものと見るべきである。一方それまでに伊が英國と地中海に於て妥協するであらうとの論を立てる者があるかも知れぬが、伊は政策的には一時英と妥協しないとは云へない迄も、永久の妥協は不可能である。要するに地中海に於ける伊對英佛の抗争は宿命的である。

伊の近東政策或は紅海、アラビア方面への進出も地中海政策の一部と見做すべきであり、之に對しては獨にはウクライナ進出があり、勿論獨としても近東、アラビア方面に主として經濟的發展は目論んでゐるが、伊の地中海政策に屬する範圍には抵觸してをらぬ。ウクライナ問題は獨の着手する時機如何に基く事を考慮せねばならぬが、恐らく伊の地中海政策が確立する以前に行はれるであらうから、伊は之に關して獨を支持する道理である。

以上述べし地域に於ては獨伊間に衝突すべき因由の存せぬ事を察知したが、將來中東方面に於ては兩國は對立し易いと觀なければならぬ。その時は——獨伊が順調にそれ迄發展したとしたならば——獨伊共に其の世界政策に轉換してゐる時であらう。詳言すれば伊が地中海政策を遂行し、獨がウクライナ進出及び舊植民地奪還を成就した曉であらう。又さうなれば同時に英、佛或は「ソ」の地位は今日より遙かに低下した時であらう。つまり獨伊樞軸の目的は十分に達成せられた時であり、最早歐羅巴に獨伊樞軸が張合ふべき相手を失つた時である。そこで初めて獨伊の間に鬭争性が目覺めるであら

う。唯ここで一應考慮すべき事は伊太利は中東に乗出す迄にアフリカ經綸といふ大事業を控へてゐるので、此時に至るも獨と妥協せねばならぬかも知れぬ。そして大規模のアフリカ經綸——現在では一寸想像の及ばぬ廣範圍に互る——に没頭するかも知れぬ。その方が伊としては賢明な策かも知れぬ。ムツソリニの言ふ伊の發展は南東方に在るのみ（一九三四年三月）との眞義は那邊にあるかは想像の及ばぬ處である。其時アフリカに於ける獨の舊植民地は伊のアフリカ政策を阻碍するものとはなるまい。そこまでは今日に於て考察することは殆んど不可能である。獨伊が又敍上の時期に至る迄に獨伊對英佛間に戰爭勃發し或は世界大戰ともなれば、以上の考察は無に歸するかも知れぬ。

（昭和十四年五月記）

附 屬

伊太利を中心とする外交年表

- 一八七〇年 ○伊太利の統一成る
- 一八七一年 ○伊國首府フィレンツェよりローマに移る
- 一八八一年 ○佛國のチュニス占領
- 一八八二年 ○獨逸伊三國同盟成る
- 英伊間地中海協定
- 一八八七年 ○獨逸伊三國同盟の更新
- 伊國軍マッソヴァにエチオピア王軍の爲に慘敗す
- 一八八九年 ○伊エ間にウッチャリ條約締結せられ、伊領エリトリアとエチオピア間の境界を協定す
- 一八九一年 ○獨逸伊三國同盟の再更新
- エチオピアに關する英伊間の協定
- 一八九五年 ○伊國エリトリアにエチオピアを合併せんとしてエ帝國に兵を派す

- 一八九六年
 - 伊國佛國のチュニス領有を承認す
 - 伊國エチオピアの保護を要求しアドワの戦に敗れて其の獨立を承認す(ウッチャリ條約の廢棄)
 - チュニス在住の伊國民士民及び佛國民を同等に取扱ふべき協定伊佛間に締結せらる
- 一九〇〇年
 - 伊王ウンベルト一世暗殺せらる
 - 北アフリカに於ける伊佛兩國の權益を規定せる協定兩國間に締結せらる
 - アルバニアに對する伊埃洪兩國間の協定
 - 伊佛條約によりモロッコ佛領となる
 - 埃伊三國同盟の更新
 - 三國同盟に對する伊佛祕密協定
- 一九〇三年
 - 獨英伊ヴェネズエラに對し艦隊運動を示す
- 一九〇四年
 - 佛國大統領ルベール、ローマを訪問し伊佛協商成立す
- 一九〇六年
 - アルヘシラスの列國會議
- 一九〇八年
 - ブルガリアの獨立宣言

一九〇九年

○歐洲列國ブルガリアの獨立を承認す

一九一一年

○バルカンに對する伊露間のラコニジー祕密協定の成立

○伊國トルコ間の開戦(九)

○伊國戰艦トリポリ砲撃占領(一〇)

○伊國トリポリ、チレナイカ併合宣言

一九一二年

○伊國ドデカネーズ群島占領(五)

○伊帝遭難、無事

○モロッコ佛國の保護國となる

○第一次バルカン戰役(十月ギリシア、ブルガリア、セルヴィア、モンテネグロの四國聯合してトルコに宣戰す)

○ローザンヌの和約(一〇)によりトルコ伊國にドデカネーズ群島とトリポリを割讓す

○アルバニアの獨立宣言

一九一三年

- 第二次バルカン戰役(七月セルヴィア、ルーマニア等の諸國ブルガリアに宣戰す)

- ブカレストの和約(八)
- コンスタンチノーブルの和約(九)
- 一九一四年
 - 奥國皇太子フランツ、フェルディナンド大公夫妻セラエヴォに於て暗殺せらる(六、二八)
 - 歐洲大戰起る(七、二八奥國セルビア國と開戦)
 - 伊國の中立宣言(八、三)
 - エチプト英國の保護國となる(一二)
 - ロンドン密約(四、二六)
 - 伊國對奥國同盟の破棄宣言をし伊國開戦となる(五、二四)
 - ブルガリア獨逸に加盟す
 - 伊獨開戦(八)
- 一九一六年
 - ルーマニア奥國に宣戦す(八)
- 一九一七年
 - 英軍バグダッド占領(三)
 - 露國革命勃發新政府成立(三)
 - サン、ジャン、デ、モーリエヌ協約(四)

- 一九一八年
 - 伊外相ソンニノ、アルバニア國に對する伊國の保護權を宣言す
 - 伊軍イソンゾに大敗す(一〇)
 - 米國大統領ウヰルソン十四箇條の平和意見を發表す(一)
 - 獨逸休戦し歐洲大戰終焉す(一一、一一)
- 一九一九年
 - 伊國ファシスト團ミラノにて成立(三、二三)
 - 伊軍アダリア上陸
 - 聯合國と獨逸の講和條約調印(六)
 - 伊國オランダ内閣の辭職ニッティ後繼内閣の成立(六)
 - 伊國アルバニア間に協定締結せられ伊國ドウラツォに對する最高委員の派遣(八)
 - ボニン、ビシヨン協定により佛國は伊國に對しリビアの西部國境をガダメスの西部よりツモの南部まで割讓す(九、一二)
 - 聯合國と奥國の講和條約サン、ジェルマンにて調印(九)
 - 伊佛移民條約(九)
 - ダヌンツィオ、フィウメを占領す(九)

一九二〇年

- 聯合國とブルガリアの講和條約ヌイイにて調印(一一、一二)
- 聯合國とハンガリの講和條約トリアノンにて調印(六、四)
- 聯合國とトルコの講和條約セーヴルにて調印同時に英佛伊三國協定により
アダリア、コーニア及びヘラクレアを伊國の勢力範圍と定む(八、一〇)
- 伊軍イフウメ市に進入、ダヌンツイオを逐ふ
- 伊國ルーマニア間にベッサラビアに於ける權益相互承認の條約成る(一〇)
- 伊國ユーゴスラヴィア間にラバルロ條約締結せられ伊國のザラ並びに其の
近郊の領有を確認し同時にセベニコ及びスブラトの占據を廢棄せしむ(一一、
一二)

一九二一年

- 伊露通商條約調印
- 伊土協力に關するスフォルツァ、ベキールザミ條約成立、但しトルコ之を批
准せず(三)
- 伊軍アダリア撤收(六)
- 伊國サセノ占領、同地に開催せられし各國大使會議の結果、伊國の對アルバ
ニア干渉權承認せらる(一一)

一九二二年

- ワシントン會議に於て日英米佛伊五國海軍條約、九國(日支英米佛伊和白葡)
條約調印せらる(二)
- 伊國のファクタ内閣成る(二)
- ギリシア、トルコ間にムダニア休戰條約成る(一〇)
- ファシスト黨首領ムッソリニ、ローマに進軍して内閣を組織す(一〇、一二)
- 佛白聯合軍ルール地方に侵入(一)

一九二三年

- ローザンヌ條約調印(七、二四)
- ギリシア、アルバニア間國境委員の暗殺により伊國の對希最後通牒發せらる
(八)
- 伊國コルフ島を占據したる後明渡す(九)
- トルコ共和國となり、ケマル、バシヤ大統領(一〇)
- ヒトラー國民革命を企て敗れて捕はる(一一)
- タンジール規定に對する伊國及び米國の不承認(一二)
- 伊國西部トリポリに於て對佛國境を擴大す

一九二四年

- ローマ協定(一)

- 伊國ユーゴスラヴィア間修交通商條約の締結(一)
- 伊國アルバニア間通商條約締結(一、二)
- 英伊兩國ソヴィエト聯邦を承認す(二)
- 伊國フィウメを併合す(三)
- 伊ソ通商條約の成立(三)
- ギリシア王政廢止、共和國と成る(四)
- 英のマクドナルドとムッソリニとの會談の結果、英國伊國に對しジューバランドを割讓す(五)
- ロンドンに開催せられたるドーズ案検討の會議に於て伊國代表獨佛間の紛争調停に努む(七)
- アルバニア國新政府の樹立(七月ファン、ノリがアーメッド、ツォークを打倒し十二月アーメッド、ツォークがファン、ノリを倒して政權を執る)
- 伊國の對アルバニア財政援助協定成る
- ムッソリニ上院に於て演説を行ひ獨塊合邦に反對意思表示(五、二)
- 伊國ユーゴスラヴィア間のネッソーノ協定成立(七、二)

一九二五年

- ルール地方の撤兵開始(八)
- ロカルノ會議(一〇、五一—一六)(條約調印せらる)
- 獨伊通商條約の調印(一〇、三一)(同年十二月十五日批准)
- 伊國エチオプト間の條約により伊國のジャラバブ綠地に對する主權承認せらる(一一、六)

一九二六年

- ムッソリニ初めてリビアに赴く(四)
- 伊國ギリシア間通商條約
- 伊國ルーマニア修好條約
- 伊國イニエメン國修好條約(九)
- 南チロルに關する獨伊係争
- 伊國アルバニア修好保障條約(一一)
- 獨伊友好仲裁裁判條約調印(有效年限十年間)(一二)
- 伊國閣議ルーマニア國のベッサラビア領有に關するロンドン議定書批准(三)
- 伊國ハンガリ修好條約(四)
- アルバニアとユーゴスラヴィア國交斷絶し直ちに回復(六)

一九二七年

一九二八年

- ブルガリア、ユーゴスラヴィア間の紛争(コパチニヴィツ將軍暗殺の件)に關し伊國ブ國を支援す
- 伊國アルバニア間二十年の攻守同盟條約(第二ティラナ條約)(一一、二二)
- 伊埃間南チロル問題に關し危機を生ず(三)
- 伊國皇帝の暗殺陰謀無事(四)
- 米伊仲裁裁判條約調印(四)
- 伊土和解仲裁裁判條約調印(五、三〇)
- 伊國エチオピア間の修好條約によりアッサブ自由港となる(七)
- 伊國參加による新タンジール協約成立(七)
- 不戰條約調印(八)
- アルバニアのアーメツド、ツォーグ國王となる(九)
- 伊國ギリシア間修好安全保障及仲裁裁判條約(九、二三)
- 伊國政府とローマ法王廳との新條約(ラテラン條約)締結(二)
- トルコ、ブルガリア間中立仲裁裁判條約(三、六)
- 佛外相ブリアン歐洲聯邦を提唱す(九)
- 伊國グランディ外相に任命せらる(九)

一九二九年

- 伊國トリポリとチレナイカとを合してリビアと稱す

一九三〇年

- ロンドン軍縮會議開會(一、二一—四、二二)
- 伊埃兩國間の仲裁裁判條約(二、六)
- 伊國軍隊トリポリの奥地ギアット占領(二、二四)
- 伊國ルーマニア間通商條約
- スペイン前獨裁首相リヴィエラ將軍バリにて急死(三、一六)
- ロンドン條約調印(四、二二)
- チャノ、ムツソリニの令嬢エツダと結婚(四、二四)
- 東方賠償協定バリにて伊、英、佛、ルーマニア、チッコスロヴァキア、ハンガリの諸代表間に調印(四、二八)
- ギリシア、ハンガリ修好條約(五、五)
- ムツソリニ、フイレンツェのファシスト地方大會に臨み大海軍主義支持の演説を爲す(五、一七)
- ムツソリニ、ミラノにて演説、列國の欺瞞政策を攻撃す(五、二四)
- チャノ上海總領事に任せらる(六、一四)

- ライオンランドの佛國占領軍撤退完了(六、二九)
 - 伊國訪日機立川安着(七、二三)
 - 伊露經濟關係擴張協定ローマにて調印(八、三)
 - ブルガリア國王ボリス三世伊皇女ジョヴァンナ内親王との御婚約正式發表(一〇、三)
 - 獨伊經濟會談(一一)
 - リトヴィノフ伊國訪問、ミラノにてグランデイ外相と會見(一一、二四)
 - トルコ外相チャファイック・ルシチ・ベイ、ローマ訪問ムッソリニ首相と會見(一一、二七)
- 一九三一年
- 伊航空相バルボ將軍指揮下の大西洋横斷飛行艇十機ブラジルのナタルに安着(一一、二)
 - 英佛海軍協定成る、英外相一行バリ發ローマに向ふ(一二、二四)
 - 英伊海軍協定成る(一二、二八)
 - 英外相、海相ローよりバリ着、佛外相、海相と會見。英佛伊三國海軍協定發表せらる(一二、二九)

- 佛國とルーマニアとの借款協定バリにて調印(三、一〇)
- 伊國新刑法により避妊嚴禁を規定す(三、一七)
- 獨埃關稅協定成る(三、二二)
- スペイン、サモラ等の臨時政府共和國宣布式舉行同カタロニア州共和國を宣言、アルフォンゾ帝退位、マドリッドを去る(四、一四)
- 佛國及びチリ、國スペイン新政府承認、新政府親佛方針を發表す(四、一六)
- 物資大量註文に關する獨ソ通商協定(四、一八)
- 伊國スペイン新政府承認(四、二三)
- 伊ソ新通商條約ローマにて調印(四、二七)
- 伊國ファシスト黨女子ファシスト團組織の希告を發す(五、二六)
- 英首相マクドナルド同外相ヘンダーソン、獨首相ブリューニング同外相クルチウス英國チェッカーズにて會商(六、六七)
- 米國務卿スチムソン、ローマにてムッソリニ首相及びグランデイ外相と軍縮問題にて會見(七、九)
- 獨首相並びに外相ローマ訪問(八、七—八)その直後伊外相グランデイ、ベルリ

ン訪問

- 獨逸關稅同盟案放棄(九)
- 滿洲事變突發(九、一八)
- 伊國政府金本位持續を聲明(九、二三)
- 伊國アルバニアに十年間の期限を以て一千萬金フランの借款を與ふ(その條件はア國の豫算が五千萬金フランに達するまで無利息とす)
- 伊外相グランディ米國務卿スチムソンの訪問に對する答禮を兼ね米國を訪問しフリーヴァ大統領及びスチムソンと軍縮、伊佛海軍協定及び戰債賠償問題に關し懇談(一一、一六一—一九)
- 伊國政府機關紙ポーロ・ディタリア紙戰債賠償帳消論を掲ぐ、筆者はムッソリニと噂さる(一一、一二)
- 暹羅政府一月末日限りベルリン及びローマの二公使館閉鎖に決定(一、一九)
- ムッソリニ首相正式に法王廳を訪問(一八七〇年以來の事柄)(二、一一)
- 伊佛海軍交渉再開(二、二七)
- 滿洲國の建國(三、九)

一九三二年

- ダニューブ諸邦救済の英佛獨伊四國會議ロンドン外務省に開會、無爲に了る(四、六一—八)
- 伊國ファシスト最高會議媾和條約修正と賠償戰債帳消し決議(四、八)
- 獨逸大統領選舉第二回投票、ヒンデンブルグ元帥再選(國粹社會黨首領ヒトラー次位)(四、一〇)
- 米國務卿スチムソン渡歐、日支問題討議の聯盟委員會及び世界軍縮會議開催中のジエネヴァに到着(四、一六)
- 米のスチムソン英マクドナルド佛タルデユウ獨ブリューニング伊グランディの五巨頭會議不成功に了る
- 伊佛のロンドン條約參加不成功に了る(四、二七)
- ソ聯政府トルコに八百萬弗の長期クレディット設定發表(五、七)
- 獨逸關稅協定(五、二八)
- 獨逸バーベン内閣成る(六、二)
- 伊外相グランディ上院にて戰債賠償の棒引を主張す(六、三)
- 駐支伊太利代理公使チャノ全權公使に昇任(六、九)

- ローザンヌ賠償會議開會(六、一六)
- ローザンヌ條約調印式舉行、獨逸の支拂ふべき金額三十億マルクと定めらる(七、九)
- ローザンヌ條約に附隨せる英佛紳士協定發表せらる(七、一三)
- 伊國內閣大改造グランディ外相以下五相辭職、グランディ駐英大使に任せらる(七、二〇)
- 英帝國經濟會議オッタワ下院議事堂に開會(七、二一)
- ソ聯とポーランドの不可侵條約モスコにて調印(七、二五)
- 獨逸總選舉ヒトラーの國粹黨第一黨と成る(七、三一)
- 南米ボリビアとパラグワイ兩國紛争悪化、兩軍先鋒衝突(八、一)
- 伊新駐英大使グランディ、ロンドンに着任(八、三)
- ローマの諸新聞紙聯盟退論を掲ぐ(八、七)
- 伊政府米佛獨白西五國大使を更迭(八、二二)
- オッタワ英帝國經濟會議閉會(八、二〇)
- 中東歐經濟會議伊國ストレーザに開會(ダニューブ會議)(九、五)

○獨外相ノイラート對佛覺書を發表し均等を認めざれば軍縮脱退と聲言す(九、六)

○ムッソリニ獨軍備平等權の要求を支持す

○獨外相ノイラート、ヘンダーソン軍縮會議議長に書翰を送り軍縮不参加を言

明(九、一五)

○ストレーザに開催中の中東歐經濟復興會議閉會(九、二〇)

○軍縮會議幹部會開會(獨逸不参加)(九、二二)

○英國下院英ソ通商條約廢棄を發表(一〇、一八)

○獨バーベン内閣總辭職(一一、一七)

○ソ聯ポーランド不侵略和親條約批准(一一、二七)

○佛ソ不侵略竝に和協條約バリにて調印(一一、二九)

○ブルガリア不正規軍ユーゴスラヴィア國境内に侵入、紛議擴大(一二、六)

○英佛伊三國政府條件附にて獨逸の軍備平等權を承認するの宣言を發す(一二、一一)

○ムッソリニ中歐及びバルカン領土變更主張傳へられ、ユーゴスラヴィアと

の關係俄然緊張(一二、一六)

- ユーゴースラヴィア國首府ベルグラードに反伊示威運動行はる(一二、一八)
- チェツコスロヴァキア外相ベネシュを中心にルーマニア、ユーゴースラヴィア、チェツコ三小協商國會議ベルグラードに開催、共同戦線を申合す(一二、一八)
- ユーゴースラヴィアとブルガリアとの國境附近のユ國兵營に爆彈多數投せらる(一二、一九)
- ベルグラードの三小協商會議戦債不拂を決議(一二、二〇)
- エヂプトのイスマイル、バシア内閣總辭職(一、四)
- 南米ボリヴィア、バラグワイ激戦開始(一、二〇)
- ヒトラー内閣成る(バーベン副首相)(一、三〇)
- 伊國ジヨルナレ、デイタリア紙ヒトラー禮讚の辭を掲ぐ(一、三一)
- 聯盟事務局英國ベルシア石油紛争暫定協定成立發表(二、二)
- 佛ソ不侵略和協條約批准交換(二、一六)
- ギリシャのプラスチラス將軍クーデター敢行、軍事内閣を樹立す(三、五)
- ギリシア、オトネオス將軍の臨時政府プラスチラス將軍逮捕令を發す(三、

一九三三年

八)

- 英駐ソ大使ソ聯發電所爆破陰謀事件にて逮捕の英人技師四名の即時釋放をソ聯政府に要求す(三、一六)
- 英マクドナルド首相サイモン外相と共にローマ着、ムッソリニと會見(三、一八)
- 英伊兩首相第二次會見(歐洲四國協力條約案の諒解成る)(三、一九)
- ムッソリニ、ポルトガル政府に對しポ國領アフリカ、アンゴラに野心なしと通告(三、二六)
- 日本の聯盟脱退手續完了(三、二七)
- 獨のユダヤ人排斥に對し米國に反ヒトラー熱高調、ニューヨークに大衆運動起る(三、二七)
- 獨政府全權のユダヤ人排斥を宣言す(三、二八)
- ルーマニア外相チチュレスコ佛外務省訪問ボンクール外相と四國條約協議(小協商國の反對表明)(三、三〇)
- 獨副首相バーベン法王廳訪問、次でムッソリニと會見(四、一〇)

- 獨無任所相ゲーリング、ローマ着、ムッソリニと會見(四、一一)
- 英ソ通商條約滿了(四、一七)
- 英獨新通商條約成る(四、二七)
- 英波石油新協定成立(四、二八)
- 獨ソ兩國一九三一年議定書批准交換(五、五)
- 伊ソ新通商條約ローマにて調印(五、六)
- 南米ブラグワイ政府正式に對ボリヴィア宣戰布告(五、一〇)
- プロシア首相ゲーリング、ローマを訪問(五、一九)
- 埃國首相ドルフス、ローマにてムッソリニと對獨問題にて會見(六、四)
- 英佛獨伊四國條約ローマにて假調印(六、七)(同年七月十五日正式調印)
- 獨政府一九三一年七月以前の一切の債務のモラトリアム宣言(六、八)
- 世界經濟會議開會(六、一一)
- ムッソリニ埃洪合併を提議す(六、二二)
- 伊國航空相バルボ將軍麾下の訪米飛行艇二十四機シカゴに安着(七、一五)
- ハンガリ首相ゲムベス、ムッソリニと會見の結果兩國諒解成立の旨公表せら

る(七、二八)

- 英佛兩國獨埃關係につき獨逸に抗議を提出す(八、五)
- 伊國政府對獨抗議に不参加を非公式に言明(八、五)
- 埃國首相ドルフス伊國リチオネに飛來、ムッソリニと會見(八、一九)
- 同第二次會見(八、二〇)
- 埃國防軍獨逸國境出動の待機命令を受く(八、二二)
- 佛エリオ、ソ聯訪問、モスコ着リトヴィノフと會談(九、一一九)
- 伊ソ不侵略條約ローマにて調印(九、二)
- 佛航空相ピエルコット訪ソ飛行に出發(九、一二)
- トルコとユーゴスラヴィアとの友好不侵略條約ジュネヴァにて調印(一〇、九)
- 獨逸政府國際聯盟並に軍縮會議退退を宣言す(一〇、一四)
- 埃國政府對獨國境の防備を強化(一〇、一四)
- 伊太利諸新聞紙獨逸の態度に同情的論調を示す(一〇、一六)
- 伊太利飛行家ベルナルデイ支那顧問に任命せらる
- トルコ、ルーマニア友好中立不侵略條約(一〇、一七)

- ナチスの邦人侮辱増々露骨となる(一〇、一八)
- 獨政府正式に聯盟脱退を聯明事務總長に通告(一〇、一九)
- 永井駐獨大使ノイラート外相を訪ひ邦人侮辱問題を抗議、獨外相釋明(一〇、二〇)
- パレスチナに於けるアラビア人のユダヤ人排斥運動激化遂に暴動化する(一〇、二七)
- 獨プロシア首相ゲーリング、ローマ着ムソリニと懇談(一一、六一七)
- エチオピア外相の親日政策に伊國横槍説(一一、六)
- 軍縮幹部會報告委員其他各種委員任命、同伊國代表重要聲明、伊國はオブザーヴァと述ぶ(一一、一一)
- 伊國政府關稅休戰協定を聯盟事務局に通告(一一、二三)
- 米ソ復交交渉成立(ルーズヴェルト、リトヴィノフ最終會見)(一一、一六)
- 伊國トリブーナ紙日本産業進出に備へよと警告(一一、一七)
- 獨埃國境にて兩國軍隊衝突互に死傷者を出す(一一、二四)
- 聯盟事務總長アヅノール、ローマに赴きムソリニと會見(一一、二四)

- 佛國特使ボンセ、ムソリニと會見(一一、二五)
- トルコとユーゴスラヴィアの和協條約ベルグラードにて調印(一一、二七)
- ムソリニ英國大使ドラモンドと會見、聯盟改組問題協議(一一、二八)
- 伊國政府對米戰債百萬弗の内金拂を米國に申込む(一一、二八)
- 伊國新聞紙日本品進出を特筆し阻止の急務を説く(一一、二八)
- リトヴィノフとムソリニ、ローマにて會談(一一、三一五)
- 獨政府伊國の聯盟改組案に非公式賛成表明(一一、六)
- ムソリニ張學良を引見勳章を贈る(一一、九)
- 伊ソ不侵略條約モスコにて批准交換(一二、一五)
- ベルリン訪問の伊外務次官スヴィック、ヒトラーとの交渉終り歸國(一二、一六)
- ローマのアジア會議開會式ムソリニ演説(一二、二二)
- 佛國政府獨逸の再軍備要求に正式反對表明(一二、二八)
- マルタ島の伊太利化激甚の故により知事と自治委員會の間に紛争惹起
- ダーダネルス海峡の再軍備と自由航行の廢棄に關するトルコの要求

一九三四年

- 伊國艦隊黒海のソ聯港訪問
- 英國外相サイモン、ムッソリニと會談(一、三)
- 伊國ルーマニア新通商條約調印(一、五)
- 佛ソ通商條約佛國外務省にて正式調印(一、一一)
- 伊國下院職業別代表法案を可決す
- 松島駐伊大使ムッソリニ訪問、一月十四日米國新聞に掲載のムッソリニの黃禍論に對して好意的抗議をなす(一、二六)
- 獨波兩國不侵略條約成る(一、二六)
- 獨逸國會聯邦制度解消案可決(一、三〇)
- ギリシア、ユーゴスラヴィア、トルコ、ルーマニアのバルカン條約ベルグラードにて假調印(二、四)(九日アテネにて正式調印)
- 佛ダラディエ内閣總辭職(二、七)
- 波蘭外相ベック、モスコフ着リトヴィノフと會談(二、三—一四)
- 伊政府二箇軍團を動員し埃國境に急派(二、一四)
- 英ソ通商暫定條約英外務省にて調印(二、一六)

- 伊政府埃國獨立保全の共同聲明發表を英佛に提議、駐英大使グランディ、サイモン外相を訪問懇談(二、一六)
- 伊英佛三國埃國獨立尊重の共同聲明を發す(二、一七)
- 伊國新聞紙埃國よりナチスを驅逐せよと論ず(二、一九)
- 伊外務次官スーヴィク、プタベストよりウーン着、ドルフス首相と會見(伊埃洪三國ブロック計畫)(二、二四)
- 英國國璽尙書イーデン、ムッソリニと懇談(二、二六)
- 伊國オランダ通商條約ローマにて調印(三、二)
- 獨逸ゼークト將軍支那軍事顧問赴任の途に就く(三、七)
- 佛國閣議對外政策審議の結果埃國獨立を擁護し伊國との協調を希望す(三、八)
- 伊埃洪三國首相會商開始(三、一四)
- 右三國議定書調印(三、一七)
- (一九三六年三月二十三日補足を加ふ)
- ムッソリニ、ファシスト黨大會にて伊國の對外政策を説明し軍縮及び聯盟改組を論ず(三、一八)

- 米大統領比島獨立案に署名裁可 (三、二四)
- イエーメン、ネヂド兩國國交斷絶、ネヂド國王宣戰を布告す (三、二九)
- ムッソリニ、バリ「ソアル」紙に寄書歐洲に戰爭の危機なしと述ぶ (三、三一)
- 伊埃洪三國經濟委員會 (四、五)
- 小協商代表會議ツェネヅアに開催 (四、一一)
- 伊外務次官スーヴィック佛國總理メルグ首相と軍縮會談の後ロンドンに到着 (四、二一)
- ロンドンの英伊交渉終了、軍縮促進につき意見一致す (四、二五)
- 伊外務次官スーヴィック、ロンドンよりブラッセルに飛行、白國首相外相と會見 (四、二六)
- 埃國訪問の伊太利使節ウィーン附近にて狙撃せらる (五、一)
- ソ聯リトヴィノフと波蘭駐ソ大使ルカシエウツチとの間にソ波不侵略條約十年延長の所謂永遠の平和締結 (五、五)
- 伊國ボボロ・デ・イタリア紙ムッソリニの黃禍論を掲ぐ (五、一八)
- ムッソリニ下院にて演説、日米發展の脅威に備へ歐洲の若返りを説く (五、二)

六)

- ヒトラー、ヴェニス着、ムッソリーと懇談 (六、一四—一五)
(内容は嚴秘に附せらるるも埃國の獨立確保又中東歐問題等を話合へる旨傳へらる)
- ブカレストの小協商會議終了、ハプスブルグ家復活反對、其他九箇條の決議可決 (六、二〇)
- アルバニアのヅラツツオ沖に伊國艦隊現はる (バルツ—東歐訪問への示威と見らる) (六、二三)
- アルバニアの獨立運動盛んになるに鑑み伊國の對ア國財政援助を休止す
- アラビアのヘヂヤス、イエーメン兩國の和議成る (六、二四)
- 埃國ドルフス首相伊太利に向ふ (七、一四)
- 伊國ジョルナルレ・デイタリア紙獨逸ナチスの對埃宣傳に激憤の意を示す (七、二一)
- ソ聯とブルガリアの外交關係復活の旨公表 (七、二三)
- 埃國にナチス暴動起りドルフス首相白晝官邸にて射殺せらる (七、二五)

- ムツリニ埃國の獨立擁護を埃國シュタールヘンベルグ公に通達(七、二六)
- 伊軍埃國境へ移動す(七、二七)
- 埃國シュニク新内閣成る(七、二九)
- 獨逸大統領ヒンデンブルグ元帥逝去ヒトラー首相大統領の職權兼攝(八、二)
- 獨政府獨ツ經濟議定書に調印(八、八)
- 獨政府國境附近の埃國ナチス突撃隊に解散を命ず(八、一〇)
- 獨政府ハビヒト等埃國ナチス指導者を逮捕彈壓(八、一一)
- 埃國副總理シュタールヘンベルグ公ローマ訪問ムツリニと會見(八、一一)
- 伊埃國境に出動の伊軍五萬に原駐地引揚命令下る(八、一六)
- 埃國ナチス叛亂指揮者ドームス死刑執行(八、一八)
- 獨逸首相の大統領兼攝に關する人民投票の結果ヒトラーの地位確認せらる(八、二〇)
- 埃國首相シュニク、フイレンツェ郊外にてムツリニと會見(八、二二)
- 埃國政府機關紙ライヒスポスト紙獨逸とユーゴスラヴィアの埃國侵略密約説を報ず(八、二九)

- 伊軍フランチェスコ將軍以下の訪ソ聯軍事使節モスコ着(九、二)
- 獨逸政府東歐ロカルノ(東歐の相互援助條約)の成立に反對の旨を佛外務省に回答(ポーランドも反對)(九、一〇)
- ソ聯の聯盟加入決定(九、一〇)
- 小協商國代表ジエネヴァに會合し中歐問題竝に對ソ方針を密議す(九、二三)
- 獨伊支拂協定の調印(九、二六)
- ムツリニ、ミラノにて外交演説を行ひ佛國との親和方針を宣明す(一〇、六)
- カタロニア臨時政府組織スペインより完全分離を宣言(一〇、六)
- スペイン政府軍の彈壓奏效、カタロニア首相コンバニス以下全閣員竝に頭目アサナ等逮捕せられ騷擾下火となる(一〇、七)
- ユーゴスラヴィア國王アレキサンダー一世マルセイユにて兇漢に狙撃せられ崩御、佛外相バルツも兇漢の爲横死(一〇、九)
- ローマ放送局ユーゴスラヴィア崩壞の危機に立つと放送しユ國憤慨、ユ國ライバハに反伊運動行はる(一〇、一一)
- 英國より伊ユ兩國に對し自重を勸告す(一〇、一六)

- 小協商國三外相ベルグラードに會合協議、次でギリシア、トルコの外相も參加(一〇、一九)
- 埃國首相シュニツク、ローマを訪問しムッソリーニと會見(一一、二七)
- 伊政府日本の華府條約共同廢棄提議拒絶に決す(一二、二)
- 聯盟事務局伊國領ソマリランドとエチオピアとの國境紛争に關するエチオピアの提訴内容發表(一二)
- ローマ駐劄エチオピア代理公使伊軍のワルワル侵入事件につき伊軍の不當を鳴せる聲明發表(一二、一四)
- 伊國政府ワルワル事件につきエチオピア政府に強硬通牒を發し同時に聯盟理事會に通告す(一二、一六)
- 佛外相ラヴァル佛上院に於て佛ソ東歐議定書全文を發表す(一二、一八)
- エチオピア政府公式聲明書を發し伊太利軍の越境を難じ同時に聯盟に再通告す(一二、二五)
- 英米の石油業者アラビアに進出採掘權を獲得す(一二、二九)
- 伊領ドデカネーズ群島在住のギリシヤ人不穩

一九三五年

- 伊國とルーマニアとの修好條約期限滿了に對し不更新決定
- 伊國のドナウ進出に對する小協商國の抗議
- 佛國伊國の對ドナウ工作に對し抗議す
- 佛外相ラヴァル、ローマにてムッソリーニと懇談、伊佛協定成る(一、七)
- 聯盟理事會ザールの獨逸歸屬を認め三月一日引渡しの決議を採擇す(一、一七)
- 英佛ロンドン協定成立(二、三)
- 一月二十九日エチオピア國ワルワル附近にてエチオピア軍と伊國ソマリランド警備軍と衝突し互に死傷を出せる旨伊國政府より發表、伊國二箇師團動員令(二、一〇)
- 伊國アルバニアに三百萬金フランの借款を與ふ(二)
- 伊國とエチオピアの直接交渉ローマにて開始(二、一三)
- 伊國政府オリンピックにつき日本への讓歩を言明(二、二七)
- ギリシアに陸海軍の叛亂勃發(三、一)
- ザール領域正式に獨逸復歸(三、一)

- ヴェネゼロス、ギリシア叛亂に参加し公然起つ(三、三)
- 伊國政府バルカン權益擁護の爲必要手段を執る旨言明(三、七)
- ギリシア叛軍敗退、ヴェネゼロス亡命し叛亂一段落(三、一一)
- 獨逸政府ヴェルサイユ講和條約軍事條項を廢棄し新に獨逸國軍を組織し徵兵制度施行により平時十二箇軍團三十六箇師團を保持する旨公表(三、一六)
- エチオピア國境の伊エ兩軍對峙し形勢險惡(三、一八)
- 伊太利政府も獨逸再軍備に關し對獨抗議を提出(三、二一)
- 伊國政府聯盟に通牒を發しエチオピア問題に理事會の介入を拒絶(三、二二)
- 伊外務次官スーヴィツク、パリに向ふ(三、二二)
- 英佛伊三國代表バリ會談、ストレーザに三國外相會談開催申合せ(三、二三)
- 英獨ベルリン會談開始(英外相サイモン及びイーデン訪獨)(三、二五—二六)
- 小協商國外相ベルグラードにて會商對獨策協議(三、二五)
- 伊領エリトリアにて伊軍とエチオピア軍衝突(三、二五)
- 佛上院ローマ佛伊協定批准(三、二六)
- 英國イーデン國聖尙書ベルリン發モスコフ着(英ソ會談)(三、二八)

- 同じく東歐歴訪(ワルソー、ブラーグ訪問三、三一—四、四)
- ストレーザ英佛伊首腦會議(四、一一—一四)
- 伊太利當局ダニューブ會議の内容發表(四、二〇)
- 波蘭外相ベツク、ヴェニスにて伊外務次官スヴィツクと會見(四、二一)
- 佛ソ相互援助條約バリにて正式調印(五、二)
- 伊埃洪三國ダニューブ會議豫備會議ヴェニスに開かる(五、四—六)
- バルカン四國外相會議ブカレストに開會(五、一〇—一三)
- 埃國シシュニツグ首相ムッソリニとフイレンツエ郊外にて會見(五、一一)
- 伊國チャノ伯ローマよりロンドン着(五、一二)
- ムッソリニとドナン航空相ローマにて伊佛航空條約案に調印(五、一二)
- ソ聯とチエフコスロヴァキア間の相互援助條約ブラーグにて調印(五、一六)
- 獨逸ルーマニア石油協定ブカレストにて調印(五、二四)
- 英土兩國の求償清算協定アンカラにて調印(六、四)
- 伊國の反英熱高調す(六、八)
- 伊國よりソ聯向輸出の圓滑化を目的とする伊「ソ」クレジット協定ローマにて

- ムッソリニとスタイン大使との間に調印(六、一五)
- 伊國政府英獨海軍協定に關し對英回答を送り二國のみの協定は不合理と述ぶ(六、一七)
- ローマのヴェネツィア宮にてムッソリニとイーデン會談(ムッソリニ英國のエチピア問題妥協案を拒否す)(六、二四—二五)
- 佛國參謀長ガムラン將軍ローマにて伊國參謀總長バドリリオ元帥並びにムッソリニと密議(六、二七)
- 伊國各大使更迭發表(七、五)
- ギリシア陸相コンデリス、ローマ訪問伊國首腦と會談(七、八一—二〇)
- 米ソ通商條約モスコにて調印(期限一箇年)(七、一三)
- 伊國政府日本政府はエチオピアに政治的關心を有せざる旨杉村大使より言明を得たりとの公報を發す(七、一六)
- 伊國ボボロデ・イタリア紙聯盟を痛撃す(七、一六)
- 伊國新聞紙日本攻撃を開始(七、二二)
- 北伊太利各都市に反日示威運動行はる(七、二三)

- ムッソリニより蔣介石へ贈呈のサヴォイア七十二號飛行機香港着(七、二八)
- エチオピア政府日本の援助説を公式に否認す(八、七)
- アルバニア參謀總長暗殺せられフィリエ地方に騷擾起る(八、一六)
- ムッソリニ女婿チャノに東阿出征を命ず(八、一六)
- 英國陸軍省砲、工、信號隊一千二百名をマルタ島竝にアデンに派遣の旨發表(八、二六)
- 伊國ジョルナレ・デイタリア紙日伊兩國相互理解の要を説く(八、二六)
- 伊國バルボ元帥バリにて佛國軍部と盛んに折衝(八、二七)
- 英海軍マルタ島ヴァレッタ港閉鎖公表(九、二)
- ギリシア政府伊エ紛争に嚴正中立を非公式言明(九、二)
- 英國地中海艦隊アレキサンドリアに入る(九、三)
- 聯盟理事會にてエチオピア代表ジェーズ伊國の主張反駁、伊國代表悉く退場(九、五)
- エチオピア特使ダバ・ビルウ上海着、日本國民へのメッセーヂ發表(九、一〇)
- 佛首相ラザール聯盟總會にて演説英國を支持し伊國平和を案さば訣別せんと

述ぶ(九、一三)

- エヂプト首相ラウフ・ファイツ・ナシム・パシヤと英國地中海艦隊副司令フォーブス提督とエジプト共同防衛につき協議(九、一四)
- 東阿伊軍總司令官デ・ボノ將軍戰鬪開始につき宣言を發す(一〇、三)
- 英艦隊アレキサンドリア沖合にて演習舉行、地中海形勢不穩(一〇、五)
- 伊軍アドワを占領(一〇、六)
- 聯盟總會對伊制裁發動決定(一〇、一〇)
- 聯盟總會第三日アルバニア代表對伊制裁不參加聲明(一〇、一一)
- 英軍及びエヂプト軍西部リビア國境に出動(一〇、一五)
- 佛首相ラヴァル英大使クラークに地中海相互援助の對英回答を手交す(一〇、一八)
- アラビアのサウデ・アラビア國とイエーメン國と對伊軍事同盟交渉(一一、一五)
- ムッソリニ在外使臣に對し制裁參加各國に嚴重抗議提出を指令す(一一、一〇)
- 聯盟五十二參加國の對伊經濟制裁抗力發生(一一、一八)
- ロンドン海軍會議開會(一一、九)

- 英外相ホーア辭職、イーデン外相となる(一二、二二)
- 英政府佛國ユーゴスラヴィア、トルコ、ギリシアの四國政府より地中海對英協力の回答を接受す(一二、二七)
- ムッソリニ、ヴェネツィア宮に閣議招集
- パリ和協試案の不備を指摘、オースタリ、獨逸、スイス、ハンガリと金融協定締結を報告(一二、三〇)

一九三六年

- 英國皇帝ジョージ五世崩御(一、二〇)
- 英外相イーデン聯盟對伊制裁委員會議長に覺書を送り英、佛、ギリシア、トルコ、ユーゴスラヴィア間に對伊軍事相互協定成立の旨通告(一、二二)
- ムッソリニ獨逸大使ハッセルを招き懇談(獨伊政治協定提案説)(一、二八)
- 佛國とルーマニアの新通商協定パリにて調印(二、七)
- ソ聯とルーマニアとの通商協定成る(二、一七)
- ヒットラー總統緊急國會にてロカルノ條約一方的破棄を宣言す、獨逸軍ラインランド非武装地帯に進駐す(三、七)
- ハッセル獨大使ローマにて演説、獨伊親善強調(三、一四)

- 伊國アルバニア國との財政及び通商協約の結果、ア國に同國の農業開發費として一千萬金フラン及び煙草專賣局設立費として三百萬金フランを貸與す(三、一九)
- 伊埃洪三國のローマ新協定ムッソリニ、シュシュニグ、ゲンベス三首相間に調印(三、三三)
- 伊國とアルバニア政府との軍事通商新協定成る(二、二三)
- バルカン協商國會議ベルグラードに開催、トルコのダーダネルス海峽再武装承認(五、四一五)
- 伊軍アデイスアベバに入城(五、五)
- 伊國首相エチオピア併合とエ國皇帝の稱號は伊國王が取得の旨緊急勅令を發表(五、九)
- ギリシア領コルフ島の伊國系學生等同島の伊併合運動を行ふ(五、九)
- パレスチナ騷擾止まず、アラビア人各地にてユダヤ人を襲撃し死傷者多數を出す(五、一六)
- 伊國チャノ伯外相となる(六、九)

- 伊獨新通商條約成立發表(六、二一)
- ダーダネルス海峽再武装に關するロザンヌ條約國會議スイス國モントルーに開會(六、二二)
- 佛領アルジェリアにてアラビアとユダヤ人争闘(七、二)
- 佛政府英伊兩國に對し地中海相互援助協定廢棄を通告(七、九)
- 獨埃協定(伊國の斡旋による)成立發表(七、一一)
- 對伊制裁撤廢實施(七、一五)
- ギリシア政府地中海相互援助協約廢棄を伊國政府に通告(七、一七)
- スペイン領モロッコ叛亂擴大、スペイン本土に波及す、右翼派一齊に蜂起(七、一八)
- トルコのダーダネルス海峽再武装を承認せるモントルー條約調印せらる(七、二〇)
- スペイン革命軍盛返しバルセロナ其他に大激戰進行(七、二二)
- 英國とエチオプトとの軍事協定調印(七、二三)
- スペイン政府佛國政府に援助を、フランコ軍獨伊兩國外相に支援を求む(七、

(二四)

- ローマ駐劄獨逸大使ハッセル伊外相チャノを訪問し獨は伊國のエチオピア併合を正式に承認しアデイス、アベバの公使館廢止を通告(七、二五)
- ポーランド獨逸兩政府間にダンツィヒ問題の諒解成立(七、二五)
- 英政府佛政府に地中海相互援助協定廢棄通告(七、二七)
- ギリシア首相メタクサス國會を停止し獨裁制を宣布す(八、四)
- 伊國外相チャノ大公使の大異動斷行(八、七)
- 伊佛新通商條約調印(八、一一)
- 英國とエヂプトとの條約成立(八、二六)
- シリア獨立許容の協定バリにて佛政府とシリア代表との間に圓滿成立(九、七)
- スペイン不干渉協定實施國際委員會第一回會合、ロンドン外務省に開催(九、九)
- ソヴェト新聞紙盛んにナチスを反擊、兩國の反目露骨となる(九、一一)
- チエツコ國ブラチスラヴァの小協商國會議に關し佛紙エコ、ド、バリ等東中歐

親佛プロック弛緩を論ず(九、一六)

- スペイン不干渉協定實施委員會ロンドン外務省に開會、獨、伊、ホルトガル代表とソ聯側と激論(一〇、九)
- スペイン駐英大使館は英外務省に對し伊國軍が叛軍を援助しバレアリック群島中のイヅイザ島を占據せる旨通達(一〇、九)
- 獨逸空軍代表ミルヒ將軍ムッソリニをローマに訪問(一〇、一八)
- 獨逸突撃隊總司令ヒンムラー空路ローマ着(一〇、一九)
- 伊外相チャノ、ローマ發ベルリンに向ふ(一〇、一九)
- チャノ、ノイラート獨外相會見(一〇、二二—二三)
- チャノ外相ベルヒテスガーデンにヒトラー總統を訪問懇談、獨伊諒解確立、獨エチオピア併合を承認(一〇、二四)
- 獨逸政府エチオピア公使館を廢止しアデイス、アベバに總領事館設置發令(一〇、二九)
- チャノ外相中歐よりローマ歸着(一一、一七)
- 獨伊兩國政府正式にスペイン、フランコ政權を承認發表(一一、一八)

- トルコ訪問中の獨逸經濟相シャハト、ケマル大統領を訪問、最後懇談（一一、一八）
- 日獨防共協定ベルリンにて調印（一一、二五）
- アルバニア政府フランコ政權承認（一一、二六）
- 在エチオピア日本公使館を閉鎖しアディスアベバに領事館開設の件竝に日本の在エ國利權尊重等の日伊取極め公表（一二、二二）
- 獨伊通商條約ローマにてハッセル大使とチャノ外相との間に調印（一二、一〇）
- 英駐伊大使よりチャノ外相に對し英國アディスアベバ公使館を廢し領事館を開設の旨通告佛駐伊代理大使も同様通告（一二、二二）
- 獨逸と南阿との物品交換協定成立（一二、二二）
- 伊國がアラビア南方アサデ、デル、ファエ港租借説真相調査の爲アデン總督は代表を現地派遣（一二、二二）
- ポーランド廻廊經由に關する獨逸とポーランドの通商協定成立（一二、二二）
- 英伊駐大使ドラモンド、チャノ外相と會見、伊英地中海紳士協定成る（一二、

二六）

- 伊國トルコ兩國の通商航海條約ローマにて調印（一二、二九）
- 地中海協定に關するチャノ、ドラモンド間の書翰交換（一二、三二）
- 伊英地中海紳士協定調印（一二、二二）
- 伊國と和蘭との新通商協定ローマにて調印（一、五）
- ゲーリング空相伊國訪問ムッソリニ、チャノ等と會談、獨伊樞軸の強化を聲明す（一、三二—三三）

一九三七年

- 伊領東アフリカ礦物研究伊獨協會ゲーリングの訪問により創立（一、一八）
- ブルガリア、ユーゴスラヴィア間友好條約（一、二四）
- 佛デルボス土アラス兩外相スエーデン外相サンドラー立會の下に會見、アレクサンドレツタ問題妥協案成立（一、二四）
- 英領ソマリランド及び伊領東アフリカに關する特種協定ローマにて調印（一、二七）
- トルコ外相アラス、ミラノに於てチャノと會見、一九二八年五月の伊土修好條約の精神に則り、モントルー條約或は東地中海に於ける兩國の地位等につ

き懇談 (11、11)

- 獨外相ノイラート埃國訪問 (2、11)
- スペイン内亂不干渉分科委員會英外務省に開會、ソ聯代表對獨伊の對立にて又々難關に會す (3、16)
- ムッソリニ、リビアへ渡り回教徒擁護の演説を爲す (3、18)
- 伊外相チャノ、ベルグラードへ赴く。伊國ユーゴ國間友好和親協力協定成立 (3、15)
- 伊國チエッコスロヴァキア通商協定ローマにて調印 (4、1)
- スペイン内亂の不干渉監視案實施、英佛獨伊四國海軍活動開始 (4、20)
- ムッソリニと埃國首相シュニツグ、ヴェニスにて會談 (4、21—23)
- 獨空相ゲーリング、ローマ着次でナポリ經由カプリ島に向ふ (4、22)
- チャノとローマにて會談 (4、26)
- ベルギーの中立に關する英佛兩國の共同宣言 (4、24)
- チャノ外相アルバニア王國を訪問、伊ア兩國間の關係を増々強化す (4、28—30)

○ 伊國、オランダ、ポルトガル、デンマークとの永代借地解消公文調印全部完了 (4、30)

- モントルー會議(エジプト國の外人特權制度撤廢協定調印)(4、21—5、8)
- 獨外相ノイラート、ローマ訪問ムッソリニ、チャノと獨伊間の政治、經濟問題に關し懇談を遂ぐ (5、31—5)
- 伊國政府在英の伊國新聞記者に引揚を命じデーリー、メール、イヴニング、ニュース、オブザーヴァ三紙以外の英國新聞の伊國版圖輸入を禁止 (5、8)
- 伊外相チャノ下院にて外交政策聲明 (5、13)
- 獨空相ゲーリング、ウキーン通過の特別列車にてヴェニス着 (5、14)
- ムッソリニ第三回組合全體會議にて自給經濟主義強調 (5、15)
- アルバニア國アルギロアストロン市に革命叛亂勃發政府軍に鎮壓せらる (5、17)
- 伊國皇帝チャノ外相隨伴ブタベスト訪問 (一九三六年十一月二十六日ハンガリ攝政の伊國訪問に對する答禮) (5、19)
- 米國新聞界の重鎮シムス、ムッソリニを訪問ム首相軍備制限の要を強調 (5、

二五)

- 獨伊兩國政府スペイン國際監視隊脫退を英國に通告(六、二三)
- 英外相イーデン佛駐英大使コルバンと協議しスペイン海岸の獨伊兩國分擔監視區域を英佛にて負擔するに決し英外相より獨伊大使に通達(六、二五)
- 伊國政府スペイン近海の自國海軍に對しスペイン領海三哩外に待機し權益擁護に努むべき旨指令
- 獨國防相ブロンベルグ空路ブタペスト着ハンガリ政府首腦と懇談(六、二八—七、二)
- 獨逸とハンガリとの新通商協定ブタペストにて調印(七、七)
- 英獨ソ聯三國代表英外務省にて一九三六年三月のロンドン條約に基く英獨、英ソ兩海軍條約に正式調印(七、一七)
- 伊國主力艦ヴィットリオ、ヴェネト號トリエストにて進水(三萬五千噸十五吋砲九門三十節)
- 伊駐英大使グランデイ英首相チエンパレンを訪ひ英首相の親書に對するムッソリニの返書を手交(八、二)

- 伊陸海空軍合同大演習シチリア島を中心に舉行、ムッソリニ、バレルモに於て外交演説をなす(八、二二—二〇)
- ニヨン會議に獨伊兩國出席を拒絶す(九)
- 地中海防備協定ニヨンにて九箇國代表間に調印(九、一四)
- 獨經濟相シャハト伊國訪問(九、一六)
- ムッソリニ獨逸に赴きヒトラと會談す(九、二四—三〇)
- 英佛伊三國海軍専門家會議バリに開催、伊國も地中海警備協定參加に決す(九、二九)
- 同協定實施案成立(九、三〇)
- ムッソリニ、ボボロ、デイタリア紙上に署名入り論文を發表し日本の對支進出は當然なりと述ぶ(一〇、六)
- 伊國半官紙ジョルナレ、デイタリア紙主筆ガイダ日本の對支行動擁護の論説を掲ぐ(一〇、七)
- チャノ外相英大使バース、佛大使ブロンデルを招致し伊國政府の正式回答を手交し三國會議(ニヨン協定)に續いて英佛は伊を誘ひてスペイン問題に關す

- 三國會議を開かんとせり) 招請を拒絶す(一〇、九)
- ムッソリニ支那滞在中の伊國飛行家に歸國を命せる旨傳はる(一〇、一一A P
ローマ電)
- 伊國政府九國條約會議參加を聲明(一〇、一八)
- 獨駐英大使リップベントロップ飛行機にてローマ着、ムッソリニ並にチャノ外相
と會見(一〇、二二)
- 不干涉分科委員會再會、伊ソ兩代表の意見依然對立(一〇、二二)
- 獨經濟相シヤハト辭職(一〇、二五)
- 佛領モロッコのカエズ、ラバットの各地に於て汎アラビア主義者(アラレルフ
アッシを首魁とす)はエヂプト、シリアのアラビア人と呼應して暴動を起せ
しも鎮壓せらる(一〇、二五)
- 伊國ファシスト黨ローマ進軍十五周年紀念日ムッソリニ演説を行ひ獨逸の植
民地要求を支持す(一〇、二八)
- 獨逸政府ベルギー政府に對し九國條約會議參加拒否の正式回答を送る(一〇、
二九)

- 九國條約會議ブラッセルに開會獨逸各紙九國會議を論じ日本支持の論說發表
(一一、三)
- 駐英獨逸大使リップベントロップ、ローマ着(一一、五)
- 日獨伊防共協定ローマにて調印(一一、六)
- 九國條約會議に於て英米佛三國代表對日宣言を起草、之に對し伊國代表日本
の立場を支持す(一一、一五)
- 伊國とハンガリとの爲替決濟協定ローマにて調印(一一、二〇)
- エチオピア總督グラチアニ元帥辭職後任は皇帝の從兄アオスタ公(一一、二
〇)
- 伊國の在ソヴェト五領事館閉鎖決定(一一、二〇)
- 伊國の滿洲國承認(一一、二九)
- 英佛會談終了(佛シヨータン首相及びデルボス外相の歸國)(一一、三〇)
- ユーゴースラヴィア首相兼外相スタヤディノヴィチ伊國訪問、ムッソリニ及びチ
ヤノと會談(一二、七一〇)
- 佛外相デルボス、ポーランド、ルーマニア、ユーゴースラヴィア、チエッコスロ

- ヴァキア訪問の後歸國 (一一、一八)
- 日本のフランコ政權承認 (一一、)
- 伊國國際聯盟脫退を通告す (一一、一一)
- ベルギー前首相ヴァン、ゼーランド、ローマ着 (一一、二七)
- ムッソリニと會見せず歸國 (一一、二〇)
- 米伊通商暫定協定ローマにて調印 (一一、二七)
- 英外相イーデン下院にて英伊會談に言及、會談再開望み薄の意味を述べ (一一、一〇)
- 伊國ジョルナレ・デイタリア紙日本の進軍と題する主筆ガイダの論文を掲げ支那の降服を勸告 (一一、二〇)
- 右同伊國訪日親善使節の使命を強調 (一一、二七)
- エチオピア新總督アオスタ公飛行機にてアディスアベバ着任 (一一、二七)
- 日伊通商追加協定ローマ外務省にて調印 (一一、三〇)
- (之に依りて從來伊本國にのみ適用せる日伊通商條約を伊植民地にも及ぼすこととなれり)

一九三八年

- ルーマニア政府伊國のエチオピア併合を事實上承認す (一、六)
- (正式發表三月八日)
- 伊國政府尨大なる新建艦計畫を發表 (新たに三萬五千噸主力艦ローマ及びインペリオ號を建造) (一、七)
- ローマ議定書調印國會議ブタベストに開會 (一、一〇)
- 右「ブタベスト」會議にて埃洪兩國のスペイン、フランコ政權の承認を聲明 (一、一一)
- 伊國政府地中海受持區域の警備強化に同意の旨英國政府に通達 (一一、四)
- 獨逸經濟相にフンク正式任命 (一一、四)
- 滿洲國伊國駐在外交官制定 (一一、八)
- 獨逸各紙軍及び政府の改造を大々的に報道す (一一、五)
- 伊國新聞紙英イーデン外相其の職にある間は伊英親善は不可能と主張す (一一、一一)
- 伊國ジョルナレ・デイタリア紙主筆ガイダ英米の戰爭準備を非難し日本の建艦通報拒否回答を支持す (一一、一四)

- 伊國政府機關インフォルマツイオネ・デイプロマテイカに長論文を發表し伊國は獨逸接近を全般的に支持する旨聲明す(二、一七)
- 獨ヒトラー總統國會にて演説、滿洲國承認の意を言明し聯盟には斷じて復歸せずと述ぶ(二、二〇)
- 英イーデン外相辭表提出(二、二〇)
- 土國アンカラのバルカン協商國會議は伊國エチオピア併合承認申合せのコムミュニケを發表(二、二八)
- 波蘭外相ベック伊國訪問、ムッソリニとチャノと會談(三、五—六)
- 英駐伊大使バース、チャノ伊外相訪問、英伊交渉開始(三、八)
- 獨逸政府、埃國政府に對しシュシュニグ首相の引退、ザイス・インカート内閣の内閣組織並に國民投票延期を最後通牒にて要求(三、一一)
- ヒトラー總統の特使ヘッセ公總統のムッソリニ宛親書を齎し空路ローマ着(三、一一)
- 伊國政府、獨逸問題には嚴正中立を言明(三、一一)
- ヒトラー、ミュンヘンより埃國リンツ市着、埃首相ザイス・インカートと會見

- 兩氏獨逸合邦方針を宣明(埃首相サン、ジエルマン條約破棄聲明)(三、一二)
- 伊國ファシスト大評議會獨逸問題に對する方針を決す(ヒトラーよりムッソリニ宛の親書検討)(三、一二)
- 獨逸合邦成る(三、一三)
- 伊國政府ファシスト大評議會後、埃國に對する獨逸の行動を是認する聲明を發す(三、一三)
- ハンガリ政府、獨逸合邦の結果ローマ議定書は事實上價值を失へる旨言明(三、一四)
- 伊國海軍次官カヴァナリ提督下院にて海軍擴充の結果一九四一年の伊國海軍實勢力は七十萬噸と言明(三、一五)
- ムッソリニ下院にて演説、獨逸合邦に關し獨逸支持を表明(三、一六)
- 伊國訪日使節團一行長崎上陸(三、一七)
- 伊英新通商協定成立(三、一八)
- 和蘭、伊國のエチオピア併合承認(三、一九)
- 伊國ファシスト結盟十九周年記念日ムッソリニ、ヴェネツィア宮殿バルコニー

- より演説、伊國は必要あらば何時にても戦ひ征服せんと述べ(三、二三)
- 伊外相チャノと英駐伊大使バースとの第七次會談(三、二七)
- 伊國上下兩院は伊國王及びムッソリニ首相を元師に列する法案を可決(三、三〇)
- 伊國海軍省は多島海艦隊根據地をレロス島よりロドス島に移轉を公表(四、四)
- ローマにてチャノ、バース第十三次會見(四、一〇)
- 伊佛爲替清算協定廢棄に關する新通商協定ローマにてチャノ伊外相と佛ブロンデル代理大使との間に調印(四、一四)
- 伊英協定ローマにて調印(四、一六)
- 伊國新聞紙一齊に社説を掲げ伊英協定により獨伊樞軸に變化なしと強調(四、一六)
- 英陸相ホア・ベリシア飛行機にてナポリ着、次いでマルタ島に向ふ(四、一六)
- ムッソリニ獨逸大使マッケンゼンをヴェネツィア宮に招き伊英協定に對する獨逸政府の意向聴取(四、一八)

○伊國政府日獨伊防共協定を基調とする伊國の外交方針に變更なしと言明(四、二〇)

○チャノ外相アルバニア國テラナに赴き(四、二五)

同國王ゾーグ一世の結婚式に列席(四、二七)

○英佛ロンドン會談(事實上ノ同盟設立)(四、二八)

○伊國政府ダーダネルス海峡に關するモントルー條約を批准せる旨發表(五、二)

○ヒトラー總統ローマ着、伊國王竝にムッソリニ首相等と對面(五、三)

○伊國ジョルナレ・デイタリア主筆ガイダ強力な武力を背景とする獨伊樞軸を謳歌(五、五)

○ヒトラー總統ナポリ灣の伊國艦隊大觀艦式に臨み戰艦カヴール號艦上にてムッソリニと第三次會談(五、五)

○ヒトラー、ローマにて伊國軍の大閱兵式に臨める後キリナーレ宮にてムッソリニ首相と懇談(五六)

○ムッソリニ、ヒトラーをキリナーレ宮の宿舎に訪問懇談、同夜ヴェネツィア

宮の演説を全世界に放送(五、七)

○伊國訪日經濟使節コンチ團長以下入京(五、七)

○ヒトラー、ローマよりフイレンツエを経たる後、ベルリン歸着(五、一〇)

○聯盟理事會エチオピア併合承認問題は各國の自由行動によらしむるに決定し

問題解決(五、一二)

○ハンガリのダランイ内閣總辭職、無任所相イムレデイ新内閣組織(外相デ・

カンヤ留任(五、一三)

○ムッソリニ、ジエノアにて外交演説を行ひフランコ軍の勝利を希望し伊佛會

談の失敗を示唆す(五、一四)

○英リースロス對埃借款保障國會議出席の爲ローマ着(五、一六)

○バルカン歴訪中のトルコ首相バヤール外相アラス、アンカラに歸還(五、一

六)

○獨逸政府ライン、マイン、ダニューブ三河聯絡大運河開鑿計畫發表(五、一七)

○ユーゴースラヴィア陸相マリッチ將軍ベルグラードよりトルコのイスタンブー

ル着(五、一七)

○伊國政府對埃融資保證國委員會(ローマに開催中)より脱退を聲明(五、一八)

○獨逸政府ブルガリアとの間に新爲替協定を締結(五、一九)

○ハンガリとルーマニア兩國の新通商竝に爲替協定ブダペストにて正式調印

(五、一九)

○エジプト首相ムハメット・マームドは議會にて近く伊國との間にリビア、ス
ーダン、エチオピアの國境劃定の直接交渉開始の意を發表(五、一九)

○伊國ジョルナル・レ・デイタリア紙主筆ガイダは徐州陥落に關し大論文を掲げ
て皇軍を稱揚祝福す(五、二〇)

○伊國王エマヌエーレ三世シチリア島よりリビアのトリポリ着(五、二一)

○伊外相チャノ獨逸大使マッケンゼンと會見獨のチッコ政策聴取(五、二六)

○英國政府トルコ政府との間にクレディット供與を含む通商協定を締結(五、二
七)

○獨伊新經濟協定ベルリン外務省にて獨リッペントロップ外相伊アトリコ大使の
間に調印(五、二八)

○ニューヨークに亡命中の反ファシスト巨頭ガリバルディ將軍轉向、ファシス

- ト黨に入り近く伊國に歸るに決定す(五、二九)
- 不干渉委員會議長ブリマス英外務省に佛、獨、伊三國大使及びソ聯代理公使を招き懇談(五、三〇)
- ブルガリア政府伊國のエチオピア併合承認を伊外相へ通告(五、三〇)
- ハンガリ外相デ・カンヤ議會にて外交演説、獨伊樞軸の強化を指摘し親獨政策維持を強調
- 伊外相チャノ、ミラノに於ける外交政策研究所第二回總會開會式にて外交方針を演説(ボルシエヴィズム排撃、日伊親善強調)(六、二)
- 伊國政府小麦、穀類、野菜類の輸出禁止を發令(六、七)
- 伊國ジョルナレ・デ・イタリア紙主筆ガイタは支那事變の現状を批判し、列國は日本の最終的勝利を待つ以外に道なきを知れと論ず(六、一〇)
- 伊國訪日親善使節團バウリッチ一行ローマ歸着(六、一三)
- ユーゴスラヴィア首相スタヤディノヴィッチ、ヴェネツィア着、チャノ伊外相と會談(六、二六—二七)
- 獨逸とルーマニアの新通商協定、獨外務省にて正式調印(六、二二)

- 伊國政府ユーゴスラヴィア首相とチャノ外相とのヴェネツィア會談に關し聲明、伊ユ協力はベルリン・ローマ樞軸と背馳せずと語る(六、二一)
- チャノ伊外相スイスの完全中立復歸承認の二十一日附通牒を手交(六、二二)
- チャノ伊外相マツケンゼン獨大使を招きヴェネツィア對ユ國會談及び英伊關係につき情報交換(六、二二)
- 英國政府最近成立の對トルコ借款協定に基き對土融資法案を發表(融資總額六百萬磅)(六、二四)
- APベルリン支局は獨逸駐支大使トラウトマンの本國歸還により獨逸政府は漸次蔣政權との外交關係を解消せんと報道(六、二七)
- 伊國訪日使節團長バウルッチ、ジョルナレ・デ・イタリア紙上に日本視察談を發表、日本の歓迎に感謝し日伊關係の一層の緊密化を強調(六、二八)
- 伊國駐支大使コラ歸國、後任にマルキオ任命(六、二九)
- 佛國政府は佛土協定成立を正式發表(七、一)
- ムッソリニ英國政府へ親書を送り英伊協定の即時發效を要請(七、二)
- 伊國參謀總長バリアーニ將軍ベルリン着(七、三)

- 佛土友好條約トルコ首都アンカラにて正式調印(七、五)
- パレスチナ不穩、ハイファ及びエルサレムにてアラビア人とユダア人衝突(七、六)
- スペイン派遣のフルスチ將軍を首班とする伊國軍事使節團ローマに歸還、ムッソリニにフランコ軍勝利確實と復命(七、七)
- ハンガリ首相イムレデイ同外相デ・カンヤ、ローマ着、ムッソリニ及びチャノ外相と會談(七、一八一—二〇)
- 南米ボリヴィア、バラグワイのグランチャコ紛争調停成立の旨調停委員會より公表(七、二〇)
- 昨年来ローマにて調印の日伊通商條約追加協定公布(七、二五)
- ムッソリニの第五十五回誕生日、獨ヒトラー總統祝電を送りベルリン、ローマ樞軸強固を謳歌(七、二八)
- ムッソリニ謝電を發し同樞軸の意義を強調(七、三一)
- ギリシア領クリート島に叛亂起り主邑カメアを占領(七、二八)
- ギリシア政府軍に鎮壓せらる(七、二九)

- ブルガリアとバルカン協商國との政治協定サロニカにて調印せられヌイイ條約の軍備條項廢止、ブルガリア再軍備承認等決定(七、三一)
- 伊國政府はユダヤ系外國人の伊國に於ける就學禁止を公表(八、三)
- 伊國政府伊國人の個人及び團體のフランス向旅券の發行を停止す(八、五)
- 伊領リビア總督バルボ獨ゲーリング空相の招待を受け空路ベルリン着(八、九)
- ゲーリングと會談の後ベルヒタスガーデンにてヒトラー總統と會見(八、一三)
- 小協商國會議ユーゴスラヴィア國ブレッドにて開會トリアノン條約を改訂しハンガリの軍備平等權を認む(八、二一—二三)
- 訪獨中のハンガリ攝政ホルティ獨通報艦グリル號にヒトラー總統と同乗しヘルゴランド島に赴く(八、二二)
- 伊國政府十月の新學期よりユダヤ系教授を一掃するに決す(八、二二)
- ムッソリニ、トリエストにて演説、獨逸支持聲明(九、一八)
- 同じくバドアにて演説、獨伊共同戰線強調(九、二四)

- 同じくヴィチエンツァにて演説、講和條約の修正を主張(九、二五)
 同じくヴェローナにて北伊旅行最後の演説獨逸支持強調(九、二六)
 ○伊國陸軍省伊國豫備兵動員説を否認(九、二七)
 ○米國駐英大使フイリツプス、ムツソリニ訪問、ルーズヴェルト大統領のム首相宛親電を傳達(九、二八)
 ○ムツソリニ、チャノ外相と共にローマ發ミュンヘンに向ふ(九、二八)
 ○伊ムツソリニ、獨ヒトラー、英チェンバレン、佛ダラデイ、ミュンヘンに參集四國會談開始(九、二九)
 早曉チニコ問題に關する協定に調印を了せる旨發表(九、三〇)
 ○チニコ首相シロヴィ將軍ミュンヘン協定受諾事情をラヂオにて全國民に演説(九、三〇)
 ○伊國ジョルナレ・デ・イタリア紙主筆ガイダ、ハンガリの權利と題する論説を掲げハンガリ問題急速解決の必要を力説(一〇、四)
 ○伊國ファシスト大評議會、ユダヤ人排斥宣言を採擇(一〇、二六)
 ○獨逸經濟相フンク、トルコ首都アンカラ着(一〇、六)

- 伊國ファシスト大評議會第二日、下院を廢止しファシスト組合院創設案可決(一〇、七)
 ○トルコ政府フンク獨逸經濟相と協議の結果獨逸政府との間に一億五千萬マルクのクレディット設定を發表(一〇、八)
 ○伊國外交官大異動發表(一〇、一〇)
 ○ブルガリア參謀總長ビーフ將軍兇漢に狙撃され重傷、即夜絶命(一〇、一〇)
 ○ベルグラードのユーゴスロヴェンスキー・クリール紙獨逸はユーゴスラヴィアに對し今後五年間ユ國鑛産物三分ノ二を購入する旨申込みと報道(一〇、一一)
 ○バルカン行脚の獨逸經濟相フンク、ブルガリアに向ふ(一〇、一一)
 ○佛國駐伊大使に現駐獨大使ボンセ任命(信任狀宛名は伊太利國及びエチオピア皇帝と正式決定)(一〇、一二)
 ○チェッコ、ハンガリー兩國間のコマルノ會議(チェッコ内ハンガリー少數民族問題解決の爲)決裂、デ・カンヤ外相以下ハンガリー代表一行歸國(一〇、一三)
 ○バルカン諸國經濟行脚を終へベルリン歸還の獨逸經濟相フンク、バルカン諸邦

この經濟提携の可能性を語る(一〇、一七)

○伊國外務省機關インフォルマツイオーネ、ティプロマチカ、ハンガリーの要求を支持しハンガリーへの領土割譲並に人民投票施行を提唱(一〇、一七)

○獨逸と波蘭兩國代表ベルリンにてバーター制に基く獨波貿易協定に正式調印(一〇、一八)

○伊國の對スペイン義勇兵一萬名カデイスよりナポリ港着歸國(一〇、二〇)

○獨外相リッツベントロツプ、ローマ着、チャノ外相と第一次會談(一〇、二七)
ムツソリニと會見チャノと第二次會談(一〇、二八)

○ハンガリー政府系エスチウイサーグ紙ハンガリーは終始一貫獨伊樞軸に忠誠と述べ(一〇、二八)

○チェッコ政府獨伊兩國政府に通牒を送りハンガリーとの紛争に調停を依頼す(一〇、二八)

○訪伊中の獨外相リッツベントロツプ、ムツソリニを訪問、チャノ外相を交へ會談(チェッコ、ハンガリー間調停決定)(一〇、二九)

○伊國メッサジエロ紙日本軍の勝利歓迎の社説を掲げ九國條約改訂は必然と論

す(一〇、三〇)

○伊國ジョルナレ・デイタリア紙社説はチェッコ、ハンガリー紛争に對する獨伊の意見一致點を報ず(一〇、三〇)

○ハンガリー、チェッコ調停の獨伊チェッコ、ハンガリー四國會議ウキーンに開會、紛争解決(一一、二)

○伊國政府在住ユダヤ人排斥法令發布に決す(一一、一〇)

○ハンガリー軍は割譲チェッコ領土の接收を完了(一一、一〇)

○トルコ大統領ケマル・アタチュルク逝去(一一、一〇)

○伊英協定效力發生(エヂプトとの伊英協定も發効)(一一、一六)

○伊國政府英外務省に對し一九三六年ロンドン海軍條約並に一九三八年六月のエスカレーター條項宣言に加入を正式通告(一一、一八)

○滿洲國對伊國の修好通商航海條約批准交換式ローマのキチ宮にてチャノ伊外相徐紹卿滿洲國公使間に行はる(一一、一八)

○獨伊兩國文化協定調印(一一、二二)

○ルーマニア國カロール二世ベルヒテスガーデン着、ヒトラー總統と會談(一一、

二四)

- 日獨文化協定東京にて有田外相とオット大使との間に調印(一一、二五)
- 南阿国防相ビロー、ベルリンよりローマ着(一一、二七)
- チャノ外相及びムッソリニと會談(一一、二八)
- 伊國議會開會チャノ外相外交演説の最中議員及び聴衆はチュニジア、コルシカ等の名を口々に叫ぶ(一一、三〇)
- 伊國ジョルナーレ・デイタリア紙主筆ガイダ、チャノ外相演説の趣旨を更に敷衍強調せる論文を發表し對佛強硬態度表明(一一、二二)
- 佛領チュニス及びコルシカ島にて反伊デモ行はる(一一、四)
- 獨佛共同宣言、佛國外務省にてリップントロップ獨外相とボンネ佛外相間に調印(一一、六)
- 伊國ローマ、ミラノ其他各地にて反佛示威行はる(一一、六)
- 伊外務省機關インフォルマツィオネ・ディプロマチカ獨佛宣言は獨伊樞軸に影響なしと述ぶ(一一、八)
- 伊國ジョルナーレ・デイタリア紙主筆ガイダ植民地問題につき佛國の反省を要

望する論説を掲ぐ(一一、九)

- 獨逸ルーミア通商協定ブカレストにて調印(一一、一〇)
- 佛國外交通ベルチナツクス英首相チェンバレンに伊國に英領ソマリランドの讓渡を提唱する意ありと報ず(一一、一五)
- 伊國政府閣議ユダヤ人財産處分法を決定(一一、一六)
- 伊國政府佛國駐伊大使ボンセを通じ一九三五年一月七日の伊佛協定は效力を有せざるものと思惟する旨通告す(一一、一八)
- 獨經濟相フンク伊國シチリア島に向ふ(一一、一八)
- ハンガリー新外相オサキ、ハンガリーの外交政策を闡明し防共樞軸接近と善隣方針を述ぶ(一一、一八)
- チャノ伊外相ハンガリー首府ブタペスト着(一一、一九)
- 伊國政府は英獨兩國政府に對しローマ駐劄兩國大使を通じ伊佛協定の廢棄を通告(一一、二四)
- 伊國ジョルナーレ・デイタリア紙チュニスの統治と題する主筆ガイダ氏署名の社説掲載伊國はチュニス問題に發言權を有すと主張(一一、二八)

一九三九年

- 佛國政府ジブチへ驅逐艦二隻及び陸兵一千名を派遣の旨發表(一二、二九)
- 佛ソ通商協定満期、一箇年間延長に決す(一二、三二)
- 英サンデー、タイムズ記者スクルテ、ター獨逸が強大なる海軍を擁し地中海に干渉を加ふる恐れ有りと論ず(一、二)
- 佛首相ダラディエ、コルシカ島に向ふ(一、一)
- 米大統領ルーズヴェルトよりムッソリニ首相に宛てたるユダヤ人問題に關するメッセーヂ米駐伊大使フィリップよりチャノ外相に通達(一、三)
- 佛首相ダラディエ、コルシカよりチュニス着、同地防衛の決意を披瀝す(一、三)
- 獨經濟相フンク伊國シチリア島よりローマ着(一、七)
- 伊國新聞チエッコ、ハンガリ衝突事件につきハンガリを支持(一、七)
- 伊英兩國政府は伊英協定に基く第一回の軍事情報交換を行ふ(一、一〇)
- 英チエンバレン首相ハリファックス外相ローマ着、ヴェネツィア宮にてムッソリニ及びチャノ外相と第一次會談を行ふ(一、一一)
- 右同第二次會議の結果スペイン問題は満足の諒解に達せずとのコミニユケ

發表(一、一二)

- ハンガリ政府、日獨伊防共協定參加を正式聲明(一、一三)
- A・Pローマ支局、獨ヒトラー總統が十二日駐伊マッケンゼン大使を通じムッソリニ首相の自重を要望し一年間平和維持の意見を傳達せしめたる旨報道(一、一三)
- ハンガリ外相チャーキー、ベルリン着ヒトラー總統と會談(一、一六)
- 獨逸政府は一億五千萬マルクのトルコ政府とのクレディト協定に調印を了せる旨發表(一、一六)
- 伊國チャノ外相ユーゴスラヴィア國ベルジヨの狩獵會に出席、ユ國首相ストヤディノウイツチと會談(一、一九)
- 伊國ジヨルナール、デイタリア紙、小協商其他中歐諸國は漸次ベルリン、ローマ樞軸に接近しつつありと報道(一、二二)
- 右同紙「伊ユ會談の結論」と題するガイダ主筆の論説を掲げユーゴの接近による獨伊樞軸の威力を述べ(一、二三)
- 伊國政府、一九〇一年生れの壯丁二十萬に召集令を發せりとの風説を否認

(一、二四)

○伊國無任所相ファリナッチ、ローマよりベルリン着(ユダヤ人問題協議)(一、二五)

○ブルガリア國王ボリス三世ムツリニをヴェネツィア宮に訪問(一、二五)

○フランコ軍、人民戦線派首府バルセロナを占領す(一、二六)

○伊國シヨルナレ、デイタリア紙主筆ガイダ「火に油を注ぐもの」と題し米
ルーズヴェルトの演説を攻撃(二、四)

○ローマ訪問中の獨逸突撃隊長ルツエ、リビアに向ふ(二、六)

○伊國とソ聯間の新通商協定ローマにて調印(二、七)

○伊國シヨルナレ、デイタリア紙ガイダ主筆の論説を掲げ伊國義勇軍撤退の
條件とするフランコ政府の政治的勝利の意味を説明(二、七)

○ローマ法王ピオ十一世逝去(二、一〇)

○ビルマ騷擾悪化(二、一〇)

○伊國半官紙レラツイオーネ、インテルナツイオナレ紙、對佛強硬論を掲ぐ
(二、一一)

○獨逸と伊國の新通商協定並に之に伴ふ獨伊關稅協定ローマにて調印(二、一
三)

○伊國政府南米各國周航中の第七艦隊に對し至急本國歸航を命ず(二、一四)

○伊國政府非公式に意見を發表し英佛のスペイン干涉を絶對排撃(二、一五)

○伊國バドリオ元帥ローマ發、リビアのトリポリへ急行(二、一九)

○英下院にてバトラー外務次官は伊國軍隊三萬人リビアに派遣されたる旨言明
(二、二〇)

○バルカン小協商會議ブカレストに開催(二、二〇—二二)

○ハンガリ國防共協定參加の調印(二、二四)

○チャノ外相ローマ發、ワルソーに向ふ(二、二四—二五)

○獨空相ゲーリング元帥ベルリン發サンレモに赴く(三、三)

○伊バルボ、バドリオ兩元帥リビアよりローマ歸着(三、一〇)

○トルコ政府はフランコ政府承認を正式に通告(三、一〇)

○チエッコ國獨逸の保護下に置かる(三、一五)

○獨逸軍スロヴァキア進駐(三、一六)

- 獨逸メーメルを併合す(三、二二)
- 獨逸とルーマニアの新經濟協定ブカレストにて調印(三、二二)
- 英國駐伊代理大使チャールス及びエチプト代理公使オマル、伊チャノ外相に東アフリカの國境調整に關する覺書手交(三、二二)
- スロヴァキア保護國化の獨逸とスロヴァキアの協定獨逸外務省にて調印(三、二三)
- 日伊文化協定東京にて正式調印(三、二三)
- 佛國元首相ラヴアル、ローマ着(三、二五)
- ムッソリニ、ファシスト二十周年記念祭にて演説を行ひ伊の對佛要求がチユニス、スエズ、チブチ、にあることを明かにす(三、二六)
- フランコ政府防共協定に正式調印(三、二七)
- フランコ軍マドリッド入城(三、二八)
- ハンガリ、スロヴキア兩國間の國境紛争はス國が國境沿ひの幅約三十軒人口約六萬の地帯をハ國に割讓することにより解決(四、一)
- 訪獨中の伊陸軍參謀總長バリアニ將軍獨逸國防軍總司令カイテル將軍ト獨伊

兩最高軍事會議を開催し軍事提携強化に關し主要協議を遂ぐ(四、五一―六)

- 訪英中のポーランド外相ベックは英外相ハリファックスと最終打合せを遂げコムミニユケを發表せるも英波相互援助協定に觸れず(四、六)
- 伊軍アルバニア進駐開始(四、七)
- 東地中海を旅行中のゲツベルス獨宣傳相伊領ロデス島に赴く(四、八)
- リビア訪問中のゲーリング航空相バルボ總督訪問密談、翌日バ總督と共にチユニス國境方面を視察(四、一〇―一一)
- ローマに赴きムッソリニと會談(四、一五―一六)
- ルーター通信はムッソリニが英國に對し五月スペイン義勇兵撤收を約せる旨を報ず(四、一一)
- 伊のアルバニア正式併合(四、一五)
- ハンガリー首相テレキ、チャキー外相と共にローマ着、ムッソリニ、チャノと會談(四、一八)
- 伊太利とメキシコとのバーター協定調印(四、一九)
- ルーマニア外相ガフェニコ、ヒトラー初めリベントロップ外相等とベルリンに

於て會談、其の結果ル國の親獨傾向確實と觀らる(四、一九)

○チャノ外相とユーゴスラヴィア外相マルコヴィツチとの會談ツエネツィアに開始、ユ國の獨伊樞軸加入確實と觀らる(四、二二)

○駐伊英國大使バース辭任歸國の途につく(四、二四)

○ユーゴスラヴィア外相マルコヴィツチ、ベルリン着リツペントロツプ外相及びヒットラーと會談(四、二五—二六)

○ヒットラー大獨逸國會に於て演説を行ひ其の中に獨波協定廢棄を宣言す(四、二八)

○獨逸陸軍總司令フォン、ブラウヒツチ將軍ローマにて伊政府首腦と兩日に亘る會談を終へ、伊陸軍次官バリアーニと共にリビアに向ふ、リビア一帯の伊軍事施設を視察する爲(五、一)

○ルーマニア外相ガフエンコ、ベルリン訪問の歸途ローマ到着、チャノ外相及びムツソリニと會談(四、三〇—五、四)

○駐伊新英大使バーシー・ロレーン、ローマ着任(五、二)

○ハンガリ經濟相アントン、クンデル、ローマ着過般伊洪會談により成立せる

兩國間新經濟協定の細目につき伊政府首腦と交渉(五、二)

○獨外相リツペントロツプ伊外相チャノ北伊ミラノ及びコモに於て會談、獨伊軍事同盟成立(五、六—七)

○空相ゲーリング北伊サン、レモに到着(五、四)

伊佛國境方面視察(五、)
グアレンシアに赴く(五、九)

○リビア總督バルボ元帥空路カイロに到着、フアルク國王其他モハメッド、コームード首相等と會談(五、八—一一)

○スペイン外相ホルダーナは國際聯盟事務總長アヴノール宛スペイン政府は聯盟を脱退する旨正式通告(五、八)

○ユーゴスラヴィア、バウル攝政マルコヴィツチ外相を伴ひローマ到着(五、一〇)

○ルーマニア藏相コンスタンチネスコ、ローマ着、伊羅經濟會談開始(五、一一)

○英羅通商協定ブカレストに於て調印(五、一一)

○英土協定成立し地中海に關する暫定的相互援助取極め成る(五、一二)

- 伊國のローマ、ブルガリア間定期航空路ベルシャ灣のバスラ迄延長(五、一三)
- 獨逸通商使節團ベルグラード到着、ユーゴスラヴィアに於ける棉花、羊毛、煙草の生産増加を慫慂し獨逸通商關係の改善を圖る(五、一六)
- 伊太利ルーマニア、バーター協定成立(五、一八)
- 獨伊軍事同盟ベルリンにて正式調印(五、二二)
- ユーゴスラヴィア、バウル攝政ベルリン着ヒトラーと懇談(六、一)
- 伊國義勇軍一萬三千スペインより歸國(六、五)
- スペイン内相スネルを首班とする訪伊使節團伊國到着ムッソリニと懇談(六、五—七)
- 獨逸ラトヴィア、エストニア兩國間の不侵略協定調印(六、七)

参考文献

- Muriel Currey, O.B.E. : Italian Foreign Policy 1918-1932
- Macartney and Cremona : Italy's Foreign and Colonial Policy 1914-1937
- Margret Boveri : Mediterranean Cross-Currents
- Elizabeth Monroe : The Mediterranean in Politics
- Charles Petrie : Lords of the Inland Sea
- George Slocombe : The Dangerous Sea
- George Martelli : Whose Sea ?
- H.W. Schneider : The Fascist Government of Italy
- L.A. Marescotti : Guerra Diplomatica (1914-1919)
- B. Russo : Politica estera e coloniale
- Gaspara Ambrosini : I Problemi del Mediterraneo
- Istituto per gli Studi di Politica Internazionale : Annuario di Politica Internazionale
- Angelo Sammarco : Gli Italiani in Egitto
- Virginio Gayda : Italia e Francia
- E.W. Eschmann : Die Aussenpolitik des Faschismus
- Académie Diplomatique Internationale : Dictionnaire Diplomatique

The New York Times
The Times (London)
Il Giornale d'Italia
Corriere della Sera

三省堂編輯所編

最新世界年表

外交時報社

外交時報(外交半月日誌)

チシユカ著
白谷忠三譯

イタリア政治經濟大觀

伊藤正徳記述

地中海に關する論說

其他

書庫

終